

# 五霞町こども計画



令和7年3月

五 霞 町



## はじめに

国は、令和 5 年の合計特殊出生率が「1.20」という過去最低を記録するなど少子化に歯止めがかからない中、令和 5 年 12 月、こども施策を総合的に推進するため「こども大綱、また、次元の異なる少子化対策の実現に向け、3 年間で集中取組期間とした「こども未来戦略「加速化プラン」」を閣議決定し、様々な政策を実施しております。



本町においては、令和 2 年 3 月に『第 2 期五霞町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、保育料の無償化をはじめ、出産や子育てに関する相談からこどもの成長に合わせた養育方法などの情報提供を切れ目なく行っていくため、母子保健機能と児童福祉機能を兼ね備えた「五霞町こども家庭センター」の設置など様々な子育て支援策を推進してまいりました。

今回、『第 2 期五霞町子ども・子育て支援事業計画』の改定時期を迎えることから、既存の「子ども・子育て支援事業」を含め、さらには、国のこども大綱を勘案した『五霞町こども計画』を策定いたしました。

本計画の基本理念「すべてのこども・若者が 夢をもちのびのびと育つまち 五霞」の実現に向けては、「行政」「家庭」「地域」「団体・企業」の連携が重要となりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました子ども・子育て委員の皆様をはじめ、アンケート調査やワークショップを通し、貴重な御意見をいただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

五霞町長 知久清志





|            |                              |           |
|------------|------------------------------|-----------|
| <b>第1章</b> | <b>はじめに</b>                  | <b>1</b>  |
| 第1節        | 計画の策定にあたって                   | 1         |
| 第2節        | 計画の法的な位置づけ                   | 1         |
| 第3節        | 本計画の位置づけ                     | 2         |
| 第4節        | 計画の期間                        | 2         |
| 第5節        | 計画の対象                        | 2         |
| <b>第2章</b> | <b>子育てを取り巻く環境の変化</b>         | <b>3</b>  |
| 第1節        | 生活様式の変化                      | 3         |
| 第2節        | 地域の変化                        | 4         |
| 第3節        | 持続可能な開発目標への取組                | 5         |
| <b>第3章</b> | <b>本町におけるこども・子育て環境の現状</b>    | <b>6</b>  |
| 第1節        | 本町の姿                         | 6         |
| 1          | 人口構造                         | 6         |
| 2          | 人口増減                         | 7         |
| 3          | 世帯数等の推移                      | 7         |
| 4          | 人口3階層別の推移                    | 8         |
| 5          | 出生の動向                        | 8         |
| 第2節        | 本町における保育園・幼稚園・こども園の状況        | 9         |
| <b>第4章</b> | <b>こども施策の推進に関する基本的な方針</b>    | <b>10</b> |
| 第1節        | 計画の基本理念                      | 10        |
| 第2節        | 基本理念実現の数値目標                  | 11        |
| 第3節        | 計画の基本的な視点                    | 12        |
| 基本視点1：     | こども・若者の最善の利益が実現される社会づくり      | 12        |
| 基本視点2：     | 子育て力及び情報発信の強化と地域参加の推進        | 12        |
| 基本視点3：     | ライフステージに応じて切れ目のない子育て支援の推進    | 12        |
| 基本視点4：     | 貧困と格差の解消と誰もががのびのびと活動できる環境づくり | 13        |
| 基本視点5：     | 結婚・子育てに関する希望の持てる風土づくり        | 13        |
| 基本視点6：     | 関係機関と連携したこども・若者、子育て支援の推進     | 13        |

|                |    |
|----------------|----|
| 第4節 重点施策 ..... | 14 |
| 重点施策① .....    | 14 |
| 重点施策② .....    | 14 |
| 重点施策③ .....    | 14 |
| 重点施策④ .....    | 15 |
| 重点施策⑤ .....    | 15 |
| 重点施策⑥ .....    | 15 |
| 重点施策⑦ .....    | 16 |
| 重点施策⑧ .....    | 16 |
| 第5節 施策体系 ..... | 17 |

## 第5章 こども施策の展開.....22

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| 第1節 基本的な視点に沿った取組 .....                    | 22 |
| 1 こども・若者の最善の利益が実現される社会づくりに関する取組 .....     | 22 |
| 2 子育て力及び情報発信の強化と地域参加の推進に関する取組.....        | 27 |
| 3 ライフステージに応じて切れ目のない子育て支援の推進に関する取組.....    | 30 |
| 4 貧困と格差の解消と誰もががのびのびと活動できる環境づくりに関する取組..... | 44 |
| 5 結婚・子育てに関する希望の持てる風土づくりに関する取組.....        | 46 |
| 6 関係機関と連携したこども・若者、子育て支援に関する取組.....        | 49 |
| 第2節 子ども・子育て支援事業の推進にあたって .....             | 53 |
| 1 認定こども園の普及.....                          | 53 |
| 2 認定こども園及び保育所、小学校との連携 .....               | 53 |
| 3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....               | 53 |
| 4 子育て世帯支援施策の検討について .....                  | 53 |
| 5 教育・保育施設と地域子ども・子育て支援事業及び保幼小連携の推進 .....   | 53 |

## 第6章 計画の推進に向けて.....54

|                        |    |
|------------------------|----|
| 第1節 計画の推進体制.....       | 54 |
| 1 計画の周知.....           | 54 |
| 2 計画推進体制の連携強化.....     | 54 |
| 第2節 計画推進における役割分担 ..... | 55 |
| 1 町の役割.....            | 55 |
| 2 家庭の役割.....           | 55 |

|                                    |            |
|------------------------------------|------------|
| 3 地域の役割.....                       | 55         |
| 4 子育て支援に関わる事業者・団体及びその職員の役割 .....   | 55         |
| 5 企業の役割.....                       | 56         |
| 第3節 計画の進行管理.....                   | 56         |
| <b>第7章 子ども・子育て支援ニーズ調査結果 .....</b>  | <b>57</b>  |
| 第1節 調査の概要 .....                    | 57         |
| 第2節 就学前児童調査結果.....                 | 58         |
| 第3節 小学生児童調査結果.....                 | 72         |
| 第4節 中学生調査結果.....                   | 82         |
| 第5節 高校生調査結果.....                   | 90         |
| 第6節 若者調査結果 .....                   | 98         |
| 第7節 子どもの生活に関する調査結果.....            | 110        |
| <b>第8章 こどもワークショップ .....</b>        | <b>121</b> |
| 第1節 こどもワークショップの目的と役割 .....         | 121        |
| 第2節 ワークショップの実施 .....               | 123        |
| 1 日程・場所 .....                      | 123        |
| 2 本町での生活に関する質問 .....               | 124        |
| 3 相談者に関する質問.....                   | 127        |
| 4 課外活動に関する質問.....                  | 127        |
| 第3節 ワークショップの総括 .....               | 129        |
| <b>第9章 こども・子育てのためのワークショップ.....</b> | <b>130</b> |
| 第1節 こども・子育てのためのワークショップの概要.....     | 130        |
| 第2節 こども・子育てのためのワークショップの総括.....     | 131        |



---

# 第1章 はじめに

---

## 第1節 計画の策定にあたって

---

令和4年6月に「こども基本法」が成立・公布され、令和5年4月1日の施行に伴い、こども家庭庁が発足し、令和5年末には「少子化社会対策」「子ども・若者育成支援」「子供の貧困対策」を含む「こども大綱」が閣議決定されました。

こども基本法には、既存の各法令に基づく市町村計画を束ね、一元化し、また、国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の策定が努力義務とされています。

五霞町こども計画（以下、「本計画」という。）は、現行の「第2期五霞町子ども・子育て支援事業計画」が計画期間を終了することを受け、これまでの町の実施を振り返るとともに、これからのこどもの健やかな成長を支援すること、子ども・子育て支援の実施だけでなく、少子化対策、子ども・若者育成支援、こどもの貧困対策における五霞町（以下、「本町」という。）のあり方を定めるため、市町村こども計画として策定するものです。

## 第2節 計画の法的な位置づけ

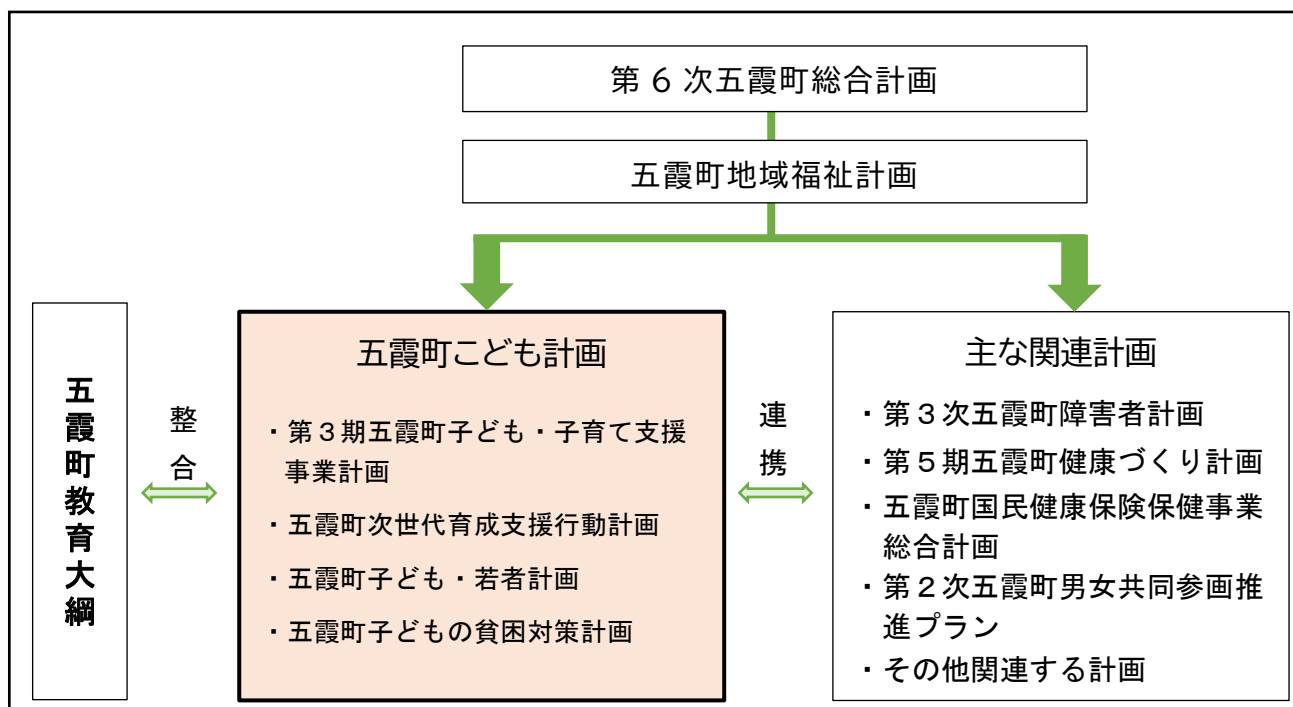
---

現行計画である「第2期五霞町子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」の内容を含む計画として策定されました。

本計画は、これらの計画に加え、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「市町村子ども・若者計画」及び「こどもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に規定する「市町村計画」の内容をも含む計画として策定します。

### 第3節 本計画の位置づけ

本計画は、町の「五霞町総合計画」及び「五霞町地域福祉計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり、関連する他の計画との整合性を図りながら策定しています。



### 第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度～令和11年度の5年間とします。なお、時勢の変化等を鑑み、必要に応じて随時見直すものとします。

### 第5節 計画の対象

「子ども・子育て支援」については、計画の対象を、生まれる前から乳幼児期を経て18歳までの子どもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体とします。

「若者支援」については、計画の対象を概ね18歳から39歳の者とします。

なお、「こども基本法」では、『本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』と明記されていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないとします。

---

## 第2章 子育てを取り巻く環境の変化

---

### 第1節 生活様式の変化

---

かつてのこどもが育つ環境は、地域の大人の目が身近にあり、自然とこどもを見守る機能が果たされていました。また、保護者も地域とのつながりの中でこどもを育てることができ、こどもを育てる知識や経験の不足を親族や地域住民が補う関係性が構築されていました。

しかし、現在では核家族化やプライバシー意識の高まりなどによって、地域とのつながりがかつてほど強くなり、子育て世代が地域の中で孤立しやすくなっています。また、情報通信網の発達や情報通信機器の性能が向上し、より多くの情報に触れられるようになった一方で、誤った情報が拡散されることもあり、多くの情報にさらされることで、さらに保護者の不安が増大する要因ともなっています。

産業・就業構造が大きく変化し、雇用形態が多様化・流動化しており、非正規雇用者の割合が高いことが指摘されています。また、少子化により労働力の減少が見込まれる中で、若者が社会の担い手として活躍することも求められています。こどもの将来の就労や若者の社会貢献に対する意識や能力を育み、自己の適性や将来の設計について主体的に考えられるようにするなど、次代の担い手に望ましい雇用環境へ誘う必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行は、結婚、妊娠・出産、子育ての当事者にも多大な影響を与え、安心してこどもを産み育てられる環境を整備することの重要性が改めて浮き彫りになりました。影響を受ける子育て世帯への柔軟な支援等とあわせ、非常時の対応にも留意しながら、子育て支援を進めていくことが求められます。

こどもの視点でみると、かつてないほどに物質的に豊かで便利な環境において暮らしているものの、共働き世帯の増加や保護者の長時間就労などにより、親子が接する時間はかつてより減っていることが想定されます。

## 第2節 地域の変化

少子化とプライバシー意識の高まりによって、地域とこどもの関係性はより希薄化することとなりました。地域のこどもが少なくなり、地域（周囲）からのこどもやその保護者に対する目はより厳しいものとなっています。

こどもの保護者にとっても、出産するまで乳幼児と接した経験が少なく、相談先も分からないため、トラブルや悩みを1人で抱え込むことが多くなっています。少子高齢化・人口減少による経済的な不安も大きく、これまで以上に子育て世代の抱える不安は大きくなってきています。

さらに、経済のグローバル化、技術の高度化が進むことで、個人に求められる能力も変化してきており、社会としても多様性が求められるようになっていきます。平成20年から学習指導要領が改訂され、脱ゆとり教育として、ゆとり教育でも詰め込み教育でもなく、生きる力を育む教育とされました。令和2年からは小学校の英語教育が本格化し、小学校におけるプログラミング教育も必修化されました。インプットを重視する受け身型の授業から主体的な行動を求める能動型の授業に変化していくことが見込まれています。

また、若者が社会の一員として地域を発展させていくためには、積極的に社会に参画し、よりよい社会づくりに取り組んでいく必要があります。地域社会を活性化させていくためにも、若者の地域活動への参加が求められます。

他方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少が与える貧困世帯での学習環境の悪化、ヤングケアラー<sup>※1</sup>の対応、こどもの孤立等の問題に加え、子育て家庭の孤立、女性のL字カーブ<sup>※2</sup>等のこどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

こうした地域や社会の変化・要請に対応しつつ、こども・若者の育ちや学びを支援していく必要があります。

※1 「ヤングケアラー」とは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。令和6年6月に施行された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法を改正し、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。

※2 「L字カーブ」とは、女性の正規雇用比率を年齢階層別に線グラフで示したとき、20代後半をピークに、その後は右肩下がりで低下していく現象のこと。線グラフが「L」を寝かせたように見えることから、このように呼ばれます。内閣府の有識者懇談会「選択する未来 2.0」が令和2年7月に公表した中間報告で問題提起されました。

### 第3節 持続可能な開発目標への取組

本町は、持続可能な社会の創り手となることができるよう、SDGs に関する教育を推進するなどし、これからの社会に生きる子ども・若者が、自然環境や地域・地球規模等の諸課題について、自らの課題と考え、解決していくための能力や態度を育んでいきます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「SDGs（エスディーゼーズ）」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の目標です。

このサミットでは、2015年から2030年までの長期的な開発の指針として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この文書の中核を成す「持続可能な開発目標」をSDGsと呼んでいます。

17の国際目標、その下に169のターゲット、232の指標が決められています。



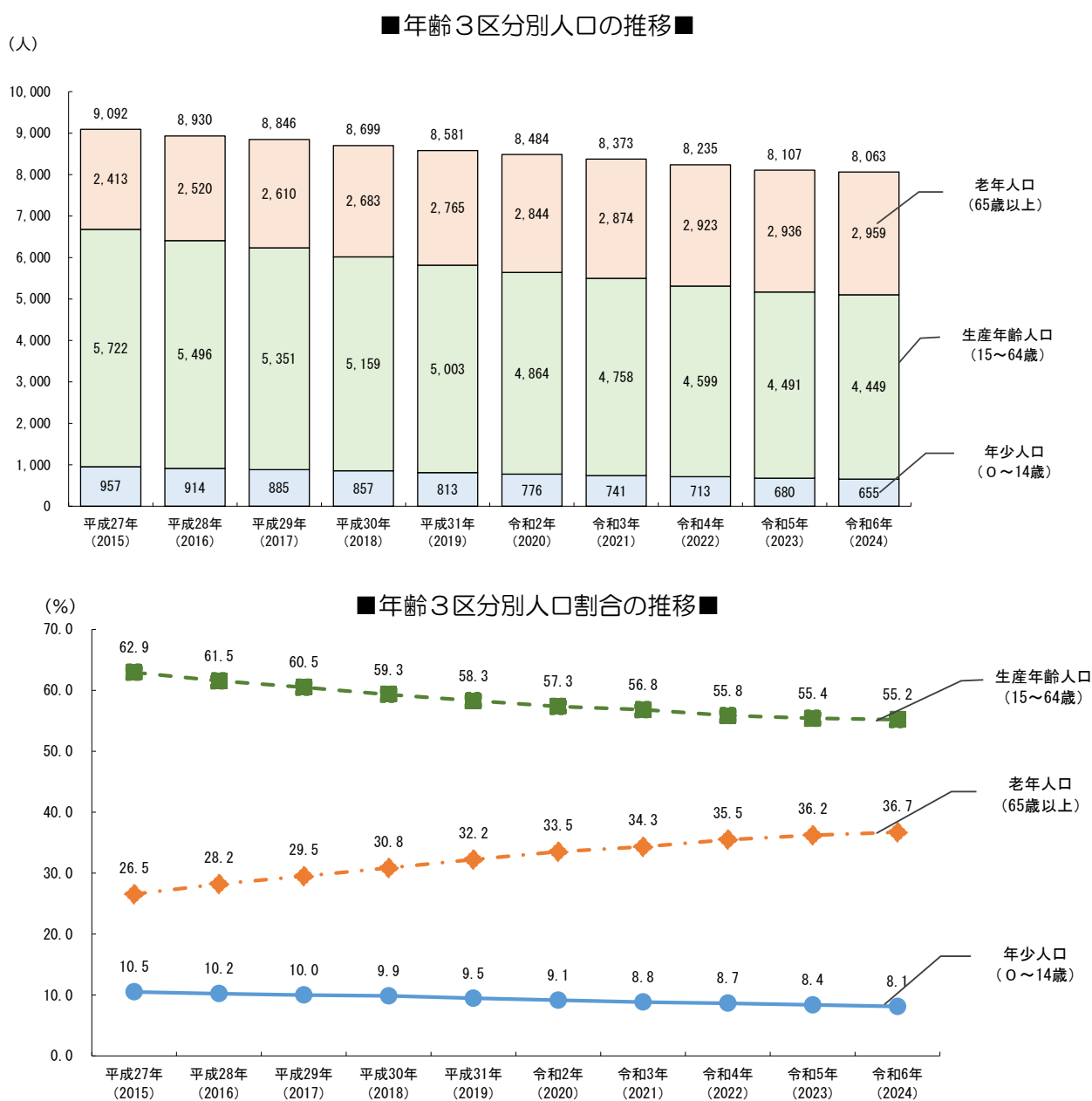
## 第3章 本町におけるこども・子育て環境の現状

### 第1節 本町の姿

#### 1 人口構造

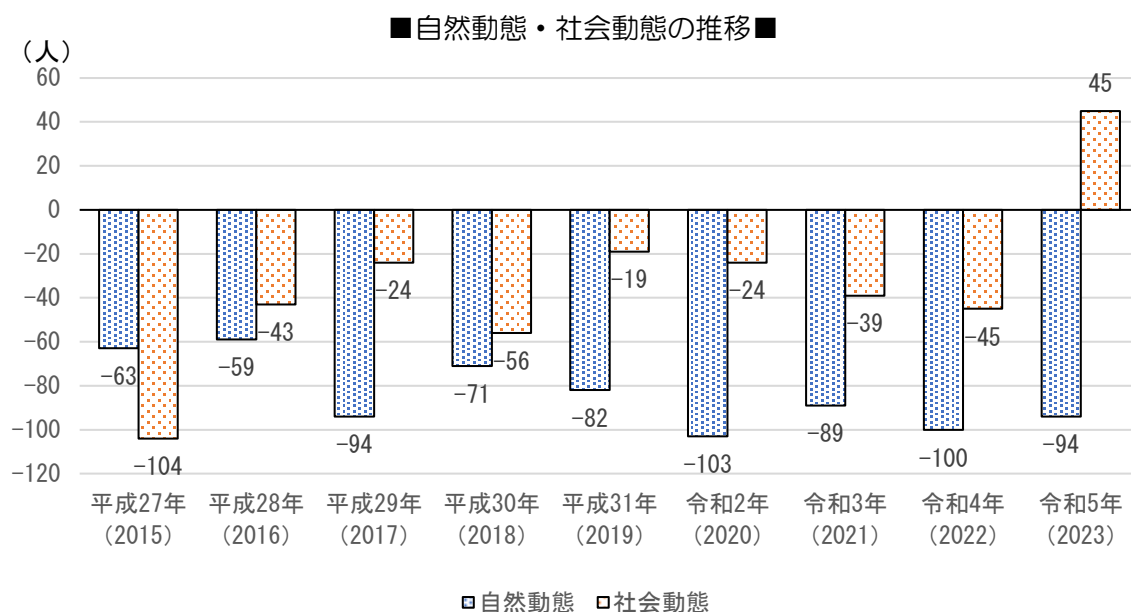
本町の人口は減少傾向にあり、2024（令和6）年1月1日現在、8,063 人となっています。

また、2024（令和6）年1月1日現在の年少人口（0～14 歳）は 655 人（8.1%）、生産年齢人口（15～64 歳）は 4,449 人（55.2%）、老年人口（65 歳以上）は 2,959 人（36.7%）で、老年人口が全体の 3 割以上を占め、年少人口は 1 割未満となっており、人口減少、少子高齢化の進行がうかがえます。



## 2 人口増減

本町の人口は、自然増減・社会増減ともに過去5年間一貫してマイナスとなっていました。令和5年の社会動態はプラスに転じています。

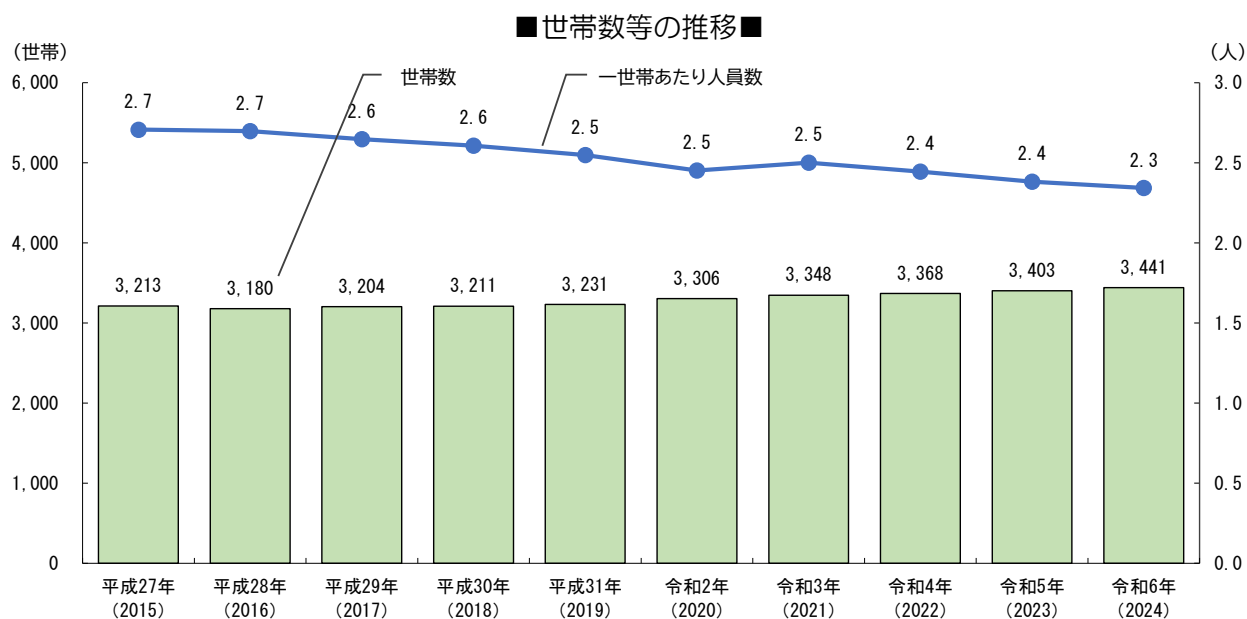


出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）各年1月1日現在

## 3 世帯数等の推移

本町の世帯数は、2015（平成27）年に3,213世帯でしたが、2024（令和6）年1月1日現在ではやや増加し3,441世帯となっています。

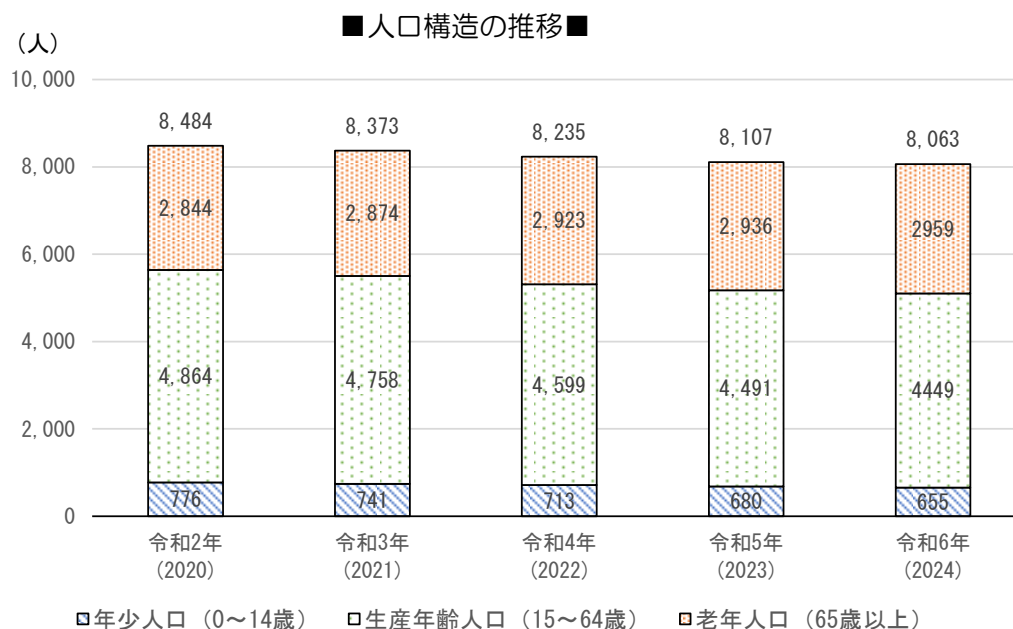
一方、一世帯あたりの人員数は減少傾向にあり、2024（令和6）年1月1日現在、2.3人となっており、核家族化の進行がうかがえます。



出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）各年1月1日現在

## 4 人口3階層別の推移

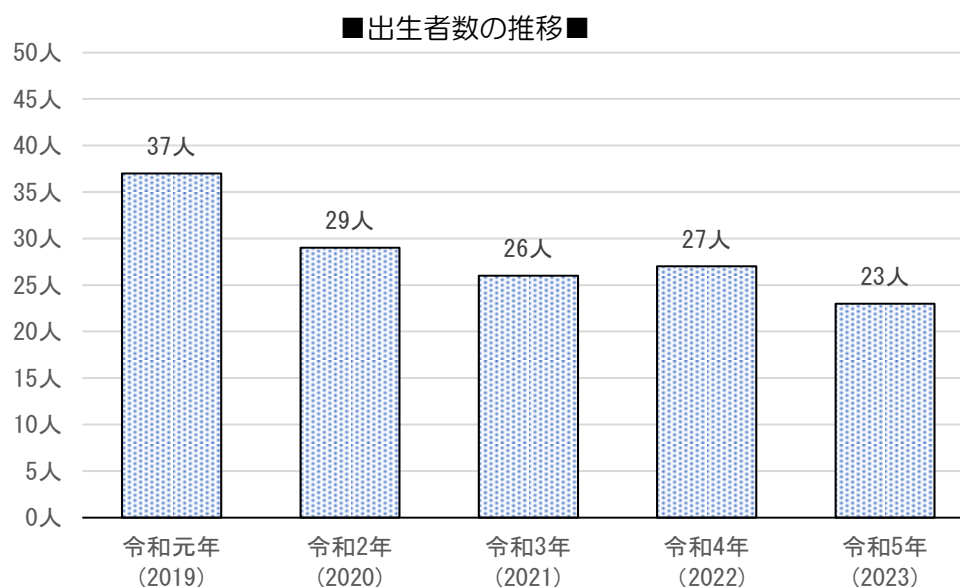
年少人口（0～14 歳）は減少傾向で推移しており、令和 6 年は 655 人となっています。  
 生産年齢人口（15～64 歳）についても同様に減少傾向で推移しており、令和 6 年は 4,449 人となっています。  
 一方、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあり、令和 6 年は 2,959 人となっています。



出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）各年 1 月 1 日現在

## 5 出生の動向

こどもの出生数は減少傾向にあり、令和元年に 37 人あった出生数は、令和 5 年には 23 人となっています。



出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）各年 1 月 1 日現在

## 第2節 本町における保育園・幼稚園・こども園の状況

本町における保育園・幼稚園・こども園の状況は以下のとおりです。

単位：人

| 施設・事業所                      | 利用<br>定員 | 入所者 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 |
|-----------------------------|----------|-----|----|----|----|----|----|----|
|                             |          | 受入  | 受入 | 受入 | 受入 | 受入 | 受入 | 受入 |
| 川妻認定こども園<br>おひさま（教育）        | 15       | 12  | 0  | 0  | 0  | 2  | 5  | 5  |
|                             |          | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 川妻認定こども園<br>おひさま（保育）        | 50       | 35  | 1  | 5  | 6  | 3  | 11 | 9  |
|                             |          | 4   | 0  | 1  | 0  | 2  | 0  | 1  |
| 認定こども園<br>五霞幼稚園・保育園<br>（教育） | 143      | 14  | 0  | 0  | 0  | 5  | 2  | 7  |
|                             |          | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 認定こども園<br>五霞幼稚園・保育園<br>（保育） | 100      | 71  | 5  | 13 | 12 | 9  | 13 | 19 |
|                             |          | 21  | 21 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 計                           | 308      | 132 | 6  | 18 | 18 | 19 | 31 | 40 |
|                             |          | 25  | 0  | 6  | 2  | 6  | 6  | 5  |

令和6年4月1日現在

| 施設・事業所          | 所在地                         |
|-----------------|-----------------------------|
| 川妻認定こども園おひさま    | 〒306-0314 茨城県猿島郡五霞町川妻 494-5 |
| 認定こども園五霞幼稚園・保育園 | 〒306-0313 茨城県猿島郡五霞町元栗橋 1589 |



## 第4章 こども施策の推進に関する基本的な方針

### 第1節 計画の基本理念

「第2期五霞町子ども・子育て支援事業計画」においては、「子どもが 夢をもてるまち 五霞」を基本理念に掲げ、保育料の無償化を始め、様々な子ども・子育て支援策を実施してきました。

本計画の基本となる考え方として、この理念を継承しつつ、すべてのこども・若者が地域において愛され、慈しまれ、のびのびと明るく健やかに、夢をもちながら希望と幸福感（Well-being）を感じ、暮らすことができるまちの実現を目指し、『すべてのこども・若者が夢をもちのびのびと育つまち 五霞』を基本理念とします。

### 五霞町こども計画基本理念

**すべてのこども・若者が  
夢をもちのびのびと育つまち 五霞**

コロナ禍を転機として、新しい働き方や暮らし方など多様なライフスタイルが生まれ、こども一人ひとりの悩みや困りごとにも複雑化しています。本町で育つすべてのこどもたちが“夢”をもって成長していくことを願い、これからも子ども・子育ての取組を推進します。

## 第2節 基本理念実現の数値目標

基本理念の実現に向け、以下のとおりライフステージに応じた数値目標を設定し、各種施策を推進していきます。

|         |                         |      | 現状値   |   | 目標    |
|---------|-------------------------|------|-------|---|-------|
| 出生から幼少期 | ①本町が子育てしやすい環境と感じる保護者の割合 |      | 22.9% | ➡ | 40.0% |
|         | ②子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合   |      | 65.1% | ➡ | 70.0% |
| 学童期     | ③本町が子育てしやすい環境と感じる保護者の割合 |      | 23.2% | ➡ | 40.0% |
|         | ④五霞町に住んでいたいと考えるこどもの割合   |      | 85.3% | ➡ | 90.0% |
| 思春期     | 将来、五霞町で生活していると思うこどもの割合  | ⑤中学生 | 11.8% | ➡ | 30.0% |
|         |                         | ⑥高校生 | 20.0% | ➡ | 40.0% |
|         | 将来の夢や目標を持っているこどもの割合     | ⑦中学生 | 60.7% | ➡ | 80.0% |
|         |                         | ⑧高校生 | 73.3% | ➡ | 80.0% |
| 青年期     | ⑨将来も五霞町に住み続けたいと考える若者の割合 |      | 18.8% | ➡ | 30.0% |

### 現状値としたデータの一覧

| 目標番号 | データ掲載頁 | 現状値としたアンケート結果及びワークショップ回答結果                                                                      |
|------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①    | P71    | 20 本町での現在のあなたの子育て環境への共感度「⑩全体的にみて、五霞町は子育てしやすい環境である」の問いに対し「どちらかというと思う」との回答 22.9%を現状値とした。          |
| ②    | P67    | 16 子育てをどのように感じているか「楽しいと感じることの方が多い」との回答 65.1%を現状値とした。                                            |
| ③    | P80    | 16 本町での現在のあなたの子育て環境への共感度「⑩全体的にみて、五霞町は子育てしやすい環境である」の問いに対し「とても思う」「どちらかというと思う」との回答合計 23.2%を現状値とした。 |
| ④    | P124   | ①この町にずっと住んでいたいのですかの問いに対し「はい」との回答割合 85.3%を現状値とした。                                                |
| ⑤    | P89    | 11 将来、本町で生活していると思うか「五霞町で生活していると思う」との回答 11.8%を現状値とした。                                            |
| ⑥    | P97    | 11 将来、本町で生活していると思うか「五霞町で生活していると思う」との回答 20.0%を現状値とした。                                            |
| ⑦    | P87    | 8 日常生活の中で感じていることの中で「自分には将来の夢や目標がある」の問いに対し「そう思う」40.2%「まあ思う」20.5%との回答合計 60.7%を現状値とした。             |
| ⑧    | P95    | 8 日常生活の中で感じていることの中で「自分には将来の夢や目標がある」の問いに対し「そう思う」42.2%「まあ思う」31.1%との回答合計 73.3%を現状値とした。             |
| ⑨    | P102   | 11 将来もずっと、現在住んでいるところに住んでいたいかの問いに対し「住んでいたい」との回答 18.8%を現状値とした。                                    |

## 第3節 計画の基本的な視点

本計画の基本理念の実現に向けては、行政はもとより、町民、地域、団体、事業所等の積極的な関わりが不可欠です。そのため、『地域の絆（きずな）』を大切に、各々が連携・協働して以下の6つの基本視点から基本理念の実現に向けて様々な施策に取り組んでいきます。

### 基本視点1： こども・若者の最善の利益が実現される社会づくり

こどもは生まれながらにして一人ひとりかけがえのない存在であり、権利を持つ主体です。

こども大綱では、こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、他者と共生し、自立した大人へと成長していきます。

本町では、「すべてのこども・若者が夢をもちのびのびと育つまち 五霞」を基本理念として、すべてのこども・若者の人権が尊重され、また、一人ひとりにとって最善の利益が実現されるまちを目指します。

### 基本視点2： 子育て力及び情報発信の強化と地域参加の推進

共働き世帯の増加や長時間労働などにより、こどもが保護者と接する時間は減少し、また、核家族化により、こどもと祖父母などの親族が顔を合わせる機会も限定されているほか、初めての子育てに戸惑う保護者も少なくありません。

子育てをするすべての方に適切に情報を伝えるとともに、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、地域や家庭における子育て力の強化を図り、こどもも大人も Well-being のある環境づくりを行います。

### 基本視点3： ライフステージに応じて切れ目のない子育て支援の推進

すべてのこども・若者が豊かな人間性を形成し、将来に希望を持ち、自立して家庭を持つことができるよう、ライフステージに応じ、長期的な視野に立ったこども・若者の健全育成のための取組を進めます。

こども・若者一人ひとりの発達段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、それぞれのライフステージに合わせ、こども・若者の育ちや学びに関わる人々、関係機関、町が連携しながら、連続性・一貫性のある支援を提供する視点を持って取り組みます。

また、こども・若者が自らどのように生きていくかを考える上で、こども・若者の権利意識を醸成していくことは欠かせない視点であり、こども・若者の成長のライフステージに合わせた支援を行い、未来を託す人材の育成を進めていきます。

#### 基本視点4： 貧困と格差の解消と誰もがのびのびと活動できる環境づくり

こども大綱では、「若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本である。」とし、働き・子育てを推進し、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画促進を掲げています。

本町においては、こうした考え方に則し、こども・若者の現在や将来が等しく保障され、全ての世代における貧困の連鎖を断ち切り、こども・若者やその家族も幸福感を感じながら将来へ希望がもてる地域社会の実現に向け、町とともに町民、企業、各種団体及びその他関係機関が連携し、本町が総合的な施策を推進していきます。

#### 基本視点5： 結婚・子育てに関する希望の持てる風土づくり

若者の意見に真摯に耳を傾け、どのようなライフステージでも健康的に生活できるよう、それぞれの視点に立って、若い世代が、多様な価値観が尊重されることを大前提としつつ、自らの主体的な選択により、結婚や出産を望む人に対して、希望に応じた支援を進めます。

若者が主体的に自らの人生の設計図を描けるよう、キャリアの形成や男性と女性の家事や子育てへの共同参画を進めるなど、地域社会全体が新しいライフスタイルの中で、結婚と子育てに夢と希望を馳せることのできる風土づくりに取り組みます。

#### 基本視点6： 関係機関と連携したこども・若者、子育て支援の推進

子育ては保護者にあるということを前提としつつも、こども・若者の健やかな育ちと子育てを、町をはじめ地域社会全体で見守り、育み、支えていくことが重要です。

未来を担うこども・若者を育み、地域の持続可能性を高め、すべての人が自らの社会的価値を実感し、幸福に向けて豊かな生活を営むために、様々な担い手が参画、協働してこども・若者、子育ての当事者を支えるべく、連携した取組を進めます。

## 第4節 重点施策

基本理念の実現を推進させるため、次のとおり重点施策及び目標指標を設定し、計画的な施策の推進と進捗管理の徹底を図ります。

### 重点施策 ①

#### こどもワークショップ事業

こども・若者が自らの意見を形成し、その意見を表明することで、「主体的に社会参画する権利」の保障に努め、意見を表明しやすい環境づくりを推進します。

| 年 度                     | R7  | R8  | R9  | R10 | R11 |
|-------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 内 容                     | 実施  |     |     |     | →   |
| 目標指標<br>ワークショップ<br>の開催数 | 1 回 | 1 回 | 1 回 | 1 回 | 1 回 |

### 重点施策 ②

#### こどもの居場所づくり事業

すべてのこども・若者が安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら、様々な学び、体験活動や外遊びなどを通して成長していけるよう、居場所づくりを推進します。

| 年 度                 | R7                | R8   | R9   | R10  | R11  |
|---------------------|-------------------|------|------|------|------|
| 内 容                 | 居場所の検討<br>→<br>実施 |      |      |      | →    |
| 目標指標<br>居場所の<br>提供数 | 1 か所              | 2 か所 | 2 か所 | 2 か所 | 2 か所 |

### 重点施策 ③

#### こども家庭センター事業

本町については、令和6年4月に「五霞町こども家庭センター」を設置しています。

こども家庭センターでは、「母子保健」と「児童福祉」を妊娠期から子育て期まで、個々の家庭に応じた切れ目のない一体的な支援を推進していきます。

| 年 度                  | R7   | R8   | R9   | R10  | R11  |
|----------------------|------|------|------|------|------|
| 内 容                  | 実施   |      |      |      | →    |
| 目標指標<br>相談窓口の<br>設置数 | 1 か所 | 2 か所 | 2 か所 | 2 か所 | 2 か所 |

## 重点施策 ④

### 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）

就労要件問わず月一定時間までの利用可能枠の中で柔軟に利用できる保育を受けられる体制を構築することで、こどもの生育環境を整備します。あわせて、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに合わせた支援を推進します。

| 年 度           | R7      | R8   | R9   | R10  | R11  |
|---------------|---------|------|------|------|------|
| 内 容           | 調整<br>→ | 実施   |      |      | →    |
| 目標指標<br>実施施設数 | 0 か所    | 2 か所 | 2 か所 | 2 か所 | 2 か所 |

## 重点施策 ⑤

### 病児保育事業

こどもの体調不良時は、休暇を取得している現状にあり、体調不良時の支援策を望む意見があります。

生活様式の変化、雇用形態の多様化、流動化など様々な社会の変化に応じた支援策を推進します。

| 年 度           | R7      | R8   | R9   | R10  | R11  |
|---------------|---------|------|------|------|------|
| 内 容           | 実施<br>→ |      |      |      | →    |
| 目標指標<br>実施施設数 | 1 か所    | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 |

## 重点施策 ⑥

### 障害福祉サービス事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）

障害のあるこどもがその発達の速度や特性等に合わせた教育や指導を受けられる環境を整えます。

| 年 度           | R7      | R8   | R9   | R10  | R11  |
|---------------|---------|------|------|------|------|
| 内 容           | 実施<br>→ |      |      |      | →    |
| 目標指標<br>実施施設数 | 1 か所    | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 |

## 重点施策 ⑦

### 貧困対策事業

昨今の物価上昇により、子育ての出費がかさみ、経済的負担を感じる世帯が増えています。

すべてのこどもたちが、育った家庭環境に関わらず、夢や希望を持つことができるよう支援を実施していきます。支援については、生活支援だけでなく、学習支援も含め多義にわたる支援策を検討・実施します。

| 年 度                    | R7          | R8      | R9   | R10  | R11  |
|------------------------|-------------|---------|------|------|------|
| 内 容                    | 支援策の検討<br>→ | 実施<br>→ |      |      | →    |
| 目標指標<br>新たな支援<br>策の追加数 | 0 支援        | 1 支援    | 1 支援 | 1 支援 | 1 支援 |

## 重点施策 ⑧

### ヤングケアラー支援事業

ヤングケアラーを早期に発見するには、大人がヤングケアラーを正しく理解することや、こどもたち自らがヤングケアラーと気づき、支援を求めることが重要です。

教育委員会・学校と連携しながら必要な支援につながるよう、町の公式ホームページや広報紙、SNS などによる情報発信を推進します。

| 年 度                 | R7      | R8   | R9   | R10  | R11  |
|---------------------|---------|------|------|------|------|
| 内 容                 | 実施<br>→ |      |      |      | →    |
| 目標指標<br>情報発信<br>媒体数 | 2 媒体    | 3 媒体 | 3 媒体 | 3 媒体 | 3 媒体 |

## 第5節 施策体系

### 施策体系図

#### 基本視点1 こども・若者の最善の利益が実現される社会づくりに関する取組

|                     |                                                                                                                                                                 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 こども・若者の<br>意見の反映  | こどもの人権啓発<br>こどもワークショップの開催                                                                                                                                       |
| 2 こどもの健やかな<br>育ちの推進 | 母子健康手帳の交付と妊産婦保健指導の充実<br>伴走型相談支援<br>新生児及び乳幼児訪問指導の実施<br>乳幼児健康診査の実施<br>幼児歯科健診の実施<br>予防接種の推進<br>母子健康相談の実施<br>生活習慣を確立するための助言・指導の実施<br>事故防止のための啓発<br>中学生と乳幼児のふれあい交流事業 |
| 3 子育て家庭の健康<br>づくり   | 妊産婦健康診査<br>歯科保健事業の推進<br>予防接種の推進<br>経済的な支援の充実<br>保護者への相談支援                                                                                                       |
| 4 心と体の健全育成<br>の推進   | ボランティア体験や学習機会の充実<br>青少年の主張大会<br>こども会活動の継続                                                                                                                       |
| 5 食育の推進             | 食育に関する啓発の推進<br>栄養指導の充実<br>乳幼児期からの食育の啓発<br>給食を通じた食育の推進<br>おやこの食育教室等の開催<br>正しい食習慣、郷土料理の伝承                                                                         |

## 基本視点2 子育て力及び情報発信の強化と地域参加の推進に関する取組

|                    |                                                                                                         |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 家庭の子育て力の強化       | 家庭教育講座の実施<br>家庭の教育力の育成<br>訪問型家庭教育支援事業                                                                   |
| 2 地域の子育て力の強化       | 小中学校ホームページによる情報発信<br>見守り活動の充実（こども見守りスクールガード）<br>こどもを守る110番の家の推進<br>地域防犯活動の推進<br>有害環境の除去                 |
| 3 子育て情報の提供と地域参加の推進 | 子育てガイドブックの作成・配布<br>広報紙や町公式ホームページなどを活用した子育て情報の提供<br>歴史、自然資源の有効活用<br>町独自の文化教育の場づくり<br>長期休業、休日を利用した体験活動の推進 |

## 基本視点3 ライフステージに応じて切れ目のない子育て支援の推進に関する取組

|                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 子ども・子育て支援制度によるサービスの提供（第3期子ども・子育て支援事業計画） | 利用者支援事業<br>地域子育て支援拠点事業<br>妊婦健康診査事業<br>乳児家庭全戸訪問事業<br>養育支援訪問事業<br>子育て短期支援事業（ショートステイ）<br>ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援）事業<br>一時預かり事業（幼稚園型）<br>一時預かり事業（幼稚園型以外）<br>延長保育事業<br>病児保育事業<br>放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）<br>実費徴収に伴う補足給付事業<br>多様な事業者の参入促進・能力活用事業<br>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）<br>産後ケア事業<br>妊婦等包括相談支援事業 |
| 2 こどもの居場所づくり                              | こども食堂の設置<br>学習支援事業の実施<br>地域交流の推進<br>スポーツ少年団活動の推進<br>子育て世代に配慮した公共施設の整備<br>子育て支援センター・児童館等の活用                                                                                                                                                                                                   |

|                               |                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>3 教育・保育の充実</b>             | 休日保育事業<br>保育所運営の適正化<br>乳幼児保育の充実<br>教育の充実と学力の向上<br>思春期の保健対策の充実<br>防災教育の推進                                                                                                                                                                       |
| <b>4 こどもと子育て<br/>家庭の安全の確保</b> | 交通安全教育の充実<br>地域住民や警察との連携協力<br>防犯や交通安全に関する知識の普及・啓発の実施<br>インターネットやコミュニケーションツールの正しい<br>活用方法の周知<br>交通安全の推進<br>通学路の安全確保と整備<br>子育て支援センターによる情報提供・相談支援の充実<br>町民や事業主に対する広報・啓発<br>地域ぐるみで取り組む子育て意識の醸成<br>民生委員児童委員活動の活性化<br>犯罪等の未然防止<br>有害サイトからこどもを守る指導の充実 |

#### 基本視点4 貧困と格差の解消と誰もがのびのびと活動できる環境づくりに関する取組

|                         |                                                                                       |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1 子育て家庭の経済的負担の軽減</b> | 幼児教育・保育の無償化に伴う適切な事業の実施<br>こども医療費の助成（障害児含む）<br>妊産婦の医療費助成<br>養育医療の給付<br>児童手当の給付<br>就学援助 |
| <b>2 ひとり親家庭等への支援</b>    | 児童扶養手当の給付<br>ひとり親家庭への医療費の助成<br>母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け<br>高等職業訓練促進給付金<br>自立支援教育訓練給付金         |

#### 基本視点5 結婚・子育てに関する希望の持てる風土づくりに関する取組

|                                |                                                                                                                                            |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1 仕事と生活の調和の促進</b>           | 仕事と家庭のバランスをとることができる職場環境づくり<br>育児休業制度など関係法制度の普及・定着の促進<br>労働者自身の意識改革の啓発<br>国・県・関係団体などと連携した子育てしやすい職場づくりの促進<br>雇用の場の確保<br>男女共同参画社会の実現に向けた啓発の推進 |
| <b>2 若者の住まいと健康づくり</b>          | 移住・定住の支援<br>移住・定住に関する相談・支援体制の強化<br>結婚・新生活の支援<br>健康づくり<br>世代ごとに運動に親しむ習慣づくり                                                                  |
| <b>3 こどもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備</b> | 公園などの維持・安全管理                                                                                                                               |
| <b>4 相談支援体制の充実</b>             | 安心して育児ができるよう相談体制の充実<br>地域子育て相談機関<br>「子育て・就学」相談支援事業                                                                                         |

## 基本視点6 関係機関と連携したこども・若者、子育て支援の推進に関する取組

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1 障害や発達に偏りのあるこども・若者への支援</b> | <p>学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症などを持つこどもへの支援</p> <p>障害の特性に応じた教育指導</p> <p>障害児通所支援事業</p> <p>特別支援学校や障害児施設との連携</p> <p>適切な就学指導の推進（特別支援教育）</p> <p>特別支援教育の充実（特別支援教育）</p> <p>障害児福祉手当の給付</p> <p>特別児童扶養手当の給付</p> <p>育成医療の給付</p> <p>障害のあるこどもに対する関係機関との連携の強化</p>                                 |
| <b>2 配慮が必要なこどもやその保護者への支援対策</b> | <p>療育相談体制の充実</p> <p>「要保護児童対策地域協議会」などを通じた関係機関との連携と推進</p> <p>障害のあるこどもへの理解や虐待の防止に向けた普及・啓発の促進</p> <p>境・五霞要保護児童対策地域協議会による児童虐待ネットワークの推進</p> <p>児童虐待の早期発見と予防</p> <p>ひとり親家庭に対する子育て・生活の支援</p> <p>ひとり親家庭に対する相談支援体制の充実</p> <p>不登校やいじめ等への対応</p> <p>インクルーシブ教育の推進</p> <p>児童育成支援拠点事業</p> |
| <b>3 医療的ケア児及びその家族に対する支援</b>    | <p>医療的ケア児及びその家族に対する支援</p>                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <b>4 ヤングケアラーへの配慮</b>           | <p>ヤングケアラーの実態把握と支援及び認知度の向上</p>                                                                                                                                                                                                                                            |
| <b>5 関係機関の連携体制の構築</b>          | <p>こども・若者の意見を聞く場の確保</p> <p>地元企業との共同による地域社会教育と社会福祉の実践</p>                                                                                                                                                                                                                  |

## 第5章 こども施策の展開

### 第1節 基本的な視点に沿った取組

#### 1 こども・若者の最善の利益が実現される社会づくりに関する取組

##### (1) こども・若者の意見の反映

こども・若者が社会の一員として自分の考えや意見を持ち、表明することや社会に参画することは、こども・若者の成長に大きく寄与するだけでなく、社会への影響力もあります。しかし、意見の表明等はこども・若者の年齢や発達、意欲等により、みんなが言葉にできるわけではありません。こども・若者の思いをくみ取りながら、安心して表明できる場の確保に努めます。

| No | 取組名           | 取組の内容                                                                                 | 担当部署  |
|----|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1  | こどもの人権啓発      | 今後とも、継続して、こどもの人権の啓発に向けた講演会、広報紙、パンフレットの作成、人権週間に合わせて、町民を対象に、こどもの人権を含めた人権に関する意識の啓発に努めます。 | 教育委員会 |
| 2  | こどもワークショップの開催 | 本町における子ども・子育て支援について、こどもの視点から見た問題点や課題、必要な支援、解決策などを吸い上げることを目的として、継続してこどもワークショップを開催します。  | 健康福祉課 |



## (2) こどもの健やかな育ちの推進

こどもの成長は家庭のみならず、保育園や認定こども園、幼稚園、学校や地域などこどもの暮らしのあらゆる場面で築かれる人間関係の中で達成されるものです。

教育・保育の質の向上はもちろんのこと、こどもの生き抜く力を育てる施策が求められます。

| No | 取組名                  | 取組の内容                                                                                                                                                  | 担当部署  |
|----|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1  | 母子健康手帳の交付と妊産婦保健指導の充実 | 妊娠届出書の提出の際、母子健康手帳の交付時に町の担当者と直接対話をするなど、顔の見える関係を築くことで妊娠期から子育て期まで寄り添いながら支援します。<br>妊娠届出時の保健師による面接の継続、要支援妊婦の把握に努め、関係機関との連携を密にしながら、対象者への適切な情報提供と支援につなげていきます。 | 健康福祉課 |
| 2  | 伴走型相談支援              | 令和5年2月より伴走型相談支援を開始、妊娠後期でのアンケート回収率100%を目指すこと、またアンケートをもとに個別の相談に対応し、妊婦訪問やその他必要な個別支援へつなげていきます。                                                             | 健康福祉課 |
| 3  | 新生児及び乳幼児訪問指導の実施      | 乳児家庭全戸訪問指導との連携を図りながら、保健師が新生児及び乳幼児の発育・発達の確認を保護者と一緒に行い、子育ての悩み等に対し助言、指導することで安心して子育てができるように支援します。                                                          | 健康福祉課 |
| 4  | 乳幼児健康診査の実施           | 乳幼児からの生活習慣病予防のため、4か月、10か月、1歳6か月、3歳6か月の時期に保護者とともにこどもの発達・発育の確認を行います。また、健診未受診者に対しては受診勧奨するとともに、経過観察が必要と判断された場合には、各種健診・健康相談の場を活用した助言を行います。                  | 健康福祉課 |
| 5  | 幼児歯科健診の実施            | 乳幼児健康診査と同時に歯科医師及び歯科衛生士により歯の状態や口腔内を観察し、正しいかみ合わせやむし歯予防を推進します。                                                                                            | 健康福祉課 |
| 6  | 予防接種の推進              | 予防接種法で定められた予防接種を実施します。                                                                                                                                 | 健康福祉課 |
| 7  | 母子健康相談の実施            | 子育ての悩み等を電話、来所などで相談を受け、必要に応じて助言・指導することで、安心して子育てができるように支援します。                                                                                            | 健康福祉課 |
| 8  | 生活習慣を確立するための助言・指導の実施 | こどもの健やかな成長の基本となる運動・食事・睡眠などの生活習慣について助言を行います。                                                                                                            | 健康福祉課 |
| 9  | 事故防止のための啓発           | 誤飲、転倒、やけどなどの事故防止のため、乳幼児健康診査や教室、保育施設等において、パンフレットを配布し知識の普及啓発を行います。                                                                                       | 健康福祉課 |
| 10 | 中学生と乳幼児のふれあい交流事業     | 次世代の親となる中学生を対象に、乳児とその家族とのふれあいを通して生命の誕生や乳児について学ぶことで、命の大切さと生徒の健全な心の育成を図ります。                                                                              | 健康福祉課 |

### (3) 子育て家庭の健康づくり

妊娠期における母親の健康状態は、生まれてくるこどもの健康状態にも大きな影響を与えます。近年は晩婚化や晩産化等の進行や地域における子育て世代の孤立などもあり、母子保健の重要性が高まっています。また、こどもの健康状態には世帯の経済状態なども影響することから、こどもの健やかな成長とその保護者の健康づくりを支援していくため、福祉制度に基づく健康増進施策の推進を進めていく必要があります。

| No | 取組名       | 取組の内容                                                                                                                                                                                                          | 担当部署  |
|----|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1  | 妊産婦健康診査   | 妊婦と胎児の健康保持・増進を図るため、医療機関で妊婦の健康状態の把握と保健指導を行います。<br>妊娠中の健康管理を行うため、健診費の助成（回数の制限なし）を行っています。<br>医療機関と連携し、ハイリスク妊産婦の早期把握に努め、適切な支援を行っています。                                                                              | 健康福祉課 |
| 2  | 歯科保健事業の推進 | 乳幼児健診や相談において、歯科健診や歯科衛生士による歯磨き指導を継続します。<br>また、2歳児歯科健診でフッ化物塗布を実施し、乳幼児期からのむし歯予防に努めます。                                                                                                                             | 健康福祉課 |
| 3  | 予防接種の推進   | 今後とも、継続して予防接種の勧奨や必要性について、広報紙やホームページ、個別通知等で周知を行います。また、乳幼児健診等で接種履歴を確認しながら、個別指導や相談を行っています。                                                                                                                        | 健康福祉課 |
| 4  | 経済的な支援の充実 | 引き続き給付金のスムーズな申請と給付に努め、子育て家庭の経済的な不安の解消や負担感を軽減させるよう、国の制度に基づいた手当等の適正な支給を行います。<br>また、幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、対象者への公正かつ適正な給付の方法について検討します。                                                               | 健康福祉課 |
| 5  | 保護者への相談支援 | 【すくすく相談】<br>令和6年度より5歳児健診を開始したため、今後相談件数の増加も考えられる。心理士や医療機関と連携しながら個別に対応していきます。<br>【よちよち相談・離乳食教室】<br>令和5年度より個別通知や健診会場での直接の呼びかけにより、参加者は増加しています。<br>令和7年度より、よちよち相談の対象月齢を下げて、生後5か月後半～6か月とし、そこで離乳食初期の講話を開催する計画を立てています。 | 健康福祉課 |

#### （４）心と体の健全育成の推進

こどもの生活環境の変化は、こども自身の心身の発達にも大きな影響を与えています。精神的・社会的側面における発達の遅れや自己肯定感の欠如、将来への不安などにもつながっているとされており、知識の習得のみで解決できるものではありません。

すべてのこどもが希望を持って自立的に自分の未来を切り開くことができるよう、知識の習得のみならず、豊かな人間性や心身の健康を守るための意識づけなどが求められています。今後も、こどもの「精神的な自立」・「生活上の自立」・「学びの自立」を促すことで、「生きる力の育成・向上」を図ります。

| No | 取組名              | 取組の内容                                                                                                                                                                                   | 担当部署   |
|----|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1  | ボランティア体験や学習機会の充実 | 今後とも、地域住民、行政区、事業所等の協力を得ながら、清掃活動等、地域におけるボランティア体験等、各種イベントにボランティアとして参加する機会を充実します。                                                                                                          | こども未来課 |
| 2  | 青少年の主張大会         | 最も活発な発達期にある青少年が自身の将来への希望と目標を持ち、それに向かって努力を続ける強い意志を持つことは極めて大切なことです。大人は青少年の成長を助け、それぞれの願いや意見をくみ取り、それを正しく社会に反映させることも必要です。<br>このような観点から、町内の小・中学生から、広く主張文を募集し、優秀作品の発表の場として「五霞町青少年の主張大会」を実施します。 | 教育委員会  |
| 3  | こども会活動の継続        | 今後とも継続してこども会活動の支援を行い、魅力あるこども会を育成します。対象者に合わせた内容の検討を行い、内容の充実を図ります。                                                                                                                        | 教育委員会  |



## (5) 食育の推進

食は日々の健康を支える基本の1つです。妊娠期における栄養不足や食の偏りは胎児の成長に影響を及ぼすほか、乳幼児期における食習慣は生涯における生活習慣に大きな影響を与えます。特にこどもの肥満は大人の肥満に移行しやすく、生活習慣病の発症につながります。

小さいうちから良い食習慣を身につけ、すべての町民が日々の食を通じて自らの健康を守ることができるよう、食育を推進していきます。

| No | 取組名            | 取組の内容                                                                                                          | 担当部署           |
|----|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1  | 食育に関する啓発の推進    | 今後とも、内容の見直しを行いながら、継続して、広報紙や町公式ホームページを通じて、食育に関する情報提供や啓発を推進します。                                                  | 健康福祉課          |
| 2  | 栄養指導の充実        | 今後とも、継続して食育に関する教室や離乳食指導時において、乳幼児期から正しい食習慣を身につけることができるよう、対象者に合わせて内容の充実に努めます。                                    | 健康福祉課          |
| 3  | 乳幼児期からの食育の啓発   | 乳児の離乳食開始から幼児食への食の自立に向け、成長に合わせた望ましい食習慣を身につけることができるよう支援します。<br>家族や仲間との団らんについて啓発し、「食べることは楽しい」という気持ちが育つよう食育を推進します。 | 健康福祉課          |
| 4  | 給食を通じた食育の推進    | 認定こども園や小中学校の給食を通じ、食についての関心を高め、正しい食習慣を身につける食育を推進します。                                                            | 教育委員会<br>健康福祉課 |
| 5  | おやこの食育教室等の開催   | 今後とも、継続しておやこの食育教室等の料理教室を開催し、子育て家庭の食に関する興味や理解を深める食育を推進します。実施時期や内容の見直しを行い、充実に図ります。                               | 健康福祉課          |
| 6  | 正しい食習慣、郷土料理の伝承 | 今後とも、継続して食生活改善推進員と協力し、中学生など若者を対象とした郷土食調理実習を実施し、若い世代に必要な栄養について伝えとともに、郷土食の伝承、地産地消の推進します。                         | 健康福祉課          |



## 2 子育て力及び情報発信の強化と地域参加の推進に関する取組

### (1) 家庭の子育て力の強化

共働き世帯の増加や長時間労働などにより、こどもが保護者と接する時間は減少しています。また、核家族化により、こどもと祖父母などの親族が顔を合わせる機会も限定されているほか、初めての子育てに戸惑う保護者も少なくありません。

家庭における教育やしつけ、こどもの発達などについて保護者が相談できる場を提供するほか、家庭教育講座や親子参加型事業の実施等を通じ、子育てに関する保護者の不安の解消と家庭における教育力の強化を図ります。

保護者が地域において子育て等の情報交換や、安心して自分らしくいられる拠点を確保するため、必要な施策を推進します。

| No | 取組名         | 取組の内容                                                                            | 担当部署           |
|----|-------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1  | 家庭教育講座の実施   | こどもの健全な成長に必要な親の役割について学習し、親の自覚と家庭教育の重要性を認識するため、保護者を対象に学校、認定こども園が実施する家庭教育講座を支援します。 | 教育委員会<br>健康福祉課 |
| 2  | 家庭の教育力の育成   | 乳幼児や児童生徒の保護者を対象とした家庭教育学級の中で講座・教室等を開催し、保護者の意識の向上を図ります。                            | 教育委員会          |
| 3  | 訪問型家庭教育支援事業 | 小学校入学予定の未就学児のいるすべての家庭を家庭教育支援員が訪問し、情報提供や相談対応を行い、円滑に小学校生活がスタートできるように支援します。         | 教育委員会          |



## （２）地域の子育て力の強化

こども人口の減少や地域のつながりの希薄化、プライバシー意識の高まりなどにより、こどもの存在はかつてよりも身近ではありません。また、核家族化により、身近に親族がいないなど、困りごとがあっても頼れないケースもあり、こども・子育て世代が地域で孤立しやすい状況となっています。子育てに対する地域の関わり方も大きく変化しており、地域の大人の目の中々こどもに行き届かないケースも少なくありません。こうした傾向は今後も続くことが見込まれます。

こどもや子育て家庭の保護者が孤立することがないよう、身近な地域における相談機能を強化していくとともに、子育てを支援していく地域ネットワークの強化を図っていきます。

| No | 取組名                         | 取組の内容                                                                                    | 担当部署  |
|----|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1  | 小中学校ホームページによる情報発信           | 小中学校において、ホームページの定期的な更新を行い、学校行事等の開催を地域に周知します。                                             | 教育委員会 |
| 2  | 見守り活動の充実<br>(こども見守りスクールガード) | こどもたちが登下校する時間帯に合わせて、本事業に登録した町民が散歩やウォーキングなど日常活動を兼ねた巡回（パトロール）を行うことで、防犯活動のアピールと犯罪の防止につなげます。 | 教育委員会 |
| 3  | こどもを守る 110 番の家の推進           | 地域等が連携して、こどもを危険から守る「こどもを守る 110 番の家」の推進を図ります。緊急避難場所としての存在を PR し、こどもに関わる犯罪の抑制に努めます。        | 教育委員会 |
| 4  | 地域防犯活動の推進                   | 境地区セーフティ・マイ・タウンチーム五霞班による防犯パトロールの実施、県や町主催のイベントでの防犯キャンペーンへの参加等の活動の充実に努めます。                 | 生活安全課 |
| 5  | 有害環境の除去                     | 「青少年の健全育成協力店」の拡大に努めるとともに、自動販売機、コンビニエンスストア等への立入調査を実施します。                                  | 教育委員会 |



### (3) 子育て情報の提供と地域参加の推進

脱ゆとり教育がうたわれたことにより、授業時数が増加し、放課後にこどもが自由に過ごせる時間が少なくなっています。また、共働き世帯の増加により、こどもだけで過ごす時間の増加やスマートフォン等の普及などによるメディアとの付き合い方の変化など、こどもの生活時間にも大きな変化が生じています。習い事に通うなどにより、地域とのつながりを意識することのできる時間はますます少なくなることが危惧されます。

こどもや保護者が子育てに関する情報を適正に得られるよう、情報発信の強化を図ります。また、自然や歴史・文化とふれあう機会を通じて、豊かな心を育むことができるよう、特に親とこどもと一緒に体験したり、自然・文化とふれあったりすることができるような取組を進めていきます。

| No | 取組名                          | 取組の内容                                                                                | 担当部署                  |
|----|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 1  | 子育てガイドブックの作成・配布              | 子育てに関する支援制度等を掲載した「子育てガイドブック」を作成・配布します。より見やすい紙面づくりに努めます。                              | 健康福祉課                 |
| 2  | 広報紙や町公式ホームページなどを活用した子育て情報の提供 | 広報紙や町公式ホームページなどを通じて、子育て支援に関する情報を発信します。                                               | 健康福祉課<br>まちづくり<br>戦略課 |
| 3  | 歴史、自然資源の有効活用                 | 豊かな心や地域を愛する気持ちを育むため、本町の歴史や自然資源を生かし、地域の保存活動団体と協力して、地域の自然・歴史遺産の現地学習等の機会提供に努めます。        | 教育委員会                 |
| 4  | 町独自の文化教育の場づくり                | 絵画、音楽、演劇活動、伝統芸能などの文化活動をおおして、学校外における地域とのつながりを感じられるよう、児童・生徒による活動を支援します。                | 教育委員会<br>健康福祉課        |
| 5  | 長期休業、休日を利用した体験活動の推進          | 地域の人材や資源を活用した様々な体験活動の機会と場所を提供し、主体的に生きる力の源となる「感性」を育みながら、こども同士の交流や地域の方との交流が図れるよう支援します。 | 教育委員会                 |

### 3 ライフステージに応じて切れ目のない子育て支援の推進に関する取組

#### (1) 子ども・子育て支援制度によるサービスの提供（第3期子ども・子育て支援事業計画）

##### ① 児童数の推計等

令和2年から令和6年までの住民基本台帳（各年4月1日）の0歳から11歳までの人口をもとに、令和7年～令和11年の人口をすう勢（トレンド法：指数回帰分析法）による推計を行った結果を以下のとおり推計値としました。

■児童数の推計■

| 区分    | 児童数（人） |    |    |    |      |      |       |
|-------|--------|----|----|----|------|------|-------|
|       | 0歳     | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4・5歳 | 6～8歳 | 9～11歳 |
| 令和7年  | 23     | 23 | 21 | 20 | 66   | 141  | 154   |
| 令和8年  | 23     | 22 | 19 | 16 | 61   | 141  | 154   |
| 令和9年  | 23     | 20 | 17 | 14 | 55   | 132  | 145   |
| 令和10年 | 24     | 19 | 15 | 11 | 51   | 127  | 141   |
| 令和11年 | 24     | 18 | 14 | 9  | 47   | 123  | 137   |

##### ② 量の見込みの設定

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 Ver.1）」を踏まえつつ、ニーズ調査結果から推計する方法と、令和2年度以降の各事業の実績値を勘案し推計する方法により算出し、さらに本町の各事業の特性に応じて「量の見込み」を設定します。

##### ③ 確保の方策の設定

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めました。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び特定地域型保育事業等による確保の方策を設定します。

■教育・保育施設等の「量の見込み」及び「確保方策」■

| 区分<br>量の見込みと提供体制 |         |            | 児 童 数 |     |     |       |     |     |
|------------------|---------|------------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
|                  |         |            | 1 号   | 2 号 | 3 号 | 3 号内訳 |     |     |
|                  |         |            |       |     |     | 0 歳   | 1 歳 | 2 歳 |
| 令和 7 年度          | 量の見込み ① |            | 27    | 55  | 30  | 6     | 12  | 12  |
|                  | 提供体制 ②  | 特定教育・保育施設  | 158   | 90  | 60  | 11    | 26  | 23  |
|                  |         | 特定地域型保育事業  | —     | —   | —   | —     | —   | —   |
|                  |         | 認可外保育施設    | —     | —   | —   | —     | —   | —   |
|                  |         | 確認を受けない幼稚園 | —     | —   | —   | —     | —   | —   |
|                  | 過不足②－①  |            | 131   | 35  | 30  | 5     | 14  | 11  |
| 令和 8 年度          | 量の見込み ① |            | 24    | 49  | 28  | 6     | 11  | 11  |
|                  | 提供体制 ②  | 特定教育・保育施設  | 158   | 90  | 60  | 11    | 26  | 23  |
|                  |         | 特定地域型保育事業  | —     | —   | —   | —     | —   | —   |
|                  |         | 認可外保育施設    | —     | —   | —   | —     | —   | —   |
|                  |         | 確認を受けない幼稚園 | —     | —   | —   | —     | —   | —   |
|                  | 過不足②－①  |            | 134   | 41  | 32  | 5     | 15  | 12  |
| 令和 9 年度          | 量の見込み ① |            | 22    | 44  | 26  | 6     | 10  | 10  |
|                  | 提供体制 ②  | 特定教育・保育施設  | 158   | 90  | 60  | 11    | 26  | 23  |
|                  |         | 特定地域型保育事業  | —     | —   | —   | —     | —   | —   |
|                  |         | 認可外保育施設    | —     | —   | —   | —     | —   | —   |
|                  |         | 確認を受けない幼稚園 | —     | —   | —   | —     | —   | —   |
|                  | 過不足②－①  |            | 136   | 46  | 34  | 5     | 16  | 13  |
| 令和 10 年度         | 量の見込み ① |            | 19    | 40  | 25  | 6     | 10  | 9   |
|                  | 提供体制 ②  | 特定教育・保育施設  | 158   | 90  | 60  | 11    | 26  | 23  |
|                  |         | 特定地域型保育事業  | —     | —   | —   | —     | —   | —   |
|                  |         | 認可外保育施設    | —     | —   | —   | —     | —   | —   |
|                  |         | 確認を受けない幼稚園 | —     | —   | —   | —     | —   | —   |
|                  | 過不足②－①  |            | 139   | 50  | 35  | 5     | 16  | 14  |
| 令和 11 年度         | 量の見込み ① |            | 18    | 36  | 23  | 6     | 9   | 8   |
|                  | 提供体制 ②  | 特定教育・保育施設  | 158   | 90  | 60  | 11    | 26  | 23  |
|                  |         | 特定地域型保育事業  | —     | —   | —   | —     | —   | —   |
|                  |         | 認可外保育施設    | —     | —   | —   | —     | —   | —   |
|                  |         | 確認を受けない幼稚園 | —     | —   | —   | —     | —   | —   |
|                  | 過不足②－①  |            | 140   | 54  | 37  | 5     | 17  | 15  |

#### ④ 地域子ども・子育て支援事業に係る「量の見込み」及び「確保方策」

##### (ア) 利用者支援事業

こども家庭センターは、子育ての不安を緩和し、こどもの健やかな育ちを応援することを目的として、こどもまたはその保護者に身近な窓口等でその相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供及び助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

|          | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|----------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 見込み量（か所） | 1       | 1       | 1       | 1        | 1        |
| 確保量（か所）  | 1       | 1       | 1       | 1        | 1        |

##### 【確保方策】

令和 6 年 4 月 1 日に設置した五霞町こども家庭センターにおいて、妊娠・出産・子育てに関する総合的な相談に応じます。また、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関につなげるなど、切れ目のない支援を行います。

##### (イ) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育施設等の地域の身近な場所で、乳幼児（0～2 歳）のいる子育て家庭の親子の交流や育児相談、園庭開放、情報提供等を実施する事業です。

|         | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 見込み量（人） | 380     | 380     | 370     | 350      | 350      |
| 確保量（か所） | 2       | 2       | 2       | 2        | 2        |

##### 【確保方策】

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる身近な場所を提供します。見込み量については、2 施設（地域子育て支援拠点）での対応が可能と考えます。事業の実施の周知を図るために、広報等を活用し周知を行い事業の利用を促進します。

## (ウ) 妊婦健康診査事業

母子保健法に基づき妊婦健診の確実な実施を図るものです。

|                         | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|-------------------------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 量の見込み<br>(人回)<br>(延べ回数) | 256     | 218     | 181     | 148      | 105      |

### 【確保方策】

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診券を配布するとともに、医療機関と連携し、妊婦の健康の保持増進を図るよう推進します。

また、検査項目や実施時期は母子保健法の規定事項に準じて実施し、計画期間中も現行の体制を維持します。

## (エ) 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

|                | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|----------------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 見込み量 (人)       | 20      | 20      | 20      | 20       | 20       |
| 事業実施予定<br>(か所) | 1       | 1       | 1       | 1        | 1        |
| 確 保 量 (人)      | 20      | 20      | 20      | 20       | 20       |

### 【確保方策】

出生数の低下に伴い、利用見込みは減少傾向にありますが、引き続きすべての乳児家庭を訪問できるよう、連携体制の強化に努めていきます。

また、電話で連絡をとるなど全戸訪問できるよう事業を継続していきます。

## (オ) 養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による訪問を行い、養育者に対し身体的、精神的相談や指導を行います。今後、事業の認知度を高めるため、利用者に対する広報活動を推進します。

|           | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|-----------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 見込み量 (人)  | 5       | 5       | 5       | 5        | 5        |
| 確 保 量 (人) | 5       | 5       | 5       | 5        | 5        |

### 【確保方策】

これまでと同様の量を見込んで実施予定とします。

#### (カ) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気や就労、その他身体上若しくは精神上または環境上の理由により、家庭でこどもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等でこどもを一時的に預かる事業です。

|               | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---------------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 量の見込み<br>(人日) | 2       | 2       | 2       | 2        | 2        |
| 延べ人数<br>(人日)  | 2       | 2       | 2       | 2        | 2        |
| 実施施設数<br>(か所) | 2       | 2       | 2       | 2        | 2        |

##### 【確保方策】

事業の実績はありません。必要な保護を行う子育て短期支援（ショートステイ）事業について委託先を確保できるよう関係機関と調整を行います。

#### (キ) ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援）事業

こどもの預かり等の援助を希望する人（ファミリー会員）と、援助を行うことを希望する人（サポート会員）とが相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

|          | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|----------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 見込み量（人日） | 0       | 0       | 0       | 0        | 0        |
| 確保量（人日）  | 0       | 0       | 0       | 0        | 0        |

##### 【確保方策】

事業実績はありません。今後事業の周知と必要に応じた事業実施体制を検討していきます。

### (ク) 一時預かり事業（幼稚園型）

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育施設等において不定期で一時的に預かる事業です。

|               |              | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---------------|--------------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 量の見込み<br>(人日) |              | 0       | 0       | 0       | 0        | 0        |
| 確保<br>の<br>内容 | 延べ人数<br>(人日) | 39      | 39      | 39      | 39       | 39       |
|               | 委託先等<br>(か所) | 1       | 1       | 1       | 1        | 1        |

#### 【確保方策】

事業の実績はありません。必要に応じて事業を実施する体制づくりを進めます。

### (ケ) 一時預かり事業（幼稚園型以外）

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育施設等において不定期で一時的に預かる事業です。

|               |              | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---------------|--------------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 量の見込み<br>(人日) |              | 0       | 0       | 0       | 0        | 0        |
| 確保<br>の<br>内容 | 延べ人数<br>(人日) | 0       | 0       | 0       | 0        | 0        |
|               | 委託先等<br>(か所) | 2       | 2       | 2       | 2        | 2        |

#### 【確保方策】

事業の実績はありません。必要に応じて事業を実施する体制づくりを進めます。

## (コ) 延長（時間外）保育事業

保育利用者を対象に、認定こども園で通常の保育時間を超えた預かり保育を行う事業です。

|       |    | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|-------|----|---------|---------|---------|----------|----------|
| 量の見込み |    | 30      | 30      | 30      | 30       | 30       |
| 確保の内容 | 人日 | 30      | 30      | 30      | 30       | 30       |
|       | か所 | 2       | 2       | 2       | 2        | 2        |

### 【確保方策】

通常の保育時間と連続的に実施される事業であるため、施設の意向に基づき、保育を実施する認定こども園において実施します。

今後、事業ニーズ量は確保されていますが、必要に応じて認定こども園と調整を図ることとし、現状維持の確保とします。

## (サ) 病児保育事業

（病児対応型・病後児対応型・体調不良児対応型・訪問型・送迎対応）

病気の治療・回復期にあり、まだ集団生活が難しいこどもについて、医療機関等に敷設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

|               |  | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---------------|--|---------|---------|---------|----------|----------|
| 量の見込み<br>(人日) |  | 33      | 28      | 29      | 18       | 13       |
| 確保の内容<br>(か所) |  | 1       | 1       | 1       | 1        | 1        |

### 【確保方策】

病児保育事業は、医師、看護師の確保が困難であるだけでなく、場所の確保や施設整備も必要になることが考えられ、導入が非常に困難な状況にあります。

病児保育事業は共働き世帯等のニーズの強い事業であるため、計画期間中に近隣の市町との連携事業による実施を含めて、病児保育事業の提供体制の確保に向けた検討をしていきます。

### (シ) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

「放課後児童対策パッケージ 2025」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型や待機児童解消を推進します。あわせて、家庭にいない児童に、放課後や学校休業日に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的にした事業です。

|         | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 量の見込み ① | 68      | 65      | 63      | 61       | 57       |
| 1 年生    | 14      | 11      | 9       | 7        | 4        |
| 2 年生    | 21      | 20      | 20      | 20       | 19       |
| 3 年生    | 18      | 19      | 19      | 19       | 19       |
| 4 年生    | 9       | 9       | 9       | 9        | 9        |
| 5 年生    | 4       | 4       | 4       | 4        | 4        |
| 6 年生    | 2       | 2       | 2       | 2        | 2        |
| 確保の内容 ② | 80      | 80      | 80      | 80       | 80       |
| 差 (②－①) | 12      | 15      | 17      | 19       | 23       |

#### 【確保方策】

「新・放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型や待機児童解消を推進するとともに、小学校区で両事業を一体的に又は連携して実施し、今後の両事業実施においては学校施設の徹底的な活用に努めます。また、発達障害のあるこどもなど、特別な支援が必要となる児童への対応については、放課後等デイサービスと合わせた利用などを検討します。

### (ス) 実費徴収に伴う補足給付事業

幼稚園・保育所（園）・認定こども園等の保育料については、国が定める水準に基づいて各市町村が利用者負担額を設定することとされています。しかし、施設によっては、教育・保育に係る日用品、文房具その他物品の購入に要する費用、行事への参加費用等について、保護者から実費徴収を行うことが想定されます。

本事業は、施設が実費徴収を行う際に、保護者の世帯の所得状況等を勘案し、町が定める基準に該当した場合には負担軽減を図るために助成を行う事業です。

#### 【確保方策】

副食費の助成は実施しています。

副食費以外の助成について、国の動向に応じ検討していきます。

### (セ) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受皿の拡大や、「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所（園）、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

#### 【確保方策】

地域ニーズに即した保育等の事業拡大を進めるため、事業者が円滑に事業を実施できるよう支援を検討していきます。

### (ソ) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充に向けた制度で、0歳6か月から2歳児を対象に、保育園・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業所・地域子育て支援拠点事業所などに対し、月一定時間（1人あたり月10時間で検討）の通園を可能とする制度です。

|              | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み<br>(人) | 0     | 3     | 3     | 3      | 3      |
| 確保の内容<br>(人) | 0     | 3     | 3     | 3      | 3      |

#### 【確保方策】

国の方針に沿って、令和8年度からの実施を想定して事業の展開を検討します。

### (タ) 産後ケア事業

産後も安心して子育て支援体制を確保するために、退院直後の母子に対し、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

|               | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み<br>(人日) | 20    | 20    | 20    | 20     | 20     |
| 延べ人数<br>(人日)  | 20    | 20    | 20    | 20     | 20     |

#### 【確保方策】

これまでの実績をふまえ、量を見込んでいます。出生数や需要に応じて委託施設を適切に確保し、母子とその家族が安心して健やかな子育てができるように支援します。

### (チ) 妊婦等包括相談支援事業

こども家庭センターが主体となって、主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業です。また、児童福祉法の他の事業と同様に自治体の実施の努力義務等が規定されている事業です。

|                         | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|-------------------------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 量の見込み<br>(妊娠届出数)<br>(回) | 20      | 20      | 20      | 20       | 20       |
| 面談実施合計<br>回数 (回)        | 20      | 20      | 20      | 20       | 20       |

#### 【確保方策】

国の方針に沿って、事業を実施します。



## (2) こどもの居場所づくり

次代を担うこどもたちの成長においては、こどもが自らの可能性を信じて今を生き、前向きに挑戦しながら未来を切り開いていけるような環境づくりが何よりも重要です。しかし、その生まれ育った環境の事情等により、こどもの現在及び将来が左右されることも現実には生じています。

こどもにとって安心して過ごすことのできる居場所の創出・維持を通じて、すべてのこどもが、その家庭環境等に左右されることなく、自信を持って成長していくことのできる子育て環境の構築を図ります。

| No | 取組名               | 取組の内容                                                                                                                                                          | 担当部署           |
|----|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1  | こども食堂の設置          | 気軽に立ち寄り、食事を通じた安心感の醸成や世代間交流の場などの提供により「孤食」を防ぎ、こどもが健やかに成長できる環境づくりを行います。                                                                                           | 健康福祉課          |
| 2  | 学習支援事業の実施         | 無料または低廉な価格で利用できる学習支援の場を確保し、こどもの居場所とを兼ねた学習環境の充実に取り組んでいきます。                                                                                                      | 教育委員会          |
| 3  | 地域交流の推進           | 幅広い年齢のこどもが集まり、無料で利用できる屋内運動場等について、地域のこどもの見守りや居場所づくりなど、地域交流を進めていきます。                                                                                             | 教育委員会<br>健康福祉課 |
| 4  | スポーツ少年団活動の推進      | こどもたちがスポーツに親しみ、体力づくりや地域活動ができる環境を整備します。                                                                                                                         | 教育委員会          |
| 5  | 子育て世代に配慮した公共施設の整備 | 公共施設の改修等にあたっては、ベビーカーでの移動等に配慮した段差の切下げやベビーベッドの配置等、子育て世代に配慮した機能を付加するよう、設備の充実に努めます。                                                                                | 総務課            |
| 6  | 子育て支援センター・児童館等の活用 | <p>今後は児童館の目的である18歳未満のすべてのこどもを対象に、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、こどもの心身を育成し、情緒豊かに生活できる環境を提供します。</p> <p>また、子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育て交流の場や参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進します。</p> | 健康福祉課          |

### (3) 教育・保育の充実

こどもの健やかな心身の成長のみならず、子育て中の保護者の負担を軽減するための取組として、地域子ども・子育て支援事業の適切な提供とサービス確保を進めていきます。また、こどもや保護者を継続して支援するために、幼児教育・学校教育・児童福祉が連携しながら、教育・保育の質の向上を図ります。

| No | 取組名         | 取組の内容                                                                                                                                   | 担当部署           |
|----|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1  | 休日保育事業      | 保護者の就労形態が多様化している中で、休日に保育所等でこどもを保育する事業です。<br>必要に応じて実施に向けた検討を行います。                                                                        | 健康福祉課          |
| 2  | 保育所運営の適正化   | 定期的に保育所運営の状況確認を行うとともに、地域の保育需要に応じた保育運営ができるよう町内の認定こども園と調整を図ります。                                                                           | 健康福祉課          |
| 3  | 乳幼児保育の充実    | 乳幼児保育の充実が図れるよう、町内の認定こども園と連携します。                                                                                                         | 健康福祉課          |
| 4  | 思春期の保健対策の充実 | こどもが命を大切にすることができ、また、自分がかげがえのない存在であることを実感し、認めることができるようにするために、関係機関と連携をとり、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。また、喫煙、飲酒や薬物等に関する正しい知識を伝え、健康意識の向上に努めます。 | 健康福祉課<br>教育委員会 |
| 5  | 防災教育の推進     | 中学校等へ防災訓練や施設見学の実施、親子を対象にした防災講習会の開催等を呼びかけ、防災教育の推進を図ります。                                                                                  | 生活安全課          |



#### （４）こどもと子育て家庭の安全の確保

こどもを巻き込んだ交通事故や連れ去りなどの事案がメディアで大きく取り上げられるようになり、保護者の不安も大きくなっています。また、スマートフォンの普及などによって、こどもによる有害なコンテンツへのアクセスも以前より容易になっています。地域や警察等と連携して、こどもの安全を見守る活動を継続的に実施していくとともに、こどもが自らの心身や権利を自分で守ることができるよう、指導・教育を進めていきます。

| No | 取組名                             | 取組の内容                                                                                                                                                               | 担当部署                    |
|----|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 1  | 交通安全教育の充実                       | 認定こども園や小中学校と関係団体との連携を密にし、関係団体による交通ルールや通学時の交通マナーの指導を行うことで、交通安全教育の充実を図ります。                                                                                            | 生活安全課<br>教育委員会          |
| 2  | 地域住民や警察との連携協力                   | 毎朝の立哨活動や下校時間帯の見守り活動を行い、通学路の交通安全や犯罪防止を図ります。また、交通法令の遵守や交通マナー向上の促進を図ります。                                                                                               | 教育委員会                   |
| 3  | 防犯や交通安全に関する知識の普及・啓発の実施          | 各期の交通安全運動において交通安全に係るチラシを配布し、交通安全の知識普及、交通安全啓発を図ります。                                                                                                                  | 生活安全課                   |
| 4  | インターネットやコミュニケーションツールの正しい活用方法の周知 | 学校ごとに情報モラル教育を実施して、インターネットの危険やコミュニケーションツール利用のトラブルなどの事例を紹介し、正しい活用方法を周知します。令和6年3月に「五霞町ＩＣＴ教育推進計画（令和6～令和9年度）」を策定し、「活用の質の向上」を掲げて指導します。                                    | 教育委員会                   |
| 5  | 交通安全の推進                         | 交通安全上危険な箇所や交通標識等（道路標識や路面の白線等）の状況を確認し、見通しの悪い道路やカーブへのカーブミラー、ガードレール、交通安全看板の設置、また、交通安全施設の妨げとなっている木の枝の剪定などの実施により安全を確保します。                                                | 都市建設課<br>教育委員会<br>生活安全課 |
| 6  | 通学路の安全確保と整備                     | 通学路（町道）の安全点検やパトロールを実施し、通学路の安全確保を図ります。また、通学路についての危険箇所の点検を行い、歩道、ガードレールの整備など必要な改善や関係機関への要望に努めます。                                                                       | 都市建設課<br>教育委員会<br>生活安全課 |
| 7  | 子育て支援センターによる情報提供・相談支援の充実        | 本町では現在、五霞幼稚園・保育園内と川妻認定こども園おひさま内の2か所に子育て支援センターを設置し、主に保護者の就学前の教育・保育ニーズに対応する情報提供・相談支援を実施しています。<br>また、産後休業・育児休業中の保護者も含めたより多くの保護者に利用していただくため、子育て支援センターに関する広報・周知を行っていきます。 | 健康福祉課                   |

| No | 取組名                | 取組の内容                                                                                                                        | 担当部署  |
|----|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 8  | 町民や事業主に対する広報・啓発    | 町民や事業主を対象として、ワーク・ライフ・バランスの意義や実践方法、「次世代育成支援対策推進法」による義務付け・認定制度などについて、インターネット・紙媒体・イベント等、多様な手段での周知方法を検討した広報・啓発に取り組みます。           | 健康福祉課 |
| 9  | 地域ぐるみで取り組む子育て意識の醸成 | 仕事と子育ての両立の困難さ、子育ての孤立化等、子育て家庭が抱える問題を理解し、子育てを地域全体で支援を行う意識を醸成していきます。                                                            | 健康福祉課 |
| 10 | 民生委員児童委員活動の活性化     | 子育てについての相談、地域でこどもを見守り育てていく体制づくり等、こどもが健やかに育つための活動内容について周知を図り、理解を深めていきます。<br>主任児童委員の活動や事例について、民生委員児童委員全体で共有し、こどもたちの現状の理解を深めます。 | 健康福祉課 |
| 11 | 犯罪等の未然防止           | 関係機関や関係団体によるパトロール等の街頭指導活動を実施し、こどもたちの問題行動の早期発見及び未然防止に向け、駐在所の警察官や境警察署との連携をより密にし、立哨活動やパトロール等を実施します。                             | 生活安全課 |
| 12 | 有害サイトからこどもを守る指導の充実 | 小中学生が性犯罪等に巻き込まれることを予防するため、スマートフォンやインターネット等の安心・安全な使い方に関する情報とモラル教育の推進を図ります。                                                    | 教育委員会 |



## 4 貧困と格差の解消と誰もがのびのびと活動できる環境づくりに関する取組

### (1) 子育て家庭の経済的負担の軽減

物価の上昇や消費税率の見直しなど、家計の負担が大きくなる一方で、賃金の伸びは限定的となっています。また、非正規雇用の増加が進んだことで、子育て世代の生活は依然として苦しい状態が続いています。令和元年 10 月より、子育て世代の経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育の無償化が開始されるなど、子育てをより社会全体で支える仕組みづくりが進められています。今後も保護者の生活状況を鑑みながら、支援の在り方を模索していく必要があります。

本町においても、各種支援制度に基づく適切な事業の提供により、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めるとともに、社会情勢の変化に応じたより望ましい支援の在り方について検討を進めていきます。子育て中の保護者の不安や負担感は、妊娠期や乳幼児期、学童期などこどもの成長に応じて変化していくことから、こどもの成長や保護者のライフステージに合わせた負担軽減策を横断的に検討していきます。

| No | 取組名                    | 取組の内容                                                                                                                    | 担当部署  |
|----|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1  | 幼児教育・保育の無償化に伴う適切な事業の実施 | 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳以上のこども及び町民税非課税世帯の3歳未満のこどもを対象に、保育園や幼稚園、認定こども園等の保育料を無償化しています。 | 健康福祉課 |
| 2  | こども医療費の助成（障害児を含む）      | 18歳までのこどもの保険診療にかかる自己負担額を助成します。                                                                                           | 町民税務課 |
| 3  | 妊産婦の医療費助成              | 妊産婦の保険診療にかかる自己負担額を助成します。（食事療養費は除く）                                                                                       | 町民税務課 |
| 4  | 養育医療の給付                | 身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が指定医療機関において、入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担します。                                                 | 町民税務課 |
| 5  | 児童手当の給付                | 家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成・資質の向上を図るため、0歳から高校生までのこどもを養育している方に支給されます。                                                         | 健康福祉課 |
| 6  | 就学援助                   | 五霞町立の小・中学校に通う児童生徒が、楽しく学校生活を過ごすことができるよう、経済的に困窮している保護者に対して、学用品費や給食費などの一部、または全額を援助します。                                      | 教育委員会 |

## (2) ひとり親家庭等への支援

国勢調査によると、本町の母子世帯、父子世帯は増加傾向にあります。ひとり親世帯の世帯平均年収は二人親世帯と比べて低くなっており、経済的な余裕のないケースが多くなっています。また、子育てと仕事の両立が二人親世帯と比べて難しく、ひとり親家庭への子育て支援は非常に重要となっています。

こどもが生まれ育った家庭の経済状況によらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばしていくことのできる機会と環境を提供していくため、児童扶養手当や就労のための援助などにより、ひとり親家庭の経済的自立を図ります。

| No | 取組名              | 取組の内容                                                                   | 担当部署  |
|----|------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1  | 児童扶養手当の給付        | 母子・父子家庭の児童や一方の親に障害がある場合に、所得制限に該当する方等を除き、児童扶養手当を支給します。適切な制度の運用を継続していきます。 | 健康福祉課 |
| 2  | ひとり親家庭への医療費助成    | 母子・父子家庭の経済的負担を軽減するため、所得制限に該当する方を除き、医療費の一部助成を検討します。                      | 町民税務課 |
| 3  | 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け | 母子・父子家庭の経済的自立や児童の福祉の向上を図るため、各種資金を無利子または低利での貸付けを検討します。                   | 健康福祉課 |
| 4  | 高等職業訓練促進給付金      | 母子・父子家庭が、指定した資格取得のために養成訓練等を受けた場合に、入学時の負担や訓練中の生活の負担を軽減するための給付金を検討します。    | 健康福祉課 |
| 5  | 自立支援教育訓練給付金      | 学習意欲がありながら、経済的な理由で高等学校以上の学校に進学や就学が困難な生徒・学生に奨学資金（修学資金・入学支度金）の検討します。      | 健康福祉課 |



## 5 結婚・子育てに関する希望の持てる風土づくりに関する取組

### (1) 仕事と生活の調和の促進

少子高齢化に伴う生産年齢人口（働き手）の減少を背景に、一億総活躍社会の実現に向けた労働生産性の向上が求められています。また、情報通信技術の発達等により、働く場所や時間など、個人が自らの働き方を選択することも可能となっています。企業の視点でみると、労働基準法の改正に伴う年次有給休暇の取得義務化や、同一労働同一賃金制度の導入など、雇用環境の改善に努めていくことが必要となっています。

仕事と子育ての両立を企業や地域が応援し、支えていくことのできる体制づくりを今後も継続して進めていくことで、一人一人のワーク・ライフ・バランスの向上を図ります。また、固定的性別役割分担意識の解消に向けて、周知・啓発を引き続き図っていきます。

| No | 取組名                            | 取組の内容                                                                                                                              | 担当部署 |
|----|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1  | 仕事と家庭のバランスをとることができる職場環境づくり     | 子育てにおいて、仕事の負担が大きくならないために、子の看護休暇、深夜労働の制限や勤務時間の短縮等の措置を講じて、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりを図ります。                                                  | 総務課  |
| 2  | 育児休業制度など関係法制度の普及・定着の促進         | 育児休業制度などの子育てに関する法制度を広く普及させ、出産後も安心して職場に復帰できる環境整備を図ります。                                                                              | 総務課  |
| 3  | 労働者自身の意識改革の啓発                  | 労働者自身が仕事と子育ての両立に理解を持つため、ワーク・ライフ・バランスの推進と意識啓発を図ります。                                                                                 | 産業課  |
| 4  | 国・県・関係団体などと連携した子育てしやすい職場づくりの促進 | 国・県・関係団体から提供された労働に関する各種資料を配布し、子育てしやすい職場づくりに向けた情報提供を行います。                                                                           | 産業課  |
| 5  | 雇用の場の確保                        | 職業紹介事業において、町内事業所を対象に両立支援求人を獲得し、一方で子育て中の求職者の就職活動を支援し、雇用の場の確保を図ります。                                                                  | 産業課  |
| 6  | 男女共同参画社会の実現に向けた啓発の推進           | 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、さらに男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができます。かつ、ともに責任を担うべき社会を実現するため、様々な機会を通して啓発を実施します。 | 総務課  |

## (2) 若者の住まいと健康づくり

暮らしの基盤となる快適・安全な住まいの確保を図るとともに、若者の定住・移住を促進します。また、「キラリ★五霞町 ～快適で居心地のよいまち～」の実現に向けた、若者の健康の維持・増進のための取組に努めます。

| No | 取組名                 | 取組の内容                                                                                                                                             | 担当部署                  |
|----|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 1  | 移住・定住の支援            | 暮らしの基盤となる快適で安全に暮らせる住環境の充実を図るとともに、地域公共交通・道路環境など生活環境の充実に取り組み、安心して快適に住み続けられるまちづくりを目指します。                                                             | まちづくり<br>戦略課<br>都市建設課 |
| 2  | 移住・定住に関する相談・支援体制の強化 | 移住希望者一人一人のニーズに沿った相談体制の強化や町の魅力を発信するなど移住実現に向けたサポート支援に努めます。                                                                                          | まちづくり<br>戦略課          |
| 3  | 結婚・新生活の支援           | 結婚希望者の不安軽減やスキルアップ等を支援します。また、新婚世帯等の婚姻に伴う経済的負担軽減を目的として、本町に居住するための住宅取得等に係る費用を補助します。結婚希望者が安心して結婚し、住み続けることができるまちづくりを進めるため、結婚を希望する男女の婚活や新婚世帯の新生活を支援します。 | 健康福祉課                 |
| 4  | 健康づくり               | 町民一人一人が健康で生きがいを持ち、安全・安心で豊かな生活を営むことができるよう、町民と理念を共有し、一体となって「キラリ☆ごか 笑顔で楽しく健康づくり！」の実現に向けた取組を進めます。                                                     | 健康福祉課                 |
| 5  | 世代ごとに運動に親しむ習慣づくり    | こども・若者たち一人一人が将来にわたって健康な生活を送れるよう、年齢に応じた運動に親しむ習慣を身につけることができる場や機会の提供を図ります。また、健康無関心層への広報・啓発活動を進めます。                                                   | 健康福祉課                 |

## (3) こどもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備

子育て中の保護者にとって、こどもが安心して生活することのできる環境の整備は基本となる取組であり、こどもと保護者の2つの視点に立ったハード・ソフト両面での取組が必要です。

こどもが安心して遊ぶことのできる遊び場などを運営することなどにより、暮らしやすい環境を整えます。

| No | 取組名          | 取組の内容                                                                         | 担当部署  |
|----|--------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1  | 公園などの維持・安全管理 | 公園・遊び場の整備を図るとともに、引き続き、定期的に遊具の点検を実施し、老朽化した遊具の撤去、改修を進め、こどもたちが安心、安全に遊べる場所を提供します。 | 都市建設課 |

#### （４）相談支援体制の充実

子育てには心配事はつきものです。心配事の大きさにかかわらず、早いうちに対処し育児不安に陥らないようにすることは、こどもの健やかな育ちには必要なことです。ところが、子育て世帯を取り巻く様々な環境の変化やプライバシー意識の高まり等により、地域住民同士のつながりが希薄化したことで、子育て中の保護者が孤立しやすい環境となっています。また、社会状況の変化により、子育てにかかる心配事は複雑かつ深刻な状況も見られるようになっていきます。

子育てを取り巻く環境の変化に対応しながら、こどもとその保護者が誰一人として孤立することのないよう、気軽に相談できる体制を整えながら、こども・若者や保護者を取り巻く保健・福祉・教育が連携し、支援体制の充実を図ります。

| No | 取組名               | 取組の内容                                                                           | 担当部署  |
|----|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1  | 安心して育児ができる相談体制の充実 | 保健師、栄養士、助産師、心理士、相談員が妊娠・出産・子育てを切れ目なくサポートし、安心して育児ができるよう相談体制の充実を図ります。              | 健康福祉課 |
| 2  | 地域の子育て相談機関        | 核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、不安や悩みを抱えて子育てに取り組んでいる世帯に対し、不安解消や状況把握の機会を増やす窓口の整備を検討していきます。   | 健康福祉課 |
| 3  | 「子育て・就学」相談支援事業    | 新学齢児への就学前学校生活適応検査と教育相談を早期に実施するとともに、保幼小中が連携し情報共有を図ります。また、保護者がいつでも就学相談できる体制を整えます。 | 教育委員会 |



## 6 関係機関と連携したこども・若者、子育て支援に関する取組

### (1) 障害や発達に偏りのあるこども・若者への支援

障害のあるこどもや発達障害に関する理解が社会全体で広がり、障害のあるこどもや発達に遅れのあるこどもに対する早期発見と早期対応の重要性の認識が広まっています。また、障害のあるこどもが社会に受け入れられ、共生していくことのできるインクルーシブな地域づくりが求められます。障害のあるこどもがその発達の速度や特性等に合わせた教育や指導を受けられる環境を整備していくとともに、その保護者への支援も充実させていきます。

| No | 取組名                            | 取組の内容                                                                                                                                                                                               | 担当部署  |
|----|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1  | 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症などを持つこどもへの支援 | 障害を持つこどもが学校で円滑に生活が送れるよう、生活介助員を配置し支援を行います。                                                                                                                                                           | 教育委員会 |
| 2  | 障害の特性に応じた教育指導                  | 就学指導実施要綱に基づき、障害に応じた適切な教育指導及び円滑な就学指導を実施していきます。                                                                                                                                                       | 健康福祉課 |
| 3  | 障害児通所支援事業                      | 発達が心配されるこども一人一人に、障害児通所サービスを通して、生活能力向上や集団への適応訓練などのサービスを提供し、地域社会の中でいきいきと暮らせるよう支援します。                                                                                                                  | 健康福祉課 |
| 4  | 特別支援学校や障害児施設との連携               | 保育園、幼稚園及び認定こども園が特別支援学校や障害児施設と連携を図ることで、障害のあるこどもがその発達の速度や特性等に合わせた教育や指導を受けられる環境を整えます。                                                                                                                  | 健康福祉課 |
| 5  | 適切な就学指導の推進（特別支援教育）             | 今後も、教育の専門家や医師等の参加による教育相談、就学指導の充実を図ります。一方、医師、特別支援コーディネーター、校長、特別支援担当教諭、関係各課職員等で構成される「五霞町教育支援委員会」を設置し、専門的見地から障害のある園児、児童生徒の状況を分析・検討し、就学に関わる障害の状況を審査します。状況により、教育支援委員会の委員により、幼稚園及び各学校の特別支援教室の視察も検討していきます。 | 教育委員会 |
| 6  | 特別支援教育の充実（特別支援教育）              | 今後も、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、その障害に応じて、特別の場で行われる指導（通級による指導等）が受けられるよう体制を整備します。さらに、児童生徒へのきめ細かな対応を図るため、関係機関との連携強化や研修等の充実により、関係教職員の資質の向上を図ります。                                                            | 教育委員会 |

| No | 取組名                    | 取組の内容                                                              | 担当部署  |
|----|------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------|
| 7  | 障害児福祉手当の給付             | 精神または身体に重度の障害があり、在宅で生活される20歳未満で常時介護が必要な状態にある方にも手当を支給します。           | 健康福祉課 |
| 8  | 特別児童扶養手当の給付            | 身体または精神に重度の障害がある20歳未満のこどもを監護している養育者に手当を支給します。                      | 健康福祉課 |
| 9  | 育成医療の給付                | 18歳未満のこどもで、疾患等により将来において障害を残すおそれがあり、確実に治療効果を期待できる場合、その医療費の一部を支給します。 | 健康福祉課 |
| 10 | 障害のあるこどもに対する関係機関との連携強化 | 関係機関との情報共有等を図り、障害のあるこどもの早期支援と切れ目のない連携を図ります。                        | 健康福祉課 |

## (2) 配慮が必要なこどもやその保護者への支援対策

こども家庭庁が令和5年9月に公表した「令和4年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）」によると、児童相談所での児童虐待相談対応件数は過去最多を更新しています。

心理的虐待に係る相談対応件数が大幅に増加したことや警察等からの通告が増加したことが主な要因となっていますが、今後も相談対応件数が伸びていくことが想定されます。

令和4年までに全市区町村で「子ども家庭総合支援拠点」を設置することが国の方針で示され、令和6年4月に「五霞町こども家庭センター」を開設しました。これにより、児童虐待の防止に向けて、児童福祉の関係機関との連携強化を図り、よりよい支援が町民のみなさんに行き届くよう努めていきます。

| No | 取組名                             | 取組の内容                                                                                                                | 担当部署  |
|----|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1  | 療育相談体制の充実                       | 令和6年度より5歳児健診を開始し、今後相談件数の増加も考えられ、障害のあるこどもの保護者に対し、心理士や医療機関等の専門職による「すくすく相談」を通じて、育児指導や育児不安の軽減を図っていきます。                   | 健康福祉課 |
| 2  | 「要保護児童対策地域協議会」などを通じた関係機関との連携と推進 | 要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携を図りながら、児童虐待をはじめ要保護児童等の早期発見・対応に努め、適切な支援等を行います。令和6年4月に開設した「五霞町こども家庭センター」とも連携し、児童虐待防止対策を推進します。 | 健康福祉課 |

| No | 取組名                              | 取組の内容                                                                                                                                                                         | 担当部署           |
|----|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3  | 障害のあるこどもへの理解や、虐待の防止に向けた普及・啓発の促進  | ポスターの掲示やリーフレットの配布により、児童虐待防止に対する町民の意識を高めます。<br>町民に対して障害に対する理解促進を図るための啓発を推進します。                                                                                                 | 健康福祉課          |
| 4  | 境・五霞要保護児童対策地域協議会による児童虐待ネットワークの推進 | 要保護児童対策地域協議会において、関係各課・機関との情報交換により、児童虐待の早期発見、防止、援助活動及び啓発活動を行います。                                                                                                               | 健康福祉課          |
| 5  | 児童虐待の早期発見と予防                     | 健康相談、健康診査、各種訪問事業等あらゆる機会を通して、育児困難家庭や児童虐待の早期発見に努め、関係機関と連携した支援を行います。                                                                                                             | 健康福祉課          |
| 6  | ひとり親家庭に対する子育て・生活の支援              | 必要に応じ、ファミリー・サポート・センターや子育て短期支援事業の利用を促進するとともに、母子生活支援施設で保護するなどの対応を検討します。また、保育に関する利用調整においては、母子家庭・父子家庭の利用について配慮します。                                                                | 健康福祉課          |
| 7  | ひとり親家庭に対する相談支援体制の充実              | 民生委員児童委員等による、ひとり親家庭が抱えている様々な悩みについての相談支援を行います。                                                                                                                                 | 健康福祉課          |
| 8  | 不登校やいじめ等への対応                     | 不登校等の児童生徒については、児童生徒や保護者に対するスクールカウンセラー等を活用した相談活動の充実を図るとともに、平成30年度に設立した「五霞町いじめ問題対策連絡協議会」において情報交換・検討会を実施し、早期の対応に努めます。また、複雑化する問題に対応するため、必要に応じて筑西児童相談所等関係機関との連携を強化し、早期の適切な対応に努めます。 | 教育委員会<br>健康福祉課 |
| 9  | インクルーシブ教育の推進                     | 今後とも、障害のあるこどももいないこどもも、相互に関係を深めながら認め合い、可能な限り一緒に生活する力を育てるインクルーシブ教育を推進します。                                                                                                       | 教育委員会          |
| 10 | 児童育成支援拠点事業                       | 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこどもに対して、居場所や食事の提供、進路等のサポート等、個々の状況に応じた支援を包括的に行う事業です。本町では、現在該当する事業は行っていないが、社会情勢の変化等を鑑みながら、必要に応じて実施に向けた検討を行います。                                         | 健康福祉課          |

### （３）医療的ケア児及びその家族に対する支援

医療的ケア児とは、新生児特定集中治療室等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことを意味します。日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童やその家族への支援を整備していきます。

| No | 取組名                | 取組の内容                                                        | 担当部署  |
|----|--------------------|--------------------------------------------------------------|-------|
| 1  | 医療的ケア児及びその家族に対する支援 | 日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童やその家族への支援を整備していきます。 | 健康福祉課 |

### （４）ヤングケアラーへの配慮

ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のことを意味します。

令和２年に厚生労働省が行った調査「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」によると、公立中学２年生の５.７％（約１７人に１人）、公立の全日制高校２年生の４.１％（約２４人に１人）が「世話をしている家族がいる」と回答しており、１学級に１～２人のヤングケアラーが存在している可能性があることが分かりました。

本町では、実態調査を実施するとともに、関係機関と連携を図り、ヤングケアラーの家族への思いを尊重しながら必要な支援を行い、こども・若者の権利及び利益が最大限に配慮されるよう施策を推進します。

| No | 取組名                     | 取組の内容                                                            | 担当部署  |
|----|-------------------------|------------------------------------------------------------------|-------|
| 1  | ヤングケアラーの実態把握と支援及び認知度の向上 | ヤングケアラーの家族への思いを尊重しながら必要な支援を行い、こども・若者の権利及び利益が最大限に配慮されるよう施策を推進します。 | 健康福祉課 |

### （５）関係機関との連携体制の構築

五霞町こども家庭センターでの相談体制の充実を図り、妊娠期から子育て期への不安を軽減するとともに、保健・福祉・教育のネットワークを構築し、より支援が必要な人への支援強化を図ります。

| No | 取組名                       | 取組の内容                                                                                       | 担当部署  |
|----|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1  | こども・若者の意見を聞く場の確保          | 町内小中学校の代表児童生徒が自分の考えを発言できる場を開催します。                                                           | 健康福祉課 |
| 2  | 地元企業との共同による地域社会教育と社会福祉の実践 | 町内の企業や福祉事業等の協力により、小学校から高校生までを対象とした地域社会の共助や社会福祉の現場に参加するなど、地域全体でこどもの成長に合わせた社会性を養う取組を検討していきます。 | 健康福祉課 |

## 第2節 子ども・子育て支援事業の推進にあたって

### 1 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、3歳から5歳までの子どもについては、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、新たな制度で、学校及び児童福祉施設として認可されています。

今後も、運営事業者の経営基盤の安定化と、地域の教育・保育及び子育て支援の質の向上に資するため、基本的に施設並びに運営事業者の意向を尊重しつつ、必要と判断される場合には、幼稚園・保育所（園）から認定こども園への移行を推進することとします。

### 2 認定こども園及び保育所、小学校との連携

本町の認定こども園及び保育所、小学校、関係団体等との連携を強化し、こどもの成長を切れ目なく支援していける環境づくりを進めていきます。

### 3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払の防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に取り組みます。

また、茨城県や施設所在地である市町村との連携・情報共有を図り、子ども・子育て施設等の確認等を適切に行います。

### 4 子育て世帯支援施策の検討について

人口減少に伴うこどもの減少を考慮し、今後、通学支援や住宅支援策等により、子育て世帯が定住しやすい施策を検討していきます。

### 5 教育・保育施設と地域子ども・子育て支援事業及び保幼小連携の推進

一人ひとりのこどもの発達状況を見極めながら、可能な限り早期の相談・療育につなげていくため、障害のあるこどもの保護者に対し、心理士等の専門職による「すすく相談」を通じて育児指導や育児不安の軽減を図る相談事業を充実するなど、各機関との連携を深めていきます。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 第1節 計画の推進体制

計画を推進するためには、子どもや子育て中の家庭のみならず、近隣住民、地域、職場、関係機関、団体、行政が相互に連携し、より子育てしやすいまちづくりに向けて、それぞれが積極的に取り組んでいく必要があります。

また、社会の変化等に柔軟に対応しつつ、適切な支援につながるよう努めていく必要があります。

#### 1 計画の周知

町民がこども・子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、基本方針や各取組等について、広報紙や町公式ホームページなどを通じて周知し、取組につなげていきます。

#### 2 計画推進体制の連携強化

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課を集め、推進に向けた庁内推進体制の整備・強化を図ります。また、関係機関等との連携を強化し、こども及び子育て家庭を地域でサポートする環境の構築と充実を図ります。



## 第2節 計画推進における役割分担

### 1 町の役割

子育て家庭を社会全体で支援することの意義や、こどもの権利の尊重、男女がともに子育てや家庭生活を担うことへの理解の推進、ワーク・ライフ・バランスの促進など、計画を推進するうえで基本となる考え方の周知を図り、関係機関との連携のもと、本計画における基本理念の実現を目指します。

### 2 家庭の役割

家庭は、社会を構成する最小単位です。子育てにおいては、家庭はこどもの人格形成における基礎的な場であると同時に、こどもにとっては安らぎのある楽しい居場所でもあります。また、女性の就業率が高まる中で、子育てや家事などの家庭生活における役割分担も変化しています。

夫婦とこどもを含めた家族みんなで役割を分担し、心身ともに健やかに生活できるよう、助け合いながら育ち合う関係性の構築に努める必要があります。

### 3 地域の役割

かつては、親以外にも多くの大人がこどもに接することで、こどもやその親も合わせて見守り、子育てを支える社会環境がありましたが、核家族化や地域とのつながりの希薄化、プライバシー意識の向上などの社会情勢の変化により、地域による子育てへの関与は少なくなっています。しかしながら、こどもは家庭の中だけで育つものではなく、学校や地域の様々な人との関わりや見守りの中で成長していくものです。

地域住民や各種団体が連携・協力しながら、包括的に地域のこどもを育てていかなくてはなりません。子育て家庭が孤立することのないよう、地域による子育て家庭の支援が重要です。

### 4 子育て支援に関わる事業者・団体及びその職員の役割

子育て支援事業者・団体やそのスタッフは、地域の子育て支援を支える最前線に立つ存在です。子ども・子育て支援法や児童福祉法等に基づき、地域のニーズに合ったサービスを提供していくことが求められます。また、こどもの発達状況に応じた適切な支援を提供していく必要があります。

その他の事業者と同様に、子育て支援サービス事業者や障害児福祉サービス事業者は雇用者でもあることから、事業所内における労働環境の向上や労働条件の改善に向けた取組を進めていくことが求められます。

## 5 企業の役割

人口減少が進む中で、女性の活躍がこれまで以上に求められていますが、女性の社会進出を阻む要因の1つとして、出産・育児と仕事との両立があります。

職場における子育ての社会的意義の理解や育児・介護休業制度の導入、労働時間の短縮や多様な働き方の許容、ワーク・ライフ・バランスの実現など、引き続き労働環境の向上や労働条件の改善に向けた取組を進めていく必要があります。

### 第3節 計画の進行管理

本計画の進捗管理及び実施状況の点検・評価については、健康福祉課が中心となって、毎年度関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、事業評価、再調整などを行うことによって実施してきました。また、五霞町子ども・子育て会議による助言等も考慮しながら、適切なサービスの提供等にも努めています。

今後も施策・事業の実施状況やその評価、改善に向けた取組を継続し、より子育てしやすいまちづくりに向けた取組を行います。また、計画の進捗状況及び実施状況の結果については、「広報ごか」や町公式ホームページ等を利用して広く町民に周知を図ります。



## 第7章 子ども・子育て支援ニーズ調査結果

### 第1節 調査の概要

#### 1 調査実施の目的

本調査は、こども基本法の施行及びこども大綱の趣旨に沿い、令和7年度から令和11年度を計画期間とする本町こども計画策定に向け、子どもや子育て家庭、若者など町民の意識や生活環境、子育てサービスの利用状況等を把握するための実態把握等を目的として、6種類のアンケート調査を実施しました。

#### 2 実施概要

##### (1) 調査地域

本町全域

##### (2) 標本の抽出

住民基本台帳から対象年齢の町民を無作為抽出

##### (3) 調査方法

- 保育園、幼稚園、こども園、小学校に対しアンケートの配布・回収
- 就学前児童保護者（全数）に対し郵送で配布・回収
- 町内在住の中学生本人に対しアンケートの配布・回収
- 町内在住の高校生世代の町民に対しアンケートの配布・回収
- 町内在住の高校生以上の若者に対しアンケートの配布・回収
- 小学5年生、中学2年生の保護者に対しアンケートの配布・回収
- 回答はすべて無記名による調査法に対しアンケートの配布・回収

##### (4) 調査期間

令和6年3月12日～3月29日

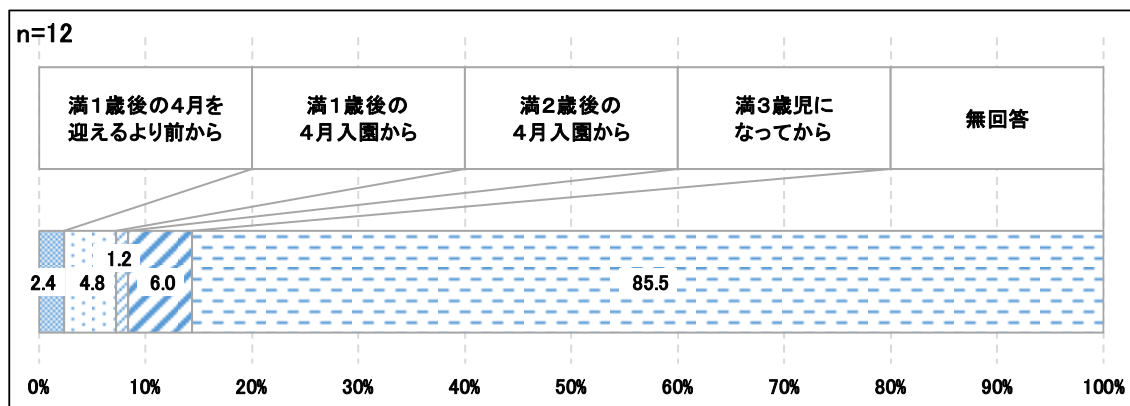
#### 3 調査対象と回収率

| 調査対象者                              |                    | 調査数 | 回収数 | 回収率   |
|------------------------------------|--------------------|-----|-----|-------|
| こども計画策定に関するアンケート調査（就学前児童）          | 町内在住の就学前児童をもつ保護者   | 206 | 83  | 40.3% |
| こども計画策定に関するアンケート調査（小学生児童）          | 町内在住の小学生児童をもつ保護者   | 315 | 271 | 86.0% |
| こども計画策定に関するアンケート調査（中学生生徒）          | 町内在住の中学生本人         | 177 | 127 | 71.8% |
| こども計画策定に関するアンケート調査（高校生世代）          | 町内在住の高校生世代の町民      | 183 | 45  | 24.6% |
| 若者の意識調査（18歳～39歳対象）                 | 町内在住の18歳～39歳の若者    | 500 | 79  | 15.8% |
| 子どもの生活に関するアンケート調査（小学5年生、中学2年生の保護者） | 子どもの生活（貧困対策）に関する調査 | 112 | 85  | 75.9% |

## 第2節 就学前児童調査結果

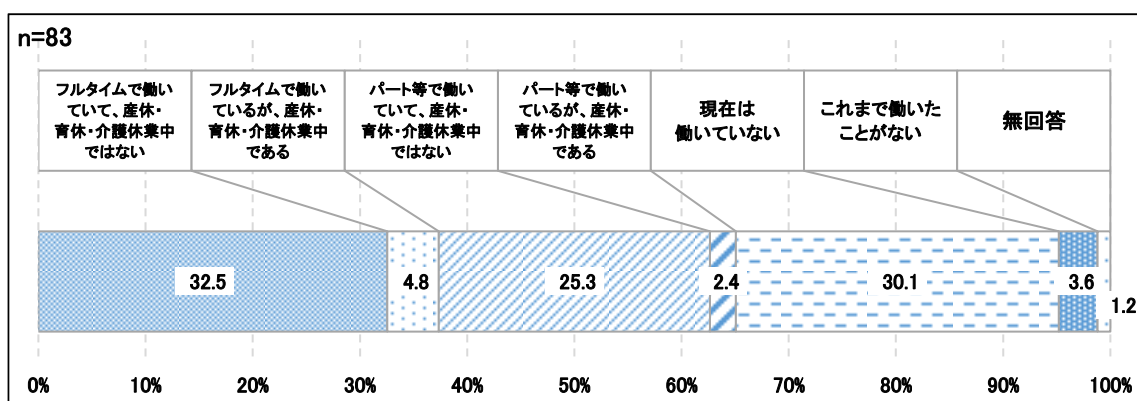
### 1 保育園等に預けたい時期

「満3歳児になってから」が6.0%、「満1歳後の4月入園から」が4.8%、「満1歳後の4月を迎えるより前から」が2.4%と続いています。



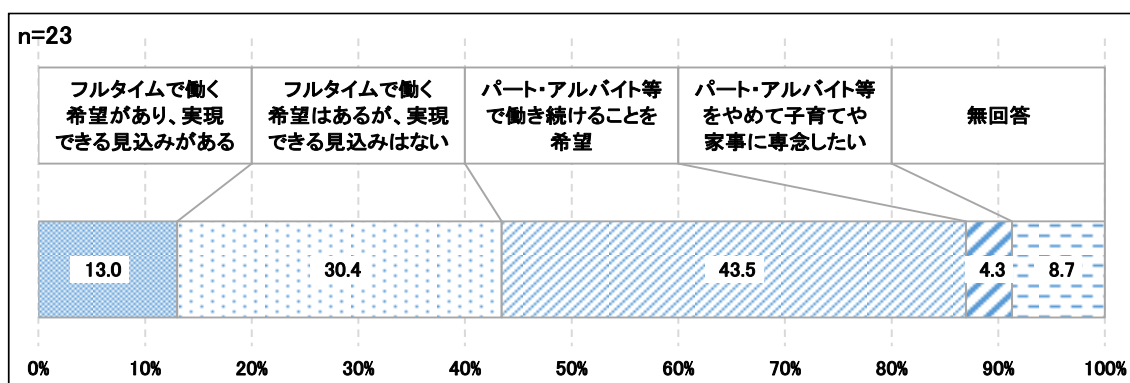
### 2 母親の就労状況

「フルタイムで働いていて、産休・育休・介護休業中ではない」が32.5%と最も多く、次いで「現在は働いていない」(30.1%)、「パート等で働いていて、産休・育休・介護休業中ではない」(25.3%)と続いています。



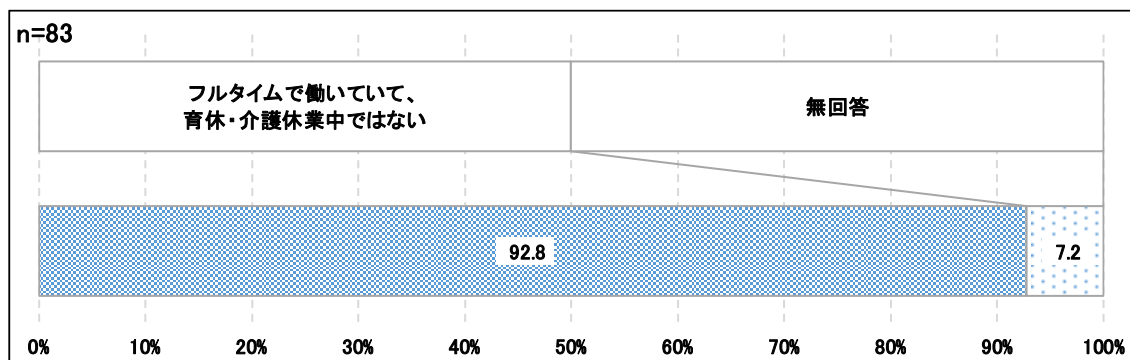
### 3 母親のフルタイムへの転換希望

「パート・アルバイト等で働き続けることを希望」が43.5%と最も多く、次いで「フルタイムで働く希望はあるが、実現できる見込みはない」(30.4%)の順でした。



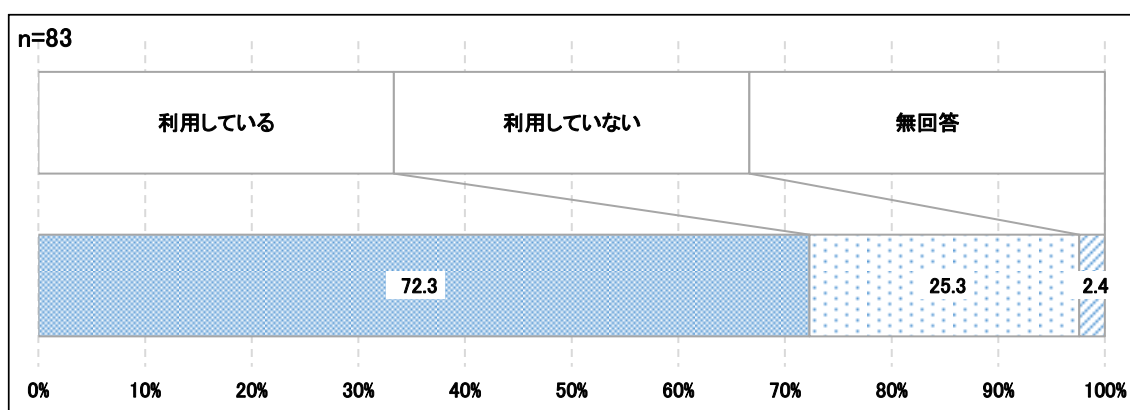
#### 4 父親の就労状況

「フルタイムで働いていて、育休・介護休業中ではない」が 92.8%となっています。



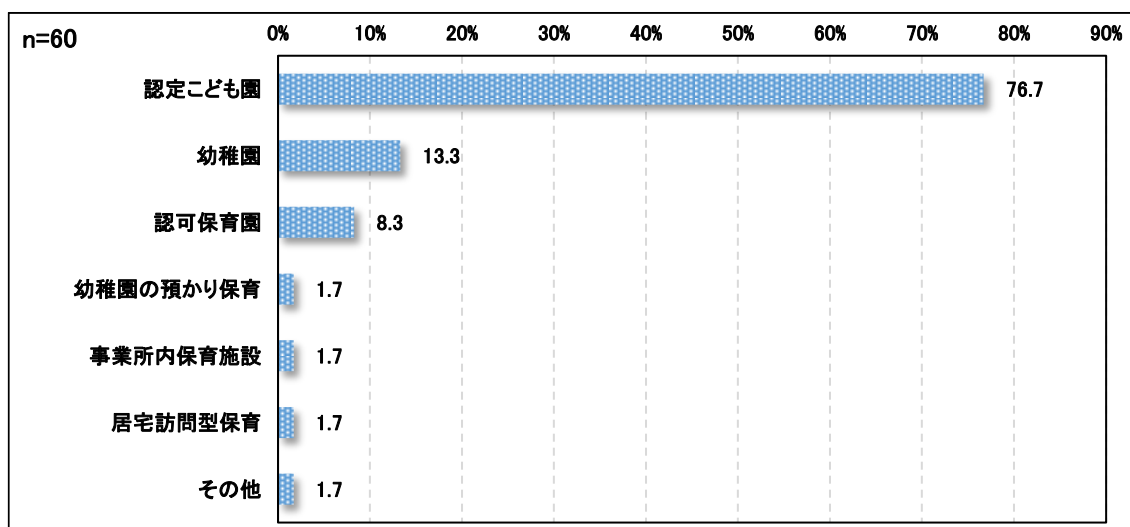
#### 5 平日の定期的な幼児教育・保育事業の利用状況

「利用している」が 72.3%、「利用していない」が 25.3%となっています。



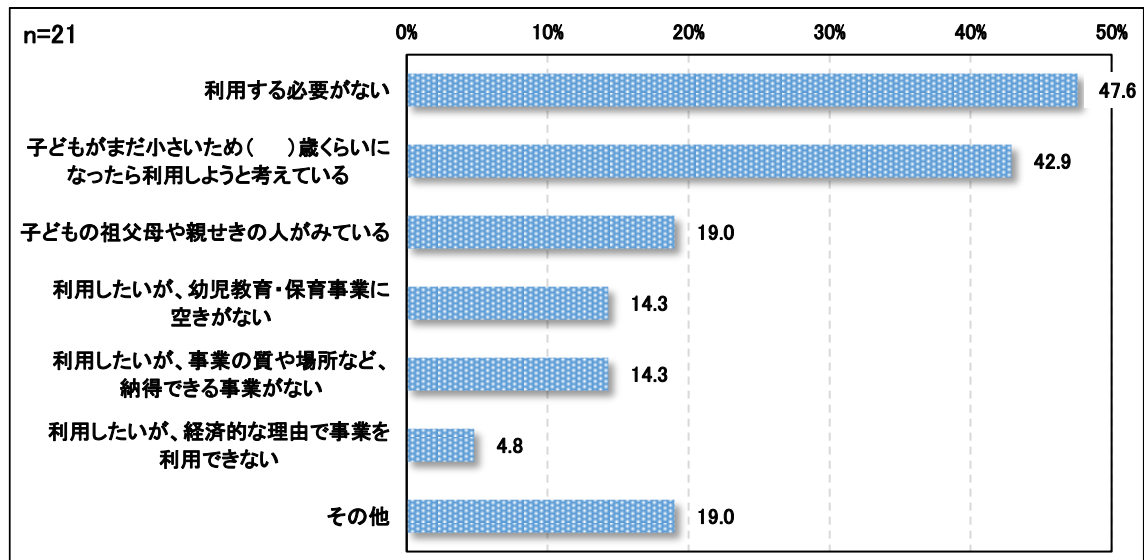
#### 6 平日どのような幼児教育・保育事業を利用しているか

「認定こども園」が 76.7%と最も多く、次いで「幼稚園」（13.3%）、「認可保育園」（8.3%）と続いています。

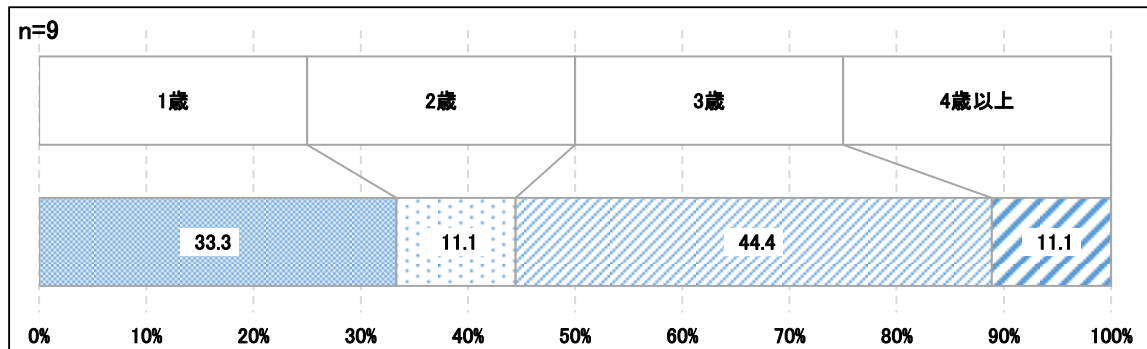


利用していない理由については、「利用する必要がない」が 47.6%と最も多く、次いで「子どもがまだ小さいため（ ）歳くらいになったら利用しようと考えている」（42.9%）、「子どもの祖父母や親せきの人がみている」「その他」（19.0%）と続いています。

「子どもがまだ小さいため（ ）歳くらいになったら利用しようと考えている」と回答した方の子どもの年齢は、「3歳」が 44.4%と最も多くなっています。

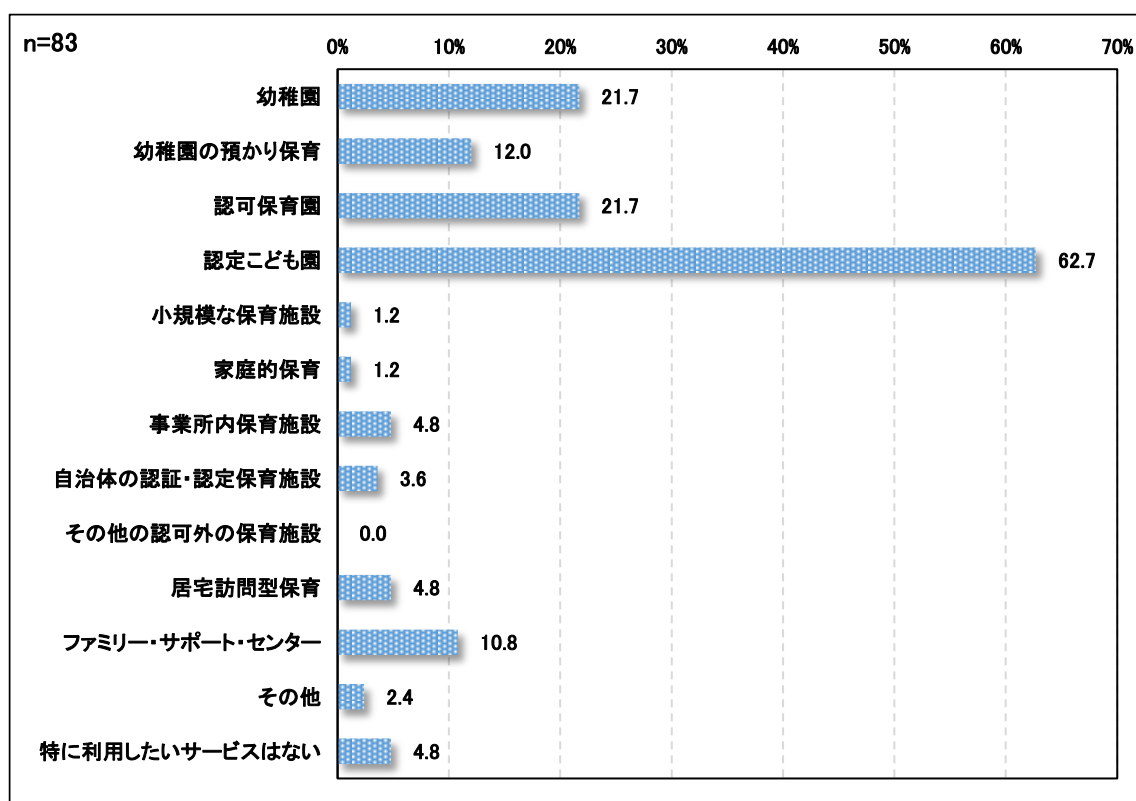


【子どもの年齢】



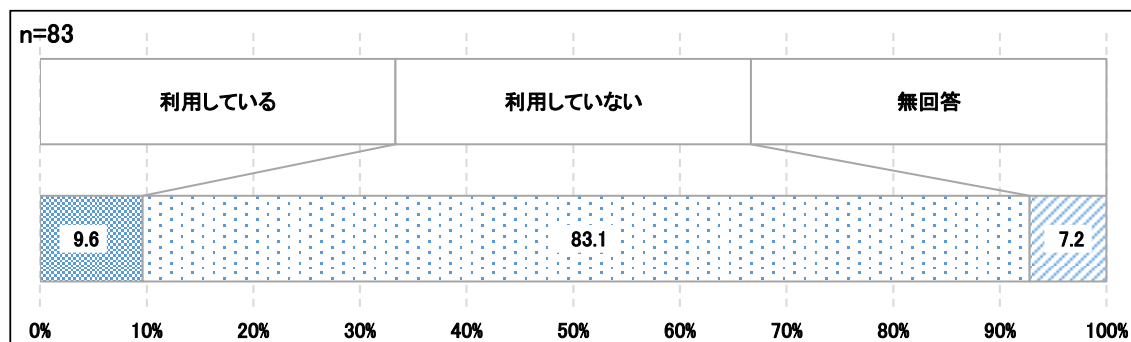
## 7 平日の幼児教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業

「認定こども園」が 62.7%と最も多く、次いで「幼稚園」「認可保育園」(21.7%)、「幼稚園の預かり保育」(12.0%)と続いています。



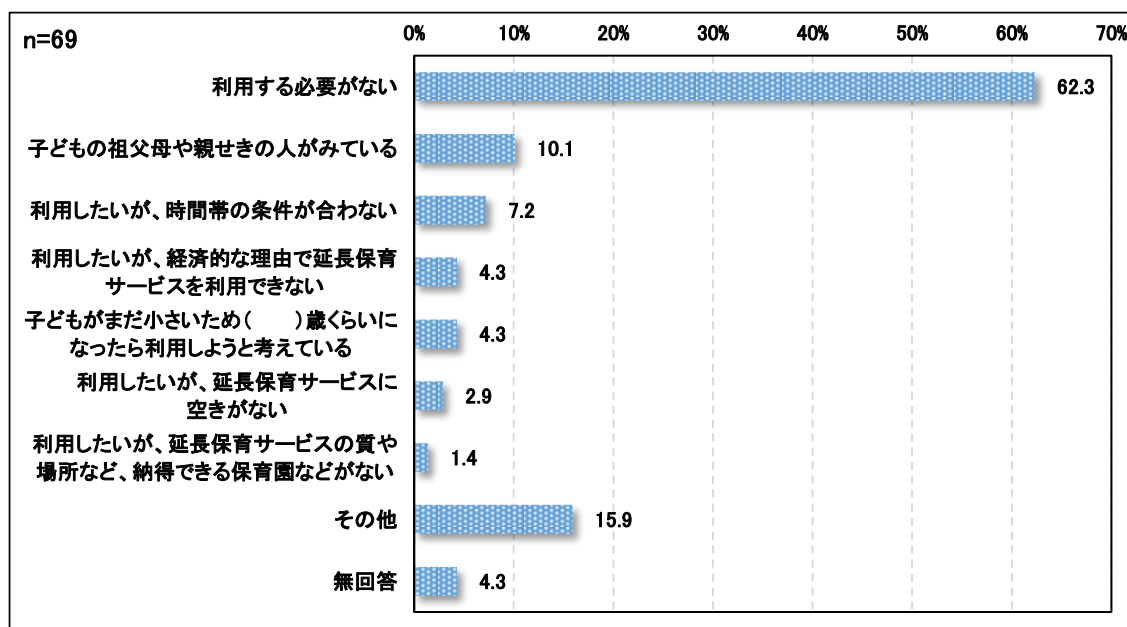
## 8 「延長保育サービス」の利用状況

「利用していない」が83.1%、「利用している」が9.6%となっています。



利用していない理由としては、「利用する必要がない」が62.3%と最も多く、次いで「その他」(15.9%)、「子どもの祖父母や親せきの人がみている」(10.1%)と続いています。

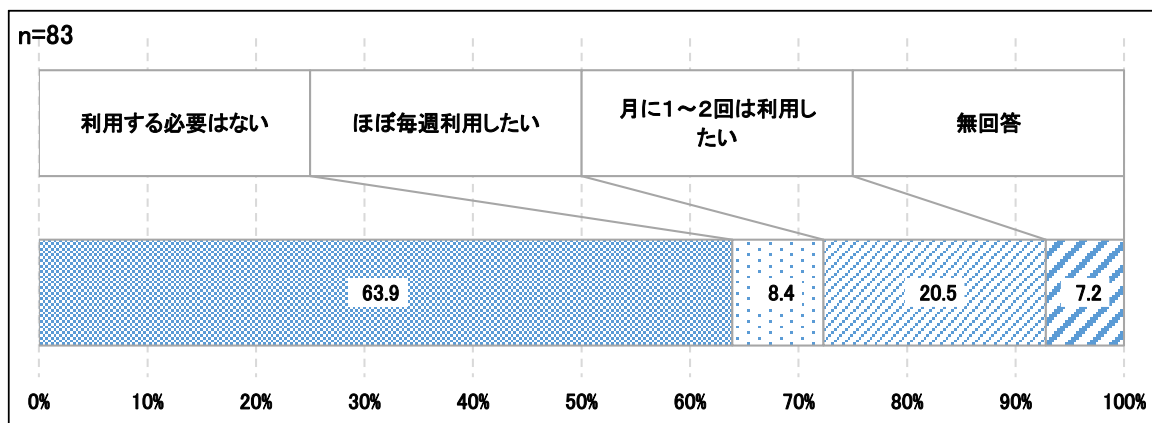
【利用していない理由】



## 9 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用意向

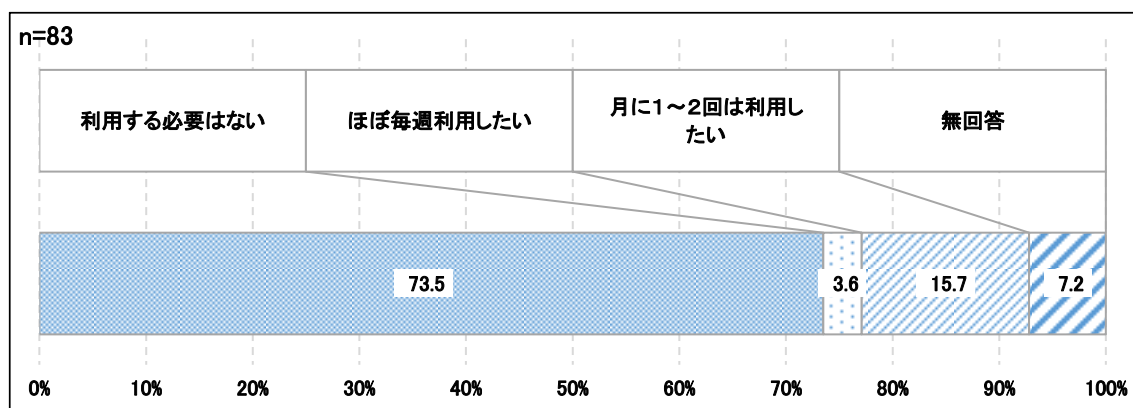
### ■ 土曜日

「利用する必要はない」が 63.9%、「月に1～2回は利用したい」が 20.5%、「ほぼ毎週利用したい」が 8.4%となっています。



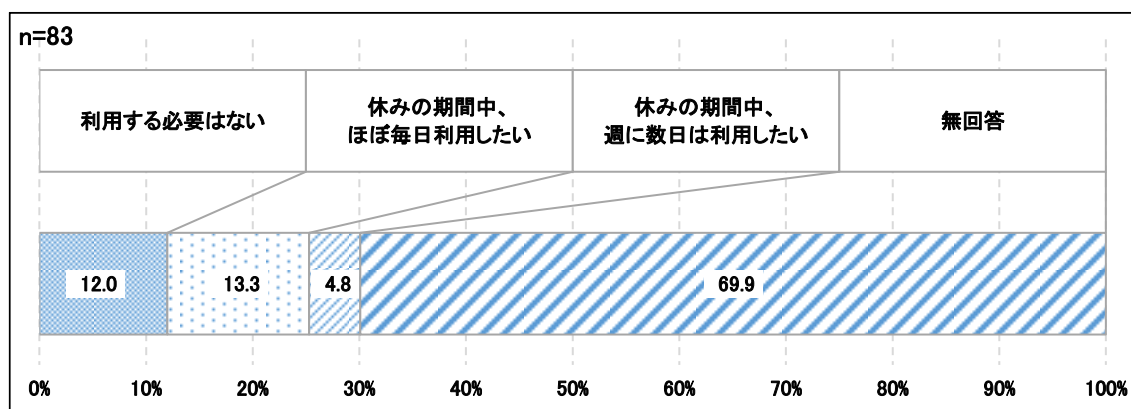
### ■ 日曜・祝日

「利用する必要はない」が 73.5%、「月に1～2回は利用したい」が 15.7%、「ほぼ毎週利用したい」が 3.6%となっています。



## 10 夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の幼児教育・保育事業の利用意向

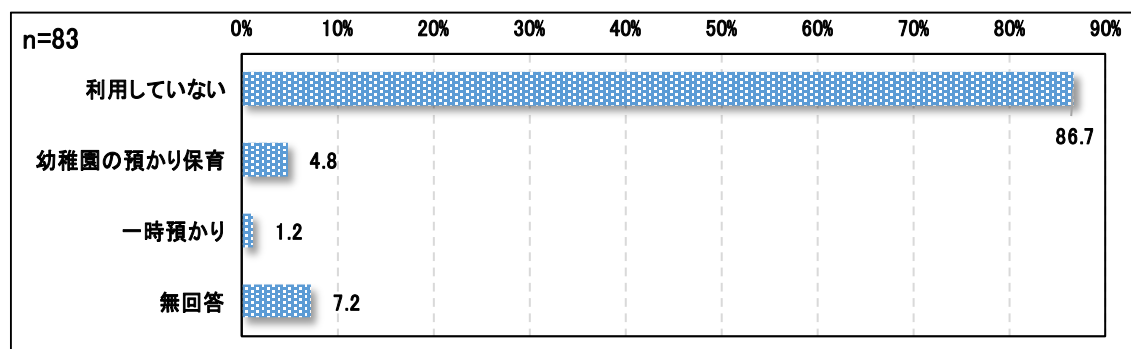
「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が 13.3%、「利用する必要はない」が 12.0%、「休みの期間中、週に数日は利用したい」が 4.8%となっています。



## 11 不定期の幼児教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

「利用していない」が 86.7%、「幼稚園の預かり保育」が 4.8%、「一時預かり」が 1.2%となっています。

平均利用日数は、「幼稚園の預かり保育」が 4.33 日、「一時預かり」が 5.00 日です。



### 【幼稚園の預かり保育日数】

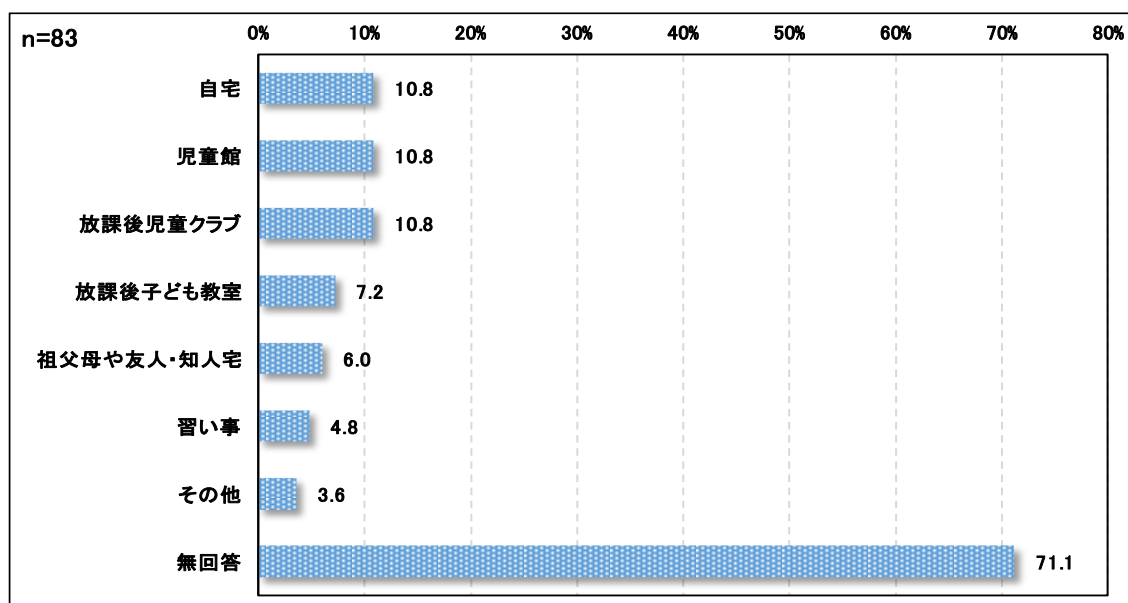
| カテゴリ  | 件数 | (全体)% |
|-------|----|-------|
| 3 日   | 1  | 25.0  |
| 4 日   | 0  | 0.0   |
| 5 日以上 | 2  | 50.0  |
| 無回答   | 1  | 25.0  |
| 全体    | 4  | 100.0 |

### 【一時預かり日数】

| カテゴリ | 件数 | (全体)% |
|------|----|-------|
| 0 日  | 0  | 0.0   |
| 5 日  | 1  | 100.0 |
| 無回答  | 0  | 0.0   |
| 全体   | 1  | 100.0 |

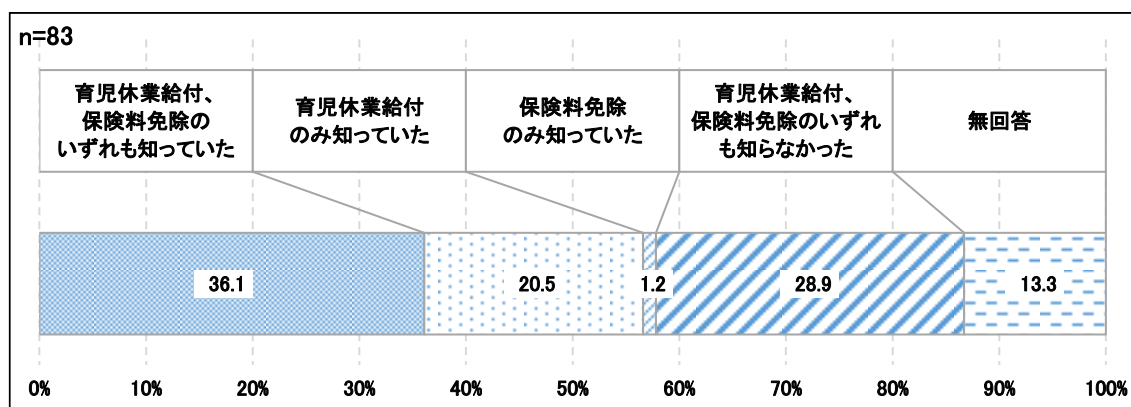
## 12 小学校就学後の放課後の過ごし方について

無回答を除くと「自宅」「児童館」「放課後児童クラブ」が 10.8%と最も多く、次いで「放課後子ども教室」（7.2%）、「祖父母や友人・知人宅」（6.0%）です。



## 13 育児休業や短時間勤務制度など職場との両立支援制度について

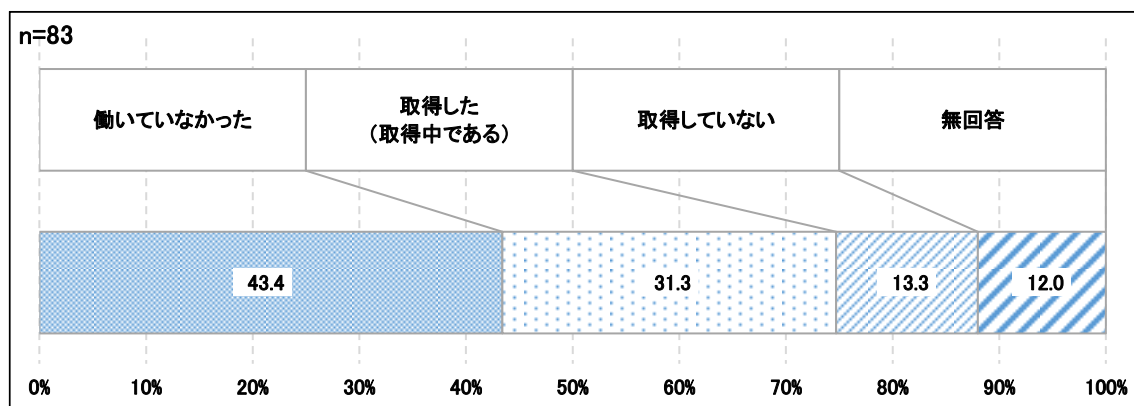
「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」が 36.1%と最も多く、次いで「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」（28.9%）、「育児休業給付のみ知っていた」（20.5%）と続いています。



## 14 育児休業の取得状況

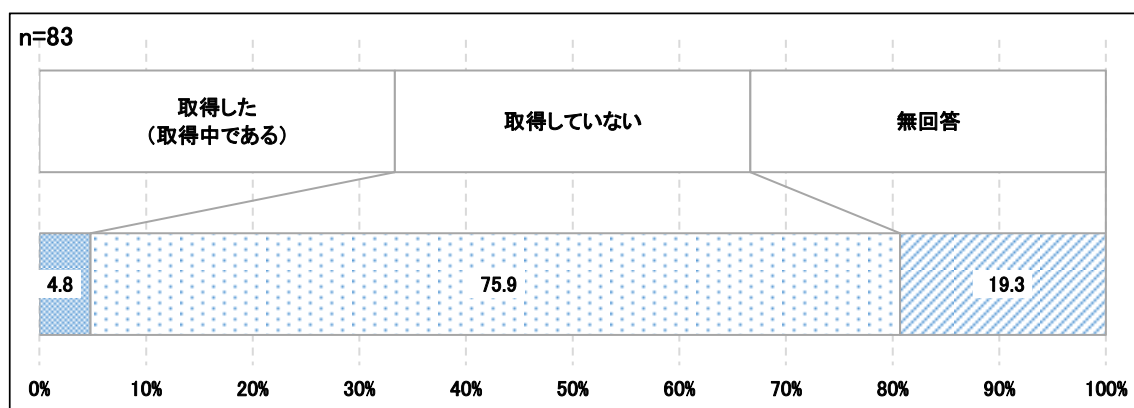
### ■ 母親

「働いていなかった」が43.4%、「取得した（取得中である）」が31.3%、「取得していない」が13.3%となっています。



### ■ 父親

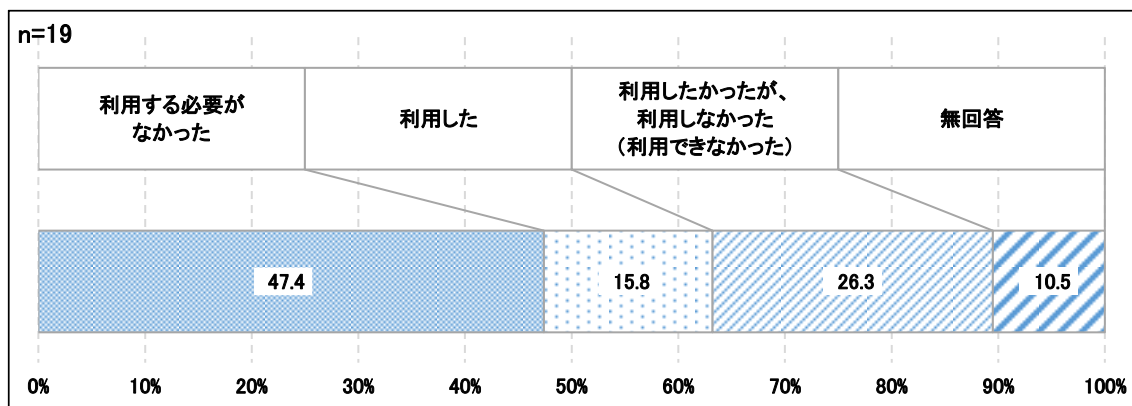
「取得した（取得中である）」が4.8%、「取得していない」が75.9%となっています。



## 15 短時間勤務制度の利用状況

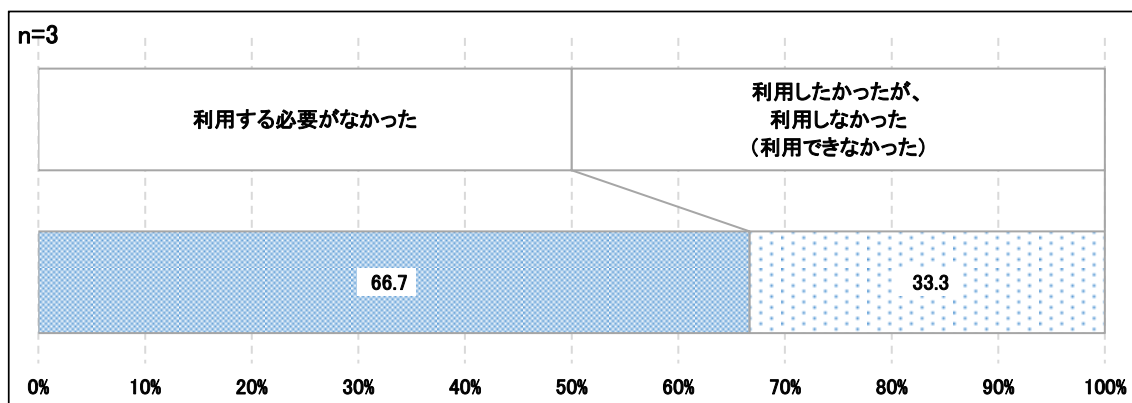
### ■ 母親

「利用する必要がなかった」が 47.4%、「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」が 26.3%、「利用した」が 15.8%となっています。



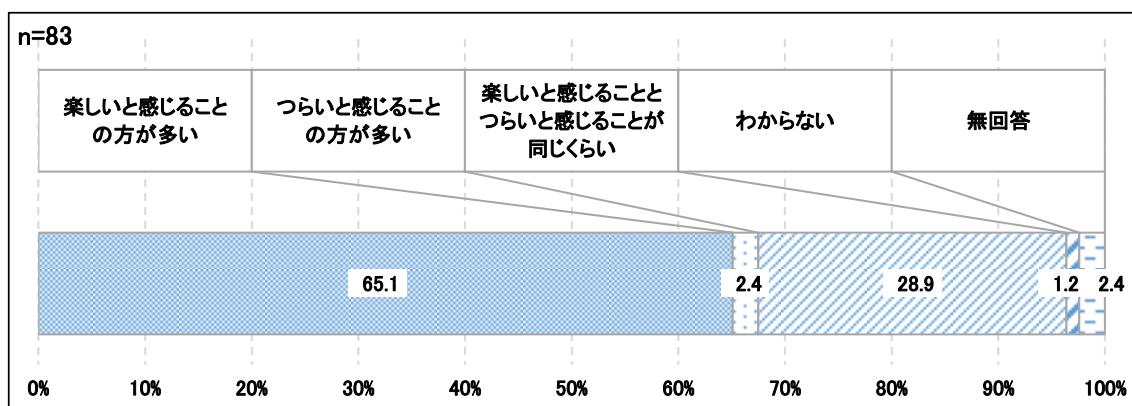
### ■ 父親

回答者は3名で、2名が「利用する必要がなかった」、1名が「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」と回答しています。



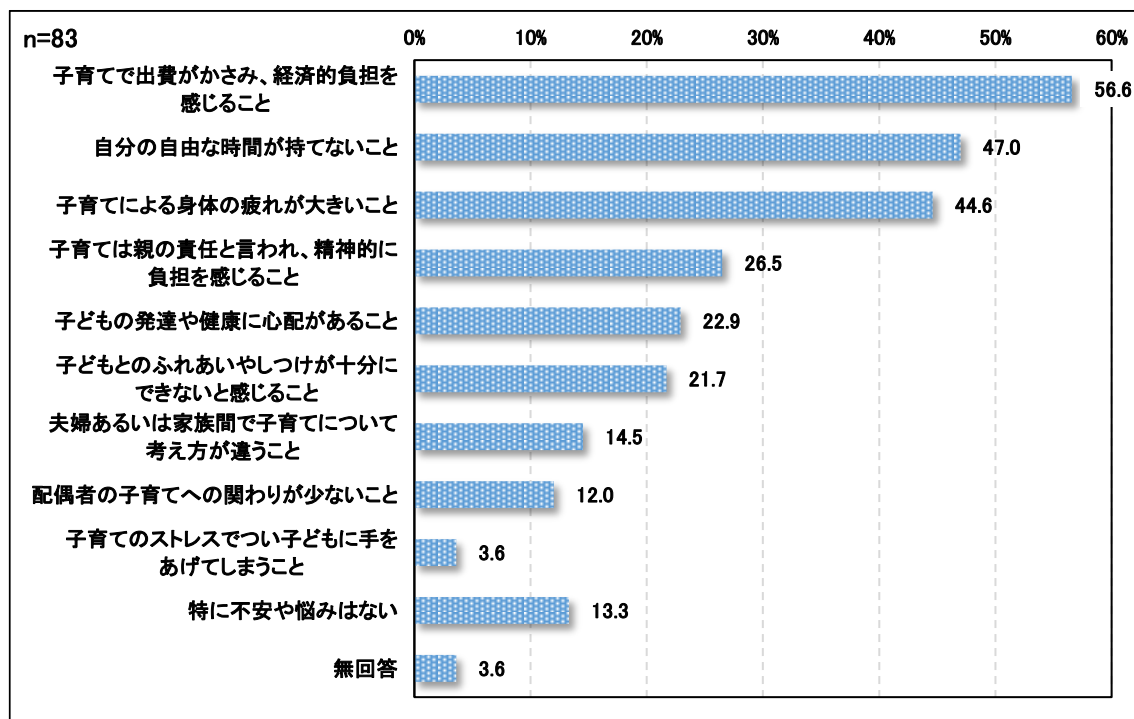
## 16 子育てをどのように感じているか

「楽しいと感じることの方が多い」が 65.1%と最も多く、次いで「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」（28.9%）、「つらいと感じることの方が多い」（2.4%）と続いています。



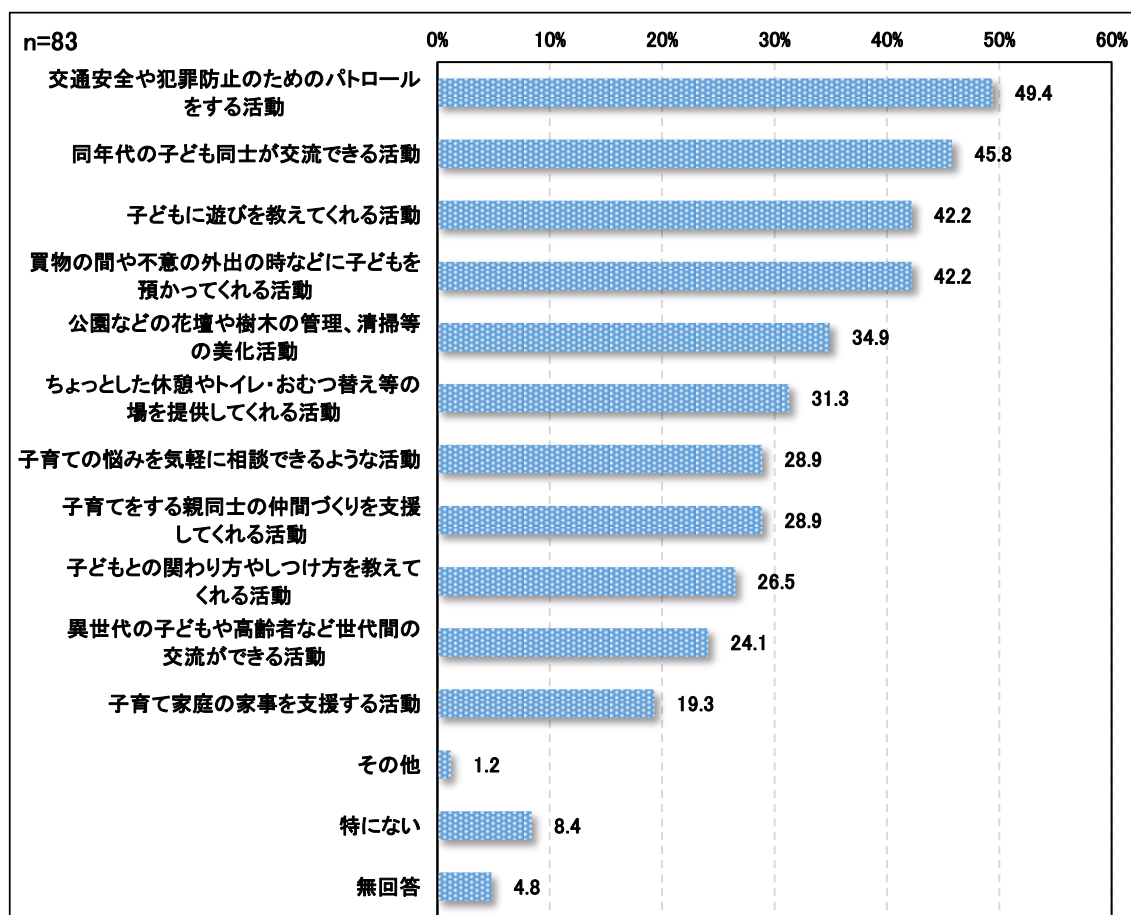
## 17 子育てをするうえでの不安や悩み

「子育てで出費がかさみ、経済的負担を感じること」が 56.6%と最も多く、次いで「自分の自由な時間が持てないこと」（47.0%）、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」（44.6%）と続いています。



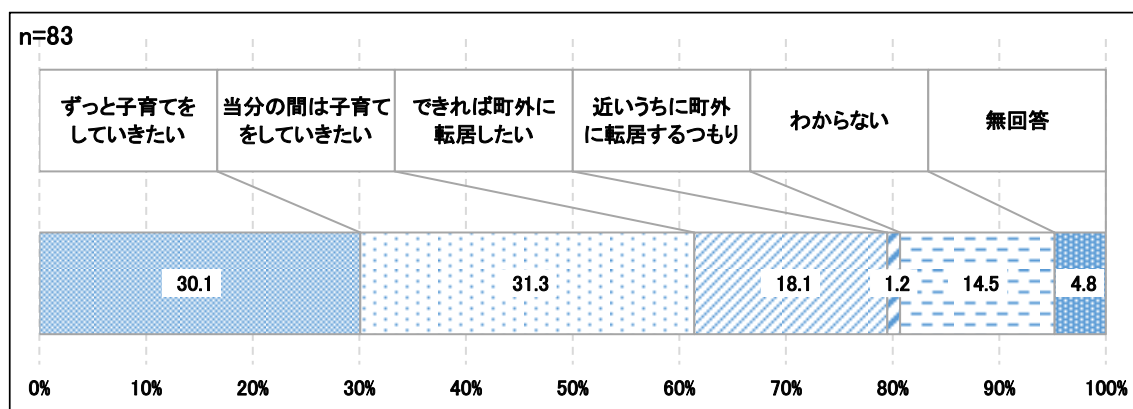
## 18 子を持つ親にとって、身近な地域にあるとよい活動

「交通安全や犯罪防止のためのパトロールをする活動」が 49.4%と最も多く、次いで「同年代の子ども同士が交流できる活動」（45.8%）、「子どもに遊びを教えてくれる活動」「買物の間や不意の外出の時に子どもを預かってくれる活動」（42.2%）と続いています。



## 19 今後も本町で子育てをしていきたいと思うか

「当分の間は子育てをしていきたい」が 31.3%と最も多く、次いで「ずっと子育てをしていきたい」(30.1%)、「できれば町外に転居したい」(18.1%)と続いています。



## 20 本町での現在のあなたの子育て環境への共感度

子育て環境についての共感度は、「⑤子育てを支援してくれる親などが身近にいる」が2.50ポイントと最も高く、その他はすべてマイナスポイントとなっています。

共感度が最も低いのは、「③子どもの健診や医療を受けやすい体制が整っている」で-5.31ポイントです。

上段：度数 下段：%

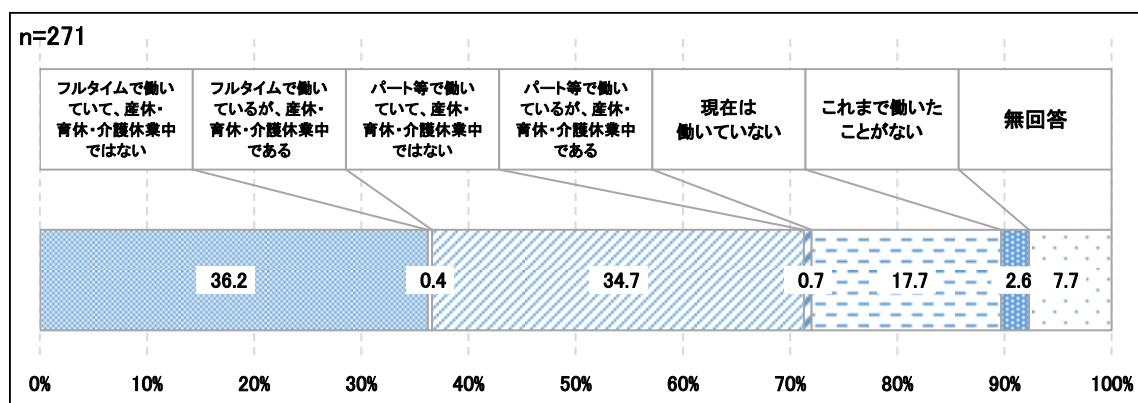
|                                                      | 合計  | とても<br>思う | どちらか<br>という<br>思う | あまり<br>思わない | 思わない | 無回答 | 共感度          |
|------------------------------------------------------|-----|-----------|-------------------|-------------|------|-----|--------------|
| ① 子どもがのびのび遊べる公園・<br>広場などが整備されている                     | 83  | 1         | 19                | 34          | 27   | 2   | <b>-4.14</b> |
|                                                      | 100 | 1.2       | 22.9              | 41          | 32.5 | 2.4 |              |
| ② 子育てを支援するサービスや施設<br>が整っている                          | 83  | -         | 13                | 40          | 28   | 2   | <b>-5.12</b> |
|                                                      | 100 | -         | 15.7              | 48.2        | 33.7 | 2.4 |              |
| ③ 子どもの健診や医療を受けやすい<br>体制が整っている                        | 83  | 1         | 13                | 33          | 34   | 2   | <b>-5.31</b> |
|                                                      | 100 | 1.2       | 15.7              | 39.8        | 41   | 2.4 |              |
| ④ 学校等の地域の教育環境が整っ<br>ている                              | 83  | -         | 38                | 28          | 15   | 2   | <b>-1.23</b> |
|                                                      | 100 | -         | 45.8              | 33.7        | 18.1 | 2.4 |              |
| ⑤ 子育てを支援してくれる親などが<br>身近にいる                           | 83  | 30        | 25                | 10          | 17   | 1   | <b>2.50</b>  |
|                                                      | 100 | 36.1      | 30.1              | 12          | 20.5 | 1.2 |              |
| ⑥ 子育てに協力・支援してくれる、<br>地域のつながりがある                      | 83  | -         | 23                | 34          | 25   | 1   | <b>-3.72</b> |
|                                                      | 100 | -         | 27.7              | 41          | 30.1 | 1.2 |              |
| ⑦ 幼児教育・保育サービスや職場の<br>支援など、子育てと仕事の両立を<br>支援する環境が整っている | 83  | 1         | 22                | 32          | 25   | 3   | <b>-3.63</b> |
|                                                      | 100 | 1.2       | 26.5              | 38.6        | 30.1 | 3.6 |              |
| ⑧ 子育てしやすい住宅・住環境が<br>整っている                            | 83  | 4         | 26                | 26          | 23   | 4   | <b>-2.41</b> |
|                                                      | 100 | 4.8       | 31.3              | 31.3        | 27.7 | 4.8 |              |
| ⑨ 治安がよいなど、子どもにとって<br>安心・安全な環境が整っている                  | 83  | 1         | 34                | 29          | 17   | 2   | <b>-1.67</b> |
|                                                      | 100 | 1.2       | 41                | 34.9        | 20.5 | 2.4 |              |
| ⑩ 親子連れでも外出しやすい道路・<br>交通機関等が整備されている                   | 83  | 1         | 16                | 34          | 30   | 2   | <b>-4.69</b> |
|                                                      | 100 | 1.2       | 19.3              | 41          | 36.1 | 2.4 |              |
| ⑪ 全体的にみて、五霞町は子育て<br>しやすい環境である                        | 83  | -         | 19                | 34          | 28   | 2   | <b>-4.38</b> |
|                                                      | 100 | -         | 22.9              | 41          | 33.7 | 2.4 |              |

※各回答項目に対する重み付け（ウエート）は、「とても思う」は+10ポイント、「どちらかという思う」は+5ポイント、「あまり思わない」は-5ポイント、「思わない」は-10ポイントのウエートを獲得票数に乘じ、回答数の合計で除した値を共感度としています。

## 第3節 小学生児童調査結果

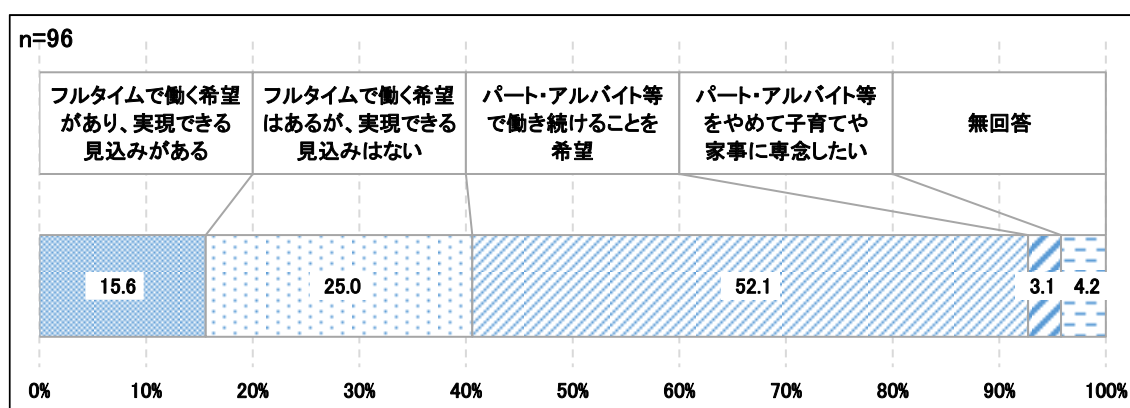
### 1 母親の現在の就労状況

「フルタイムで働いていて、産休・育休・介護休業中ではない」が 36.2%と最も多く、次いで「パート等で働いていて、産休・育休・介護休業中ではない」（34.7%）、「現在は働いていない」（17.7%）と続いています。



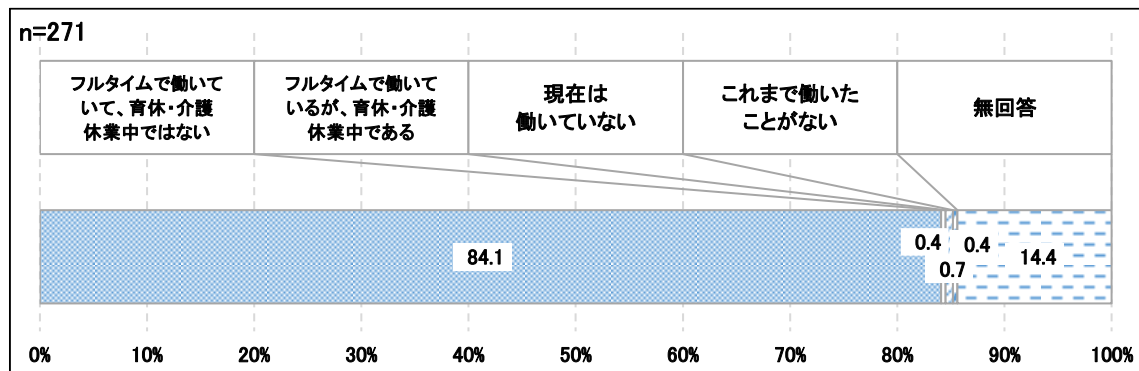
### 2 母親のフルタイムへの転換希望

「パート・アルバイト等で働き続けることを希望」が 52.1%と最も多く、次いで「フルタイムで働く希望はあるが、実現できる見込みはない」（25.0%）、「フルタイムで働く希望があり、実現できる見込みがある」（15.6%）と続いています。



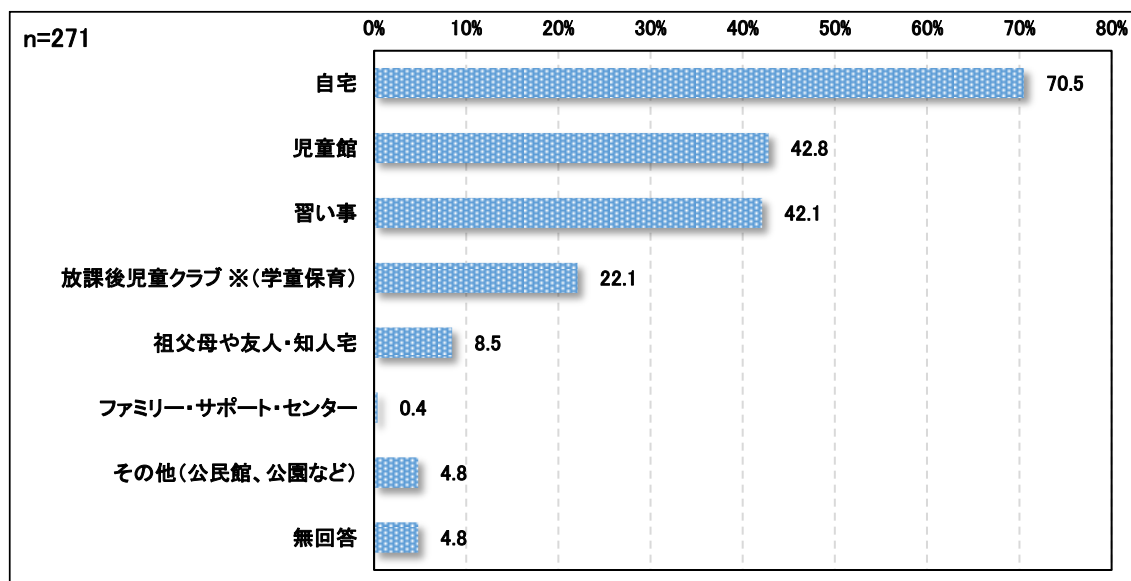
### 3 父親の現在の就労状況

「フルタイムで働いていて、育休・介護休業中ではない」が84.1%、「現在は働いていない」が0.7%、「フルタイムで働いているが、育休・介護休業中である」が0.4%となっています。



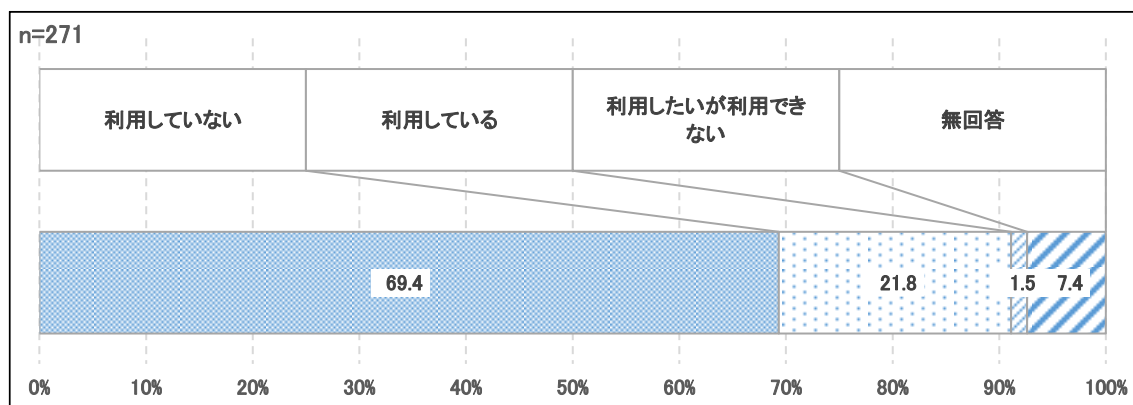
### 4 放課後の過ごし方について

「自宅」が70.5%と最も多く、次いで「児童館」(42.8%)、「習い事」(42.1%)と続いています。



## 5 放課後児童クラブ（学童保育）の利用状況

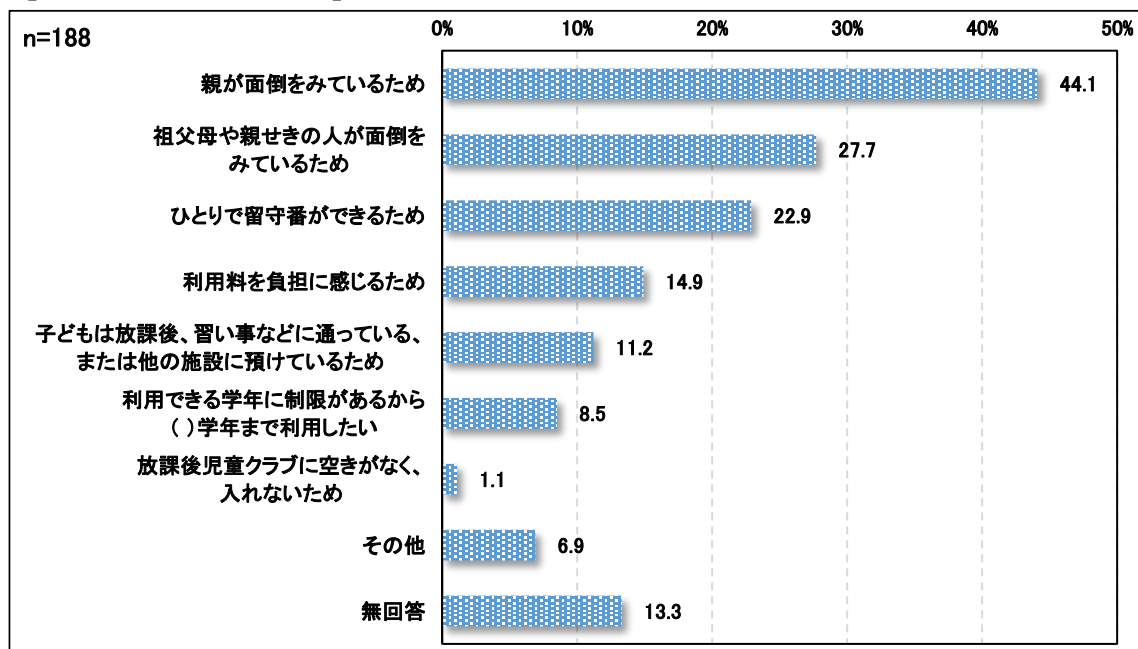
「利用していない」が69.4%、「利用している」が21.8%、「利用したいが利用できない」が1.5%となっています。



利用していない主な理由は、「親が面倒をみているため」が44.1%と最も多く、次いで「祖父母や親せきの人が面倒をみているため」（27.7%）、「ひとりで留守番ができるため」（22.9%）と続いています。

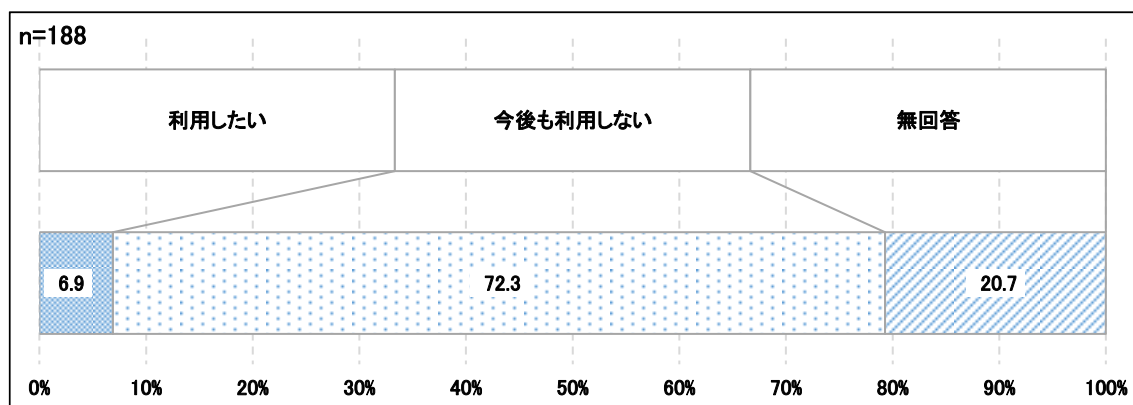
「利用できる学年に制限があるから（ ）学年まで利用したい」と回答した方の利用希望学年は「6年」11名、「4年」1名となっています。

### 【利用していない主な理由】



## 6 放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向

「今後も利用しない」が72.3%、「利用したい」が6.9%となっています。



利用したくてもできない主な理由としては、「放課後児童クラブに空きがなく、入れないため」が2人、「利用できる学年に制限があるから（ ）学年まで利用したい」が3人となっています。

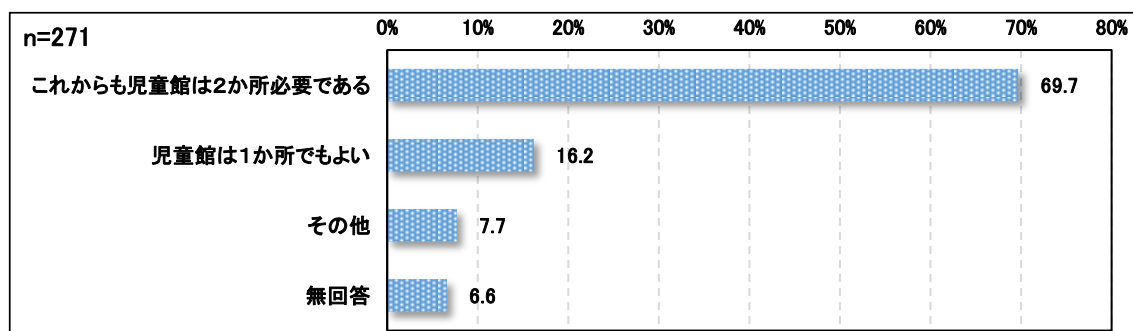
「利用できる学年に制限があるから（ ）学年まで利用したい」と回答した方の利用希望学年は「6年」が3名となっています。

### 【利用したくてもできない主な理由】

| カテゴリ                        | 件数 | (全体)% |
|-----------------------------|----|-------|
| 家族の方針のため                    | 0  | 0.0   |
| 放課後児童クラブに空きがなく、入れないため       | 2  | 50.0  |
| 放課後児童クラブの時間が短いため            | 0  | 0.0   |
| 利用料を負担に感じるため                | 0  | 0.0   |
| 利用できる学年に制限があるから（ ）学年まで利用したい | 3  | 75.0  |
| その他                         | 0  | 0.0   |
| 無回答                         | 0  | 0.0   |
| 全体                          | 4  | 100.0 |

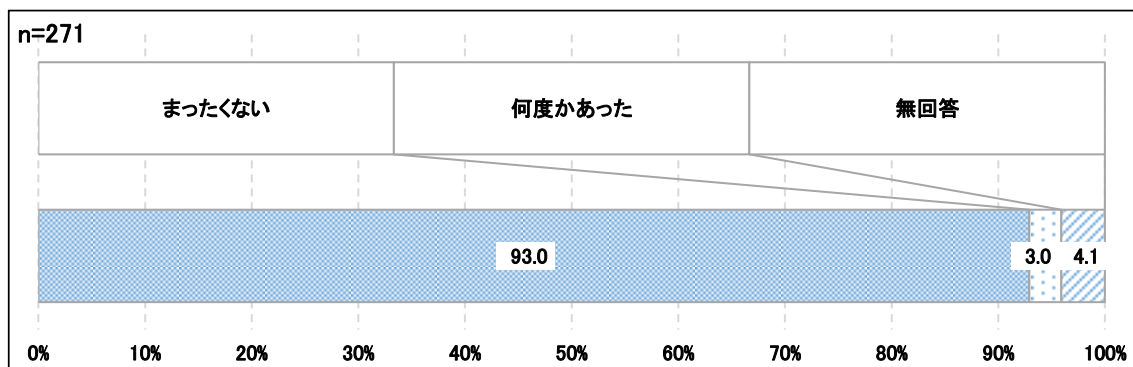
## 7 今後も児童館を利用するにあたり必要だと思うこと

「これからも児童館は2か所必要である」が69.7%、「児童館は1か所でもよい」が16.2%、「その他」が7.7%となっています。



## 8 時間的な理由や経済的な理由などで子どもに食事を提供できなかったこと

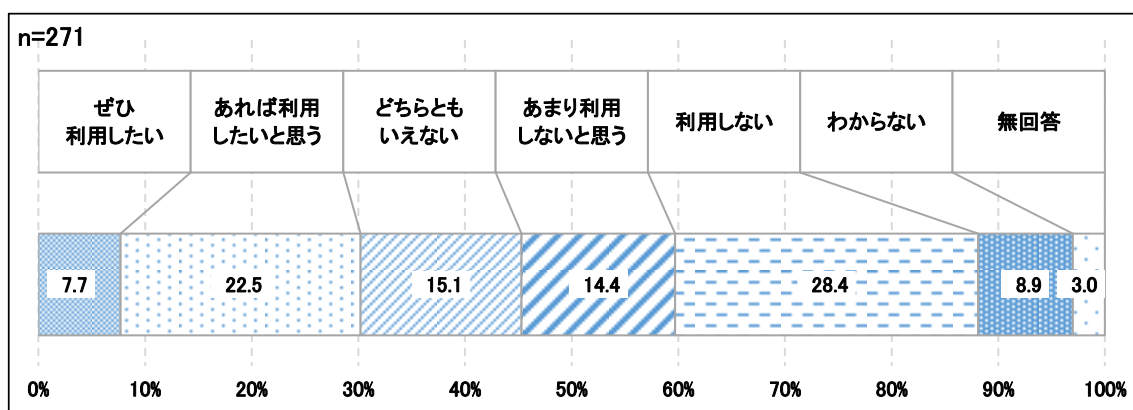
「まったくない」が93.0%、「何度かあった」が3.0%となっています。



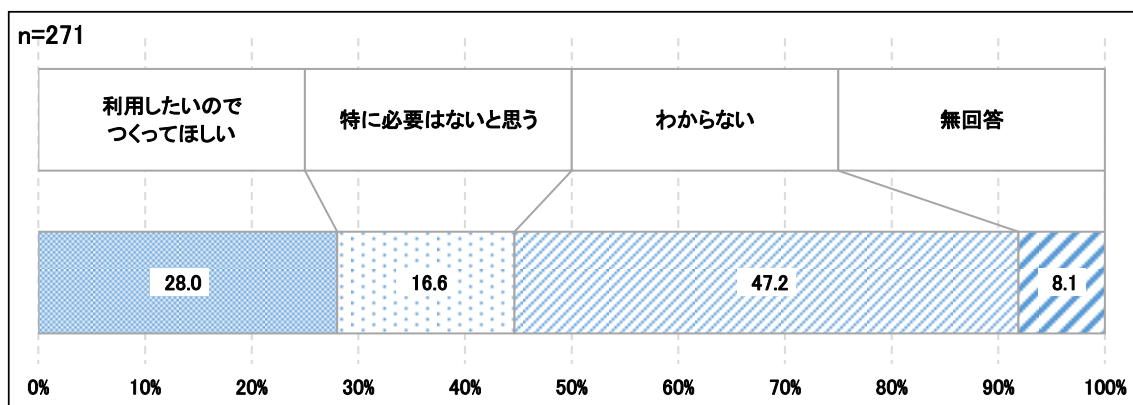
## 9 子ども食堂等、子どもが一人でも行くことができる夕ご飯を食べることができる場所を利用したいと思うか

「利用しない」が28.4%と最も多く、次いで「あれば利用したいと思う」(22.5%)、「どちらともいえない」(15.1%)と続いています。

利用頻度は「月1回程度」が57.4%、「週1回程度」が27.0%、「週2回以上」が7.0%となっています。

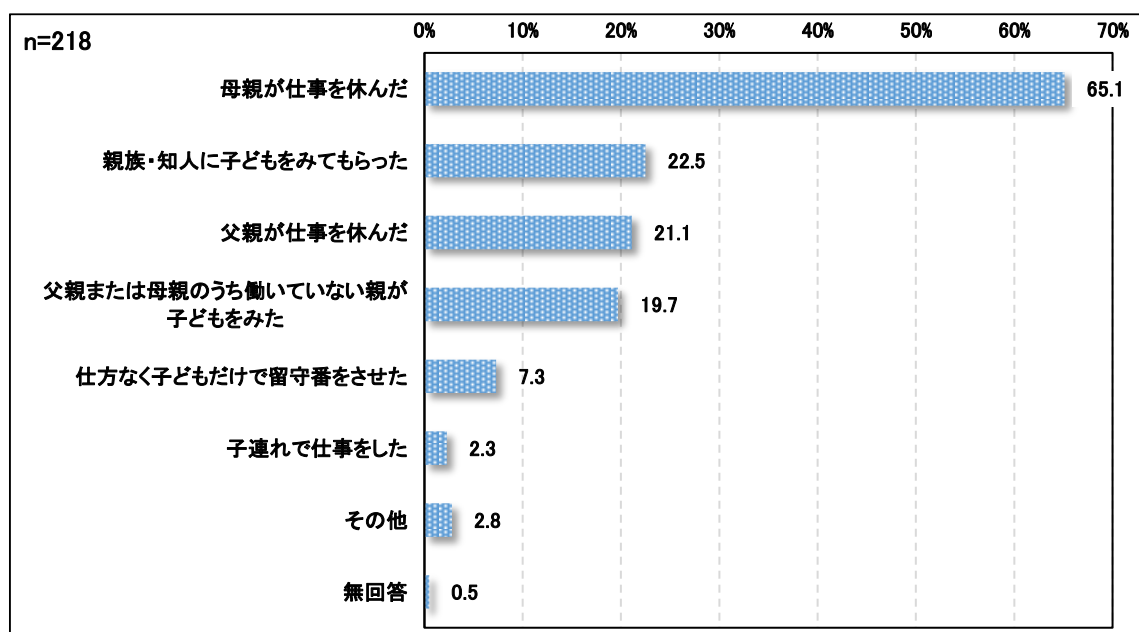


本町にも子ども食堂があればよいと思うかについては、「わからない」が47.2%、「利用したいのでつくってほしい」が28.0%、「特に必要はないと思う」が16.6%となっています。



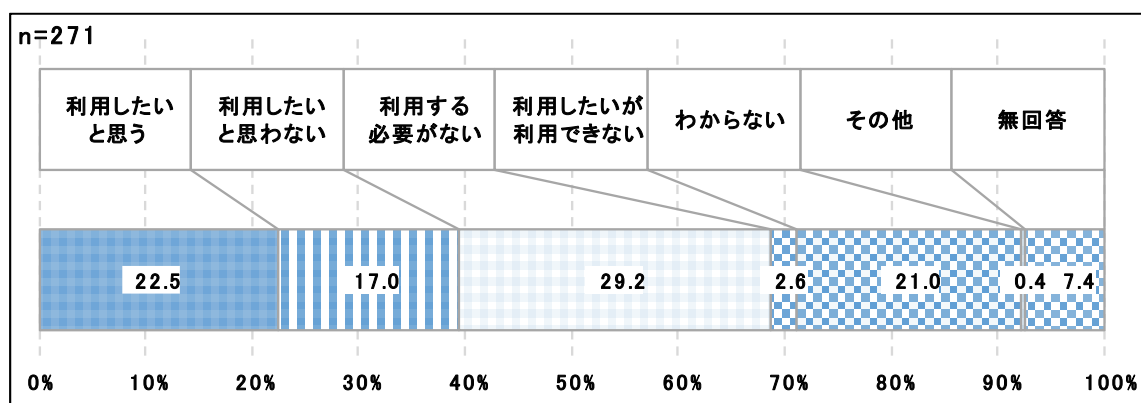
## 10 子どもが病気の際の対応について

「母親が仕事を休んだ」が 65.1%と最も多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」（22.5%）、「父親が仕事を休んだ」（21.1%）と続いています。



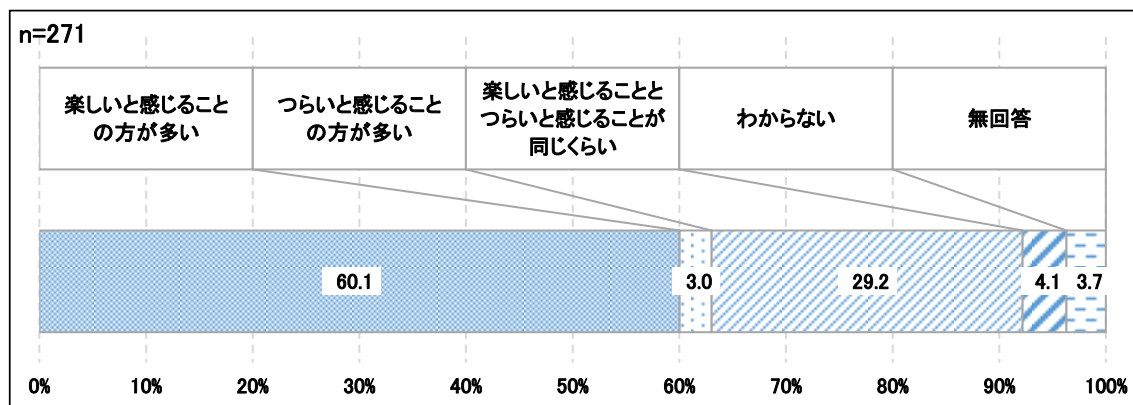
## 11 子どもの宿泊を伴う一時預かり（一時保育）等の利用について

「利用する必要がない」が 29.2%と最も多く、次いで「利用したいと思う」（22.5%）、「わからない」（21.0%）と続いています。



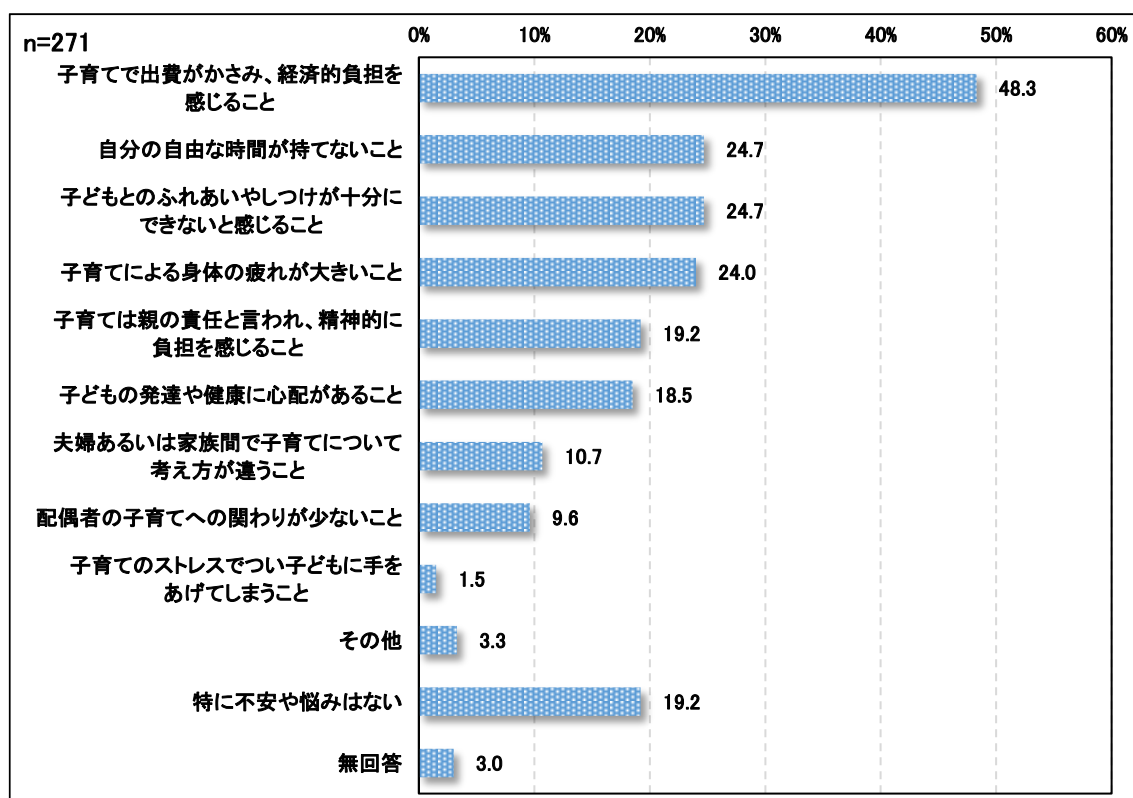
## 12 子育てをどのように感じているか

「楽しいと感じることの方が多い」が60.1%と最も多く、次いで「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」（29.2%）、「わからない」（4.1%）と続いています。



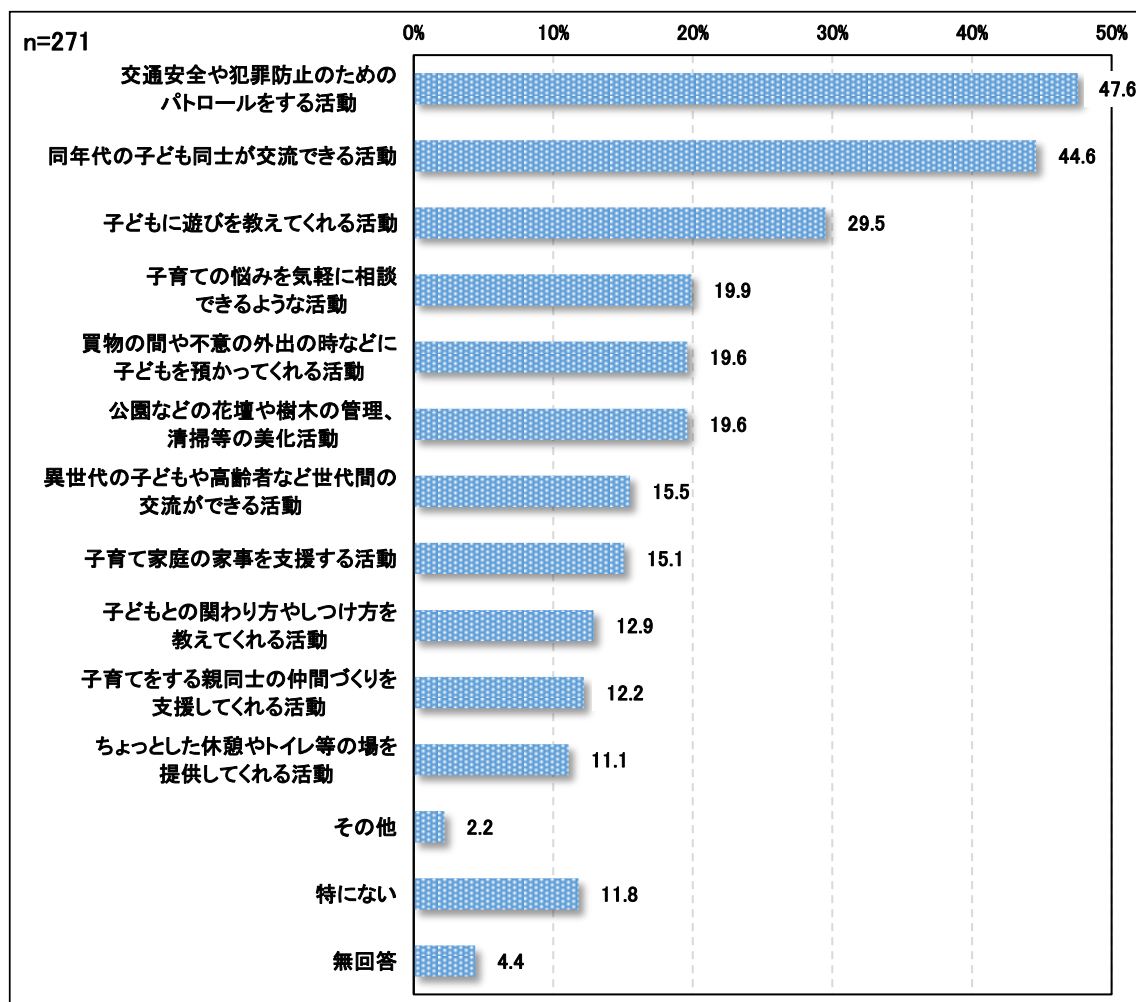
## 13 子育てをするうえでの不安や悩み

「子育てで出費がかさみ、経済的負担を感じること」が48.3%と最も多く、次いで「自分の自由な時間が持てないこと」「子どもとのふれあいやしつけが十分にできないと感じること」（24.7%）、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」（24.0%）と続いています。



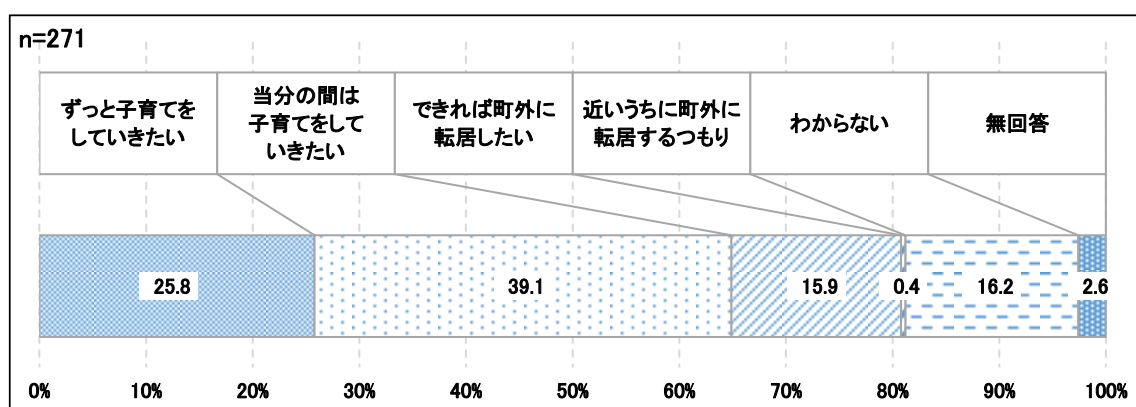
## 14 子を持つ親にとって、身近な地域にあるとよい活動

「交通安全や犯罪防止のためのパトロールをする活動」が47.6%と最も多く、次いで「同年代の子ども同士が交流できる活動」（44.6%）、「子どもに遊びを教えてくれる活動」（29.5%）と続いています。



## 15 今後も本町で子育てをしていきたいと思うか

「当分の間は子育てをしていきたい」が39.1%と最も多く、次いで「ずっと子育てをしていきたい」（25.8%）、「わからない」（16.2%）と続いています。



## 16 本町での現在のあなたの子育て環境への共感度

子育て環境についての共感度は、「⑤子育てを支援してくれる親などが身近にいる」が 3.52 ポイントと最も高く、次いで「④学校等の地域の教育環境が整っている」が 0.50 ポイントで、その他はすべてマイナスポイントとなっています。

満足度が最も低いのは、「②子育てを支援するサービスや施設が整っている」で、-4.28 ポイントです。

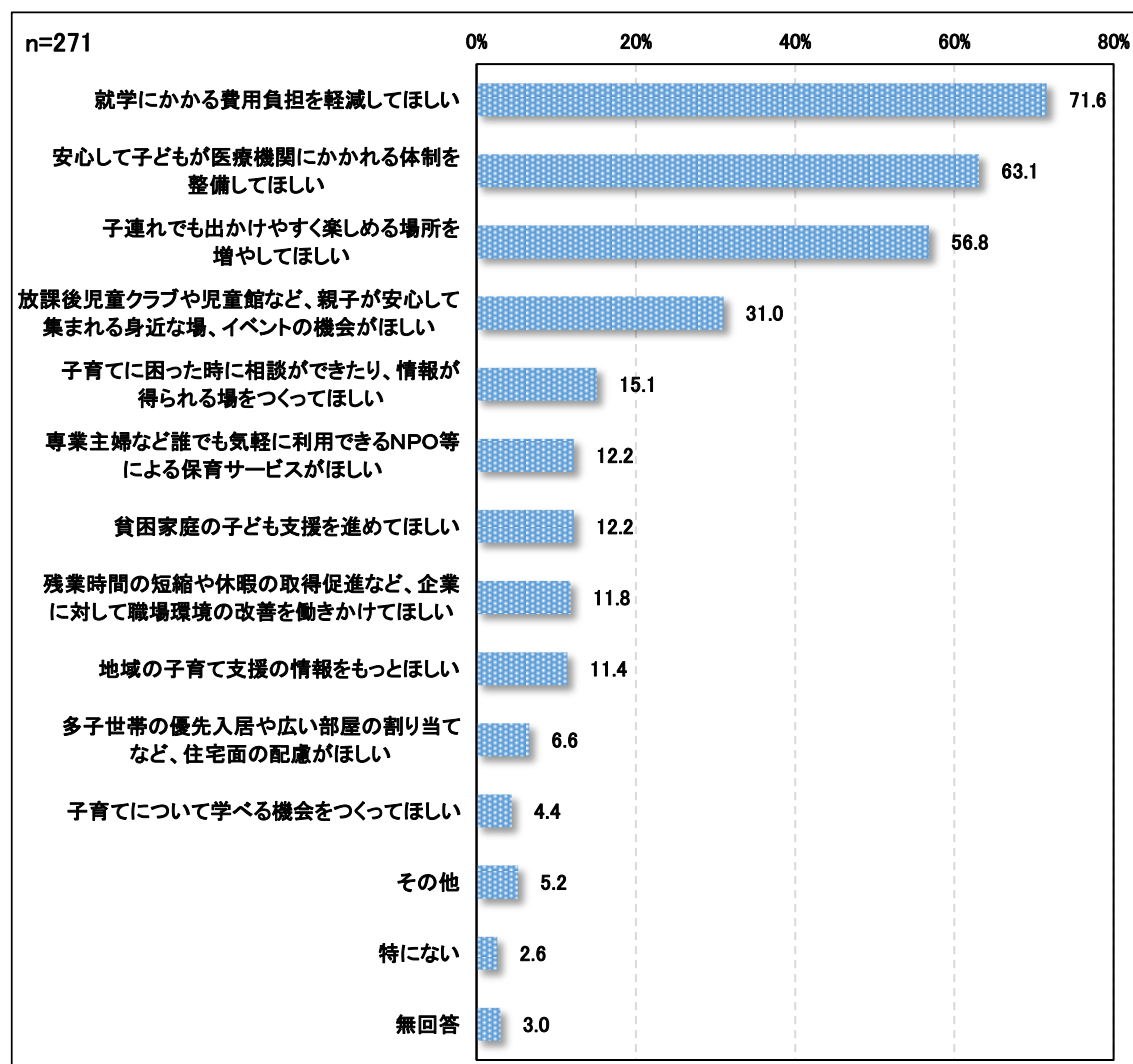
上段：度数 下段：%

|                                                    | 合計  | とても<br>思う | どちらか<br>という<br>思う | あまり<br>思わない | 思わない | 無回答 | 満足度          |
|----------------------------------------------------|-----|-----------|-------------------|-------------|------|-----|--------------|
| ① 子どもがのびのび遊べる公園・<br>広場などが整備されている                   | 271 | 4         | 56                | 131         | 71   | 9   | <b>-3.99</b> |
|                                                    | 100 | 1.5       | 20.7              | 48.3        | 26.2 | 3.3 |              |
| ② 子育てを支援するサービスや施設<br>が整っている                        | 271 | 3         | 48                | 145         | 67   | 8   | <b>-4.28</b> |
|                                                    | 100 | 1.1       | 17.7              | 53.5        | 24.7 | 3   |              |
| ③ 子どもの健診や医療を受けやすい<br>体制が整っている                      | 271 | 6         | 58                | 117         | 83   | 7   | <b>-4.03</b> |
|                                                    | 100 | 2.2       | 21.4              | 43.2        | 30.6 | 2.6 |              |
| ④ 学校等の地域の教育環境が整って<br>いる                            | 271 | 19        | 127               | 89          | 25   | 11  | <b>0.50</b>  |
|                                                    | 100 | 7         | 46.9              | 32.8        | 9.2  | 4.1 |              |
| ⑤ 子育てを支援してくれる親などが<br>身近にいる                         | 271 | 91        | 105               | 32          | 35   | 8   | <b>3.52</b>  |
|                                                    | 100 | 33.6      | 38.7              | 11.8        | 12.9 | 3   |              |
| ⑥ 子育てに協力・支援してくれる、<br>地域のつながりがある                    | 271 | 8         | 73                | 137         | 44   | 9   | <b>-2.60</b> |
|                                                    | 100 | 3         | 26.9              | 50.6        | 16.2 | 3.3 |              |
| ⑦ 教育・保育サービスや職場の支援<br>など、子育てと仕事の両立を支援<br>する環境が整っている | 271 | 4         | 60                | 135         | 64   | 8   | <b>-3.71</b> |
|                                                    | 100 | 1.5       | 22.1              | 49.8        | 23.6 | 3   |              |
| ⑧ 子育てしやすい住宅・住環境が<br>整っている                          | 271 | 21        | 69                | 106         | 66   | 9   | <b>-2.42</b> |
|                                                    | 100 | 7.7       | 25.5              | 39.1        | 24.4 | 3.3 |              |
| ⑨ 治安がよいなど、子どもにとって<br>安心・安全な環境が整っている                | 271 | 12        | 101               | 98          | 52   | 8   | <b>-1.46</b> |
|                                                    | 100 | 4.4       | 37.3              | 36.2        | 19.2 | 3   |              |
| ⑩ 親子連れでも外出しやすい道路・<br>交通機関等が整備されている                 | 271 | 8         | 48                | 129         | 78   | 8   | <b>-4.20</b> |
|                                                    | 100 | 3         | 17.7              | 47.6        | 28.8 | 3   |              |
| ⑪ 全体的にみて、五霞町は子育て<br>しやすい環境である                      | 271 | 6         | 57                | 111         | 85   | 12  | <b>-4.09</b> |
|                                                    | 100 | 2.2       | 21                | 41          | 31.4 | 4.4 |              |

※各回答項目に対する重み付け（ウエート）は、「とても思う」は+10 ポイント、「どちらかというと思う」は+5 ポイント、「あまり思わない」は-5 ポイント、「思わない」は-10 ポイントのウエートを獲得票数に乘じ、回答数の合計で除した値を満足度としています。

## 17 町に対して充実を図ってほしいと期待する子育て支援

「就学にかかる費用負担を軽減してほしい」が71.6%と最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」（63.1%）、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」（56.8%）と続いています。

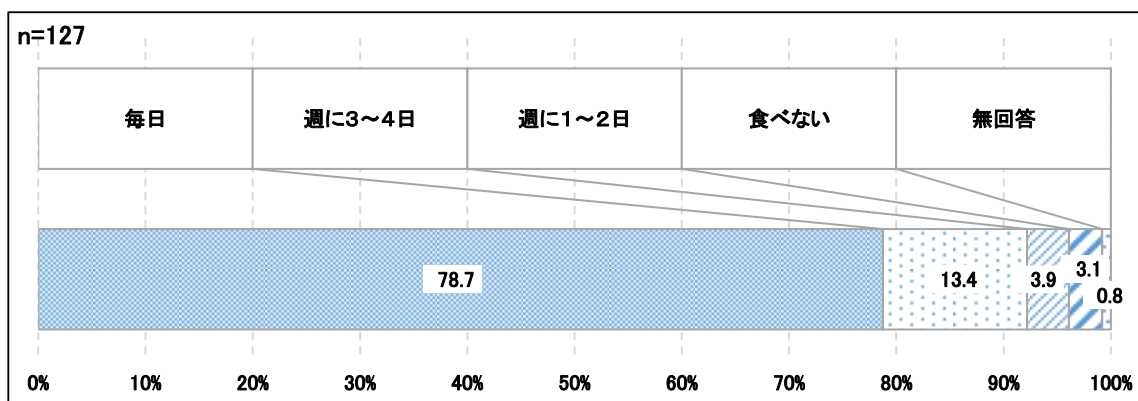


## 第4節 中学生調査結果

### 1 生活習慣について

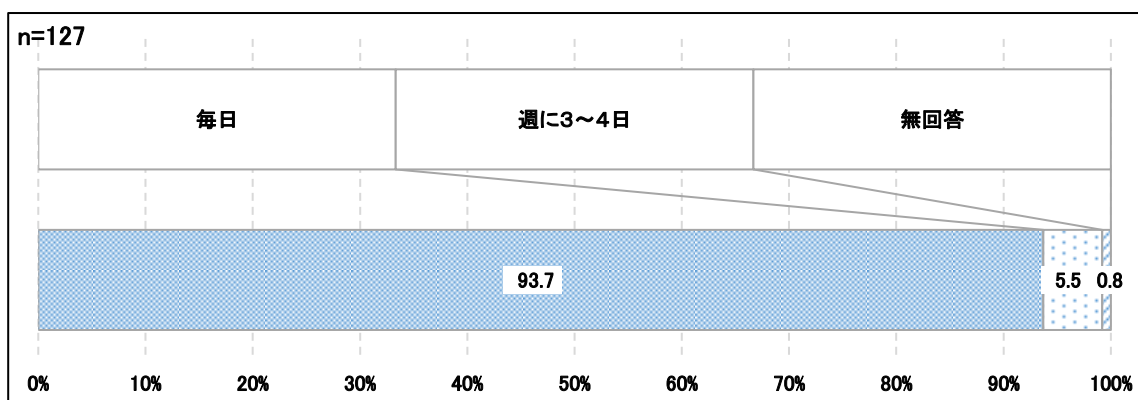
#### ■ 朝食

「毎日」が 78.7%、「週に 3～4 日」が 13.4%、「週に 1～2 日」が 3.9%、「食べない」が 3.1%となっています。



#### ■ 夕食

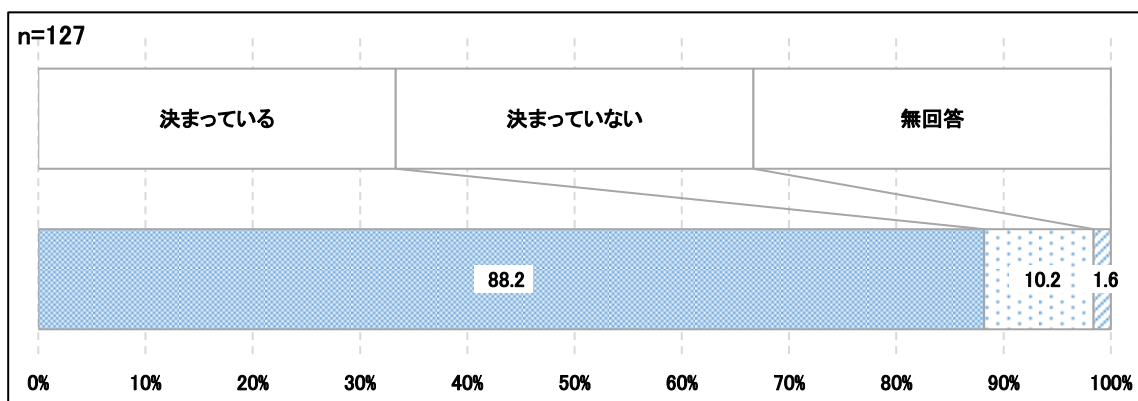
「毎日」が 93.7%、「週に 3～4 日」が 5.5%となっています。



### 2 学校がある日（月～金曜日）の起きる時刻と寝る時刻は決まっているか

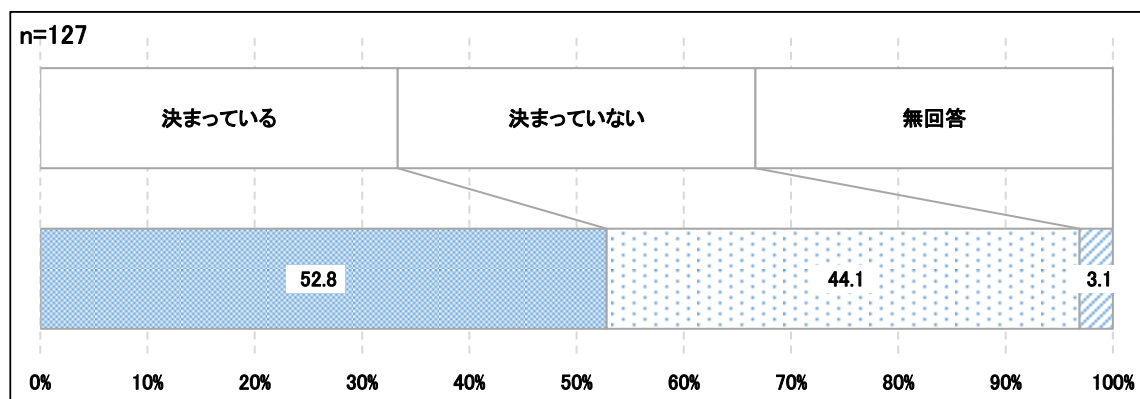
#### ■ 起きる時間

「決まっている」が 88.2%、「決まっていない」が 10.2%となっています。  
起きる時間の平均は約 6 時 30 分です。



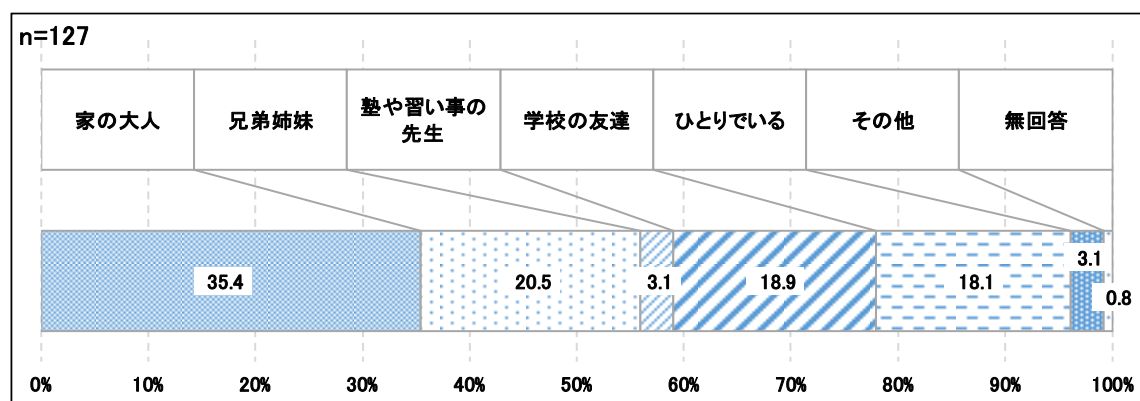
## ■ 寝る時間

「決まっている」が52.8%、「決まっていない」が44.1%となっています。  
寝る時間の平均は約22時30分です。

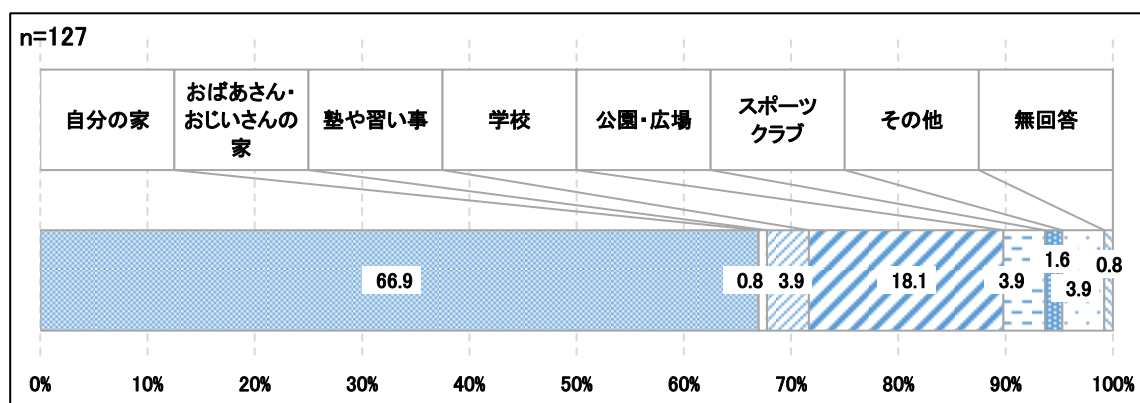


## 3 ふだんの過ごし方について

学校がある日の放課後は誰と一緒に過ごすかについては、「家の大人」が35.4%と最も多く、次いで「兄弟姉妹」(20.5%)、「学校の友達」(18.9%)と続いています。



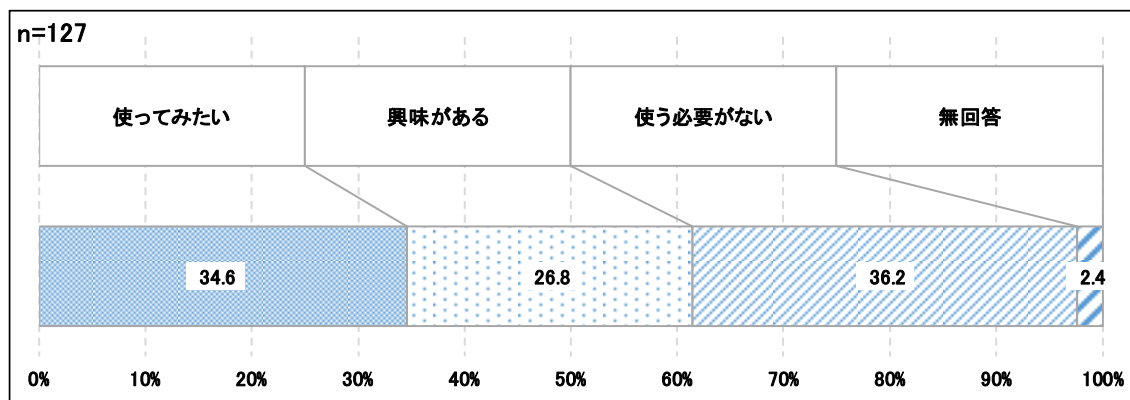
学校がある日の放課後はどこで過ごすことが多いかについては、「自分の家」が66.9%と最も多く、次いで「学校」(18.1%)と続いています。



#### 4 使ってみたいと思う場所

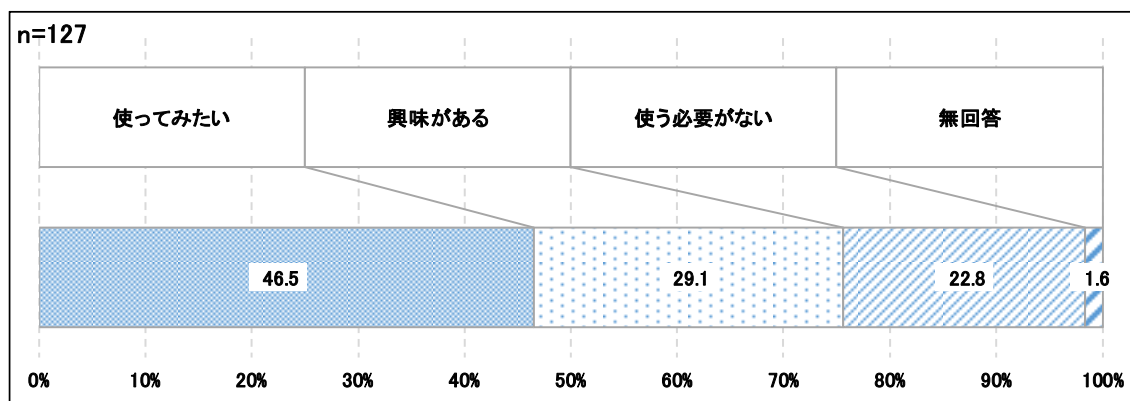
##### ■ 平日の放課後に夜までいることができる場所

「使わない必要がない」が 36.2%、「使ってみたい」が 34.6%、「興味がある」が 26.8%となっています。



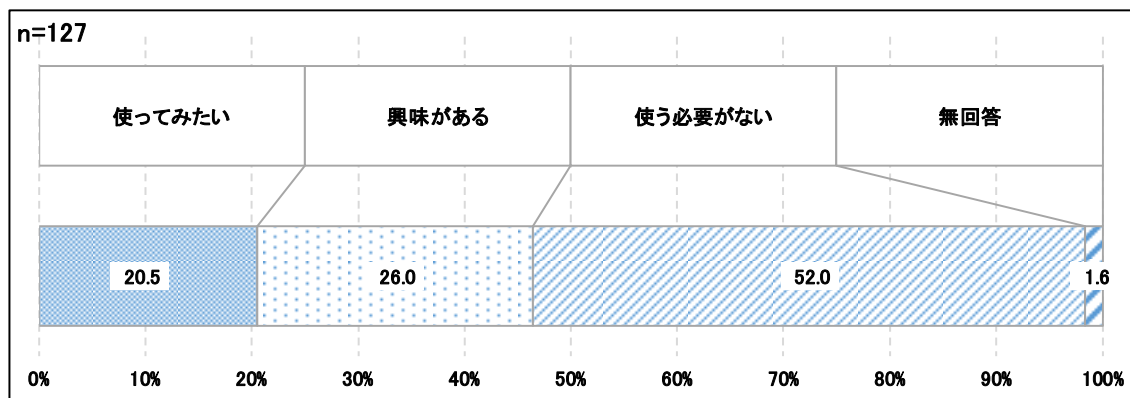
##### ■ 休日にいることができる場所

「使ってみたい」が 46.5%、「興味がある」が 29.1%、「使わない必要がない」が 22.8%となっています。



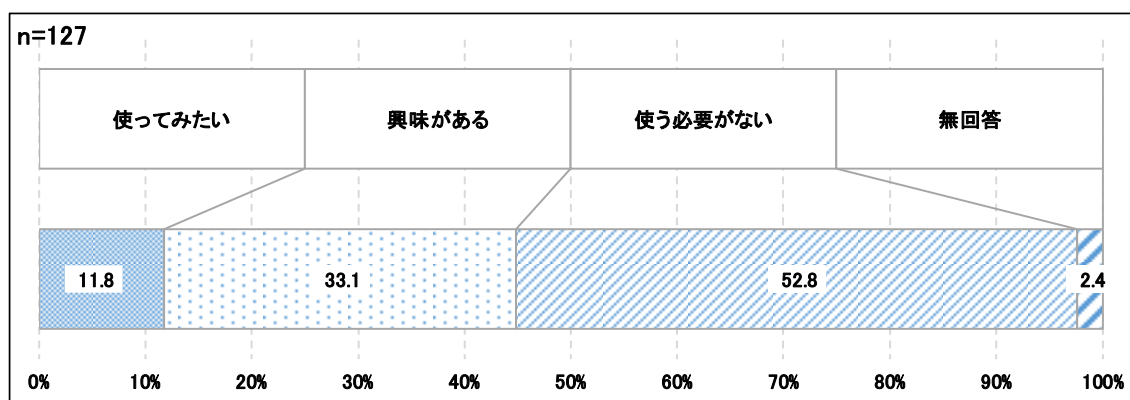
##### ■ 家の人がないとき、夕ご飯を食べることができる場所

「使わない必要がない」が 52.0%、「興味がある」が 26.0%、「使ってみたい」が 20.5%となっています。



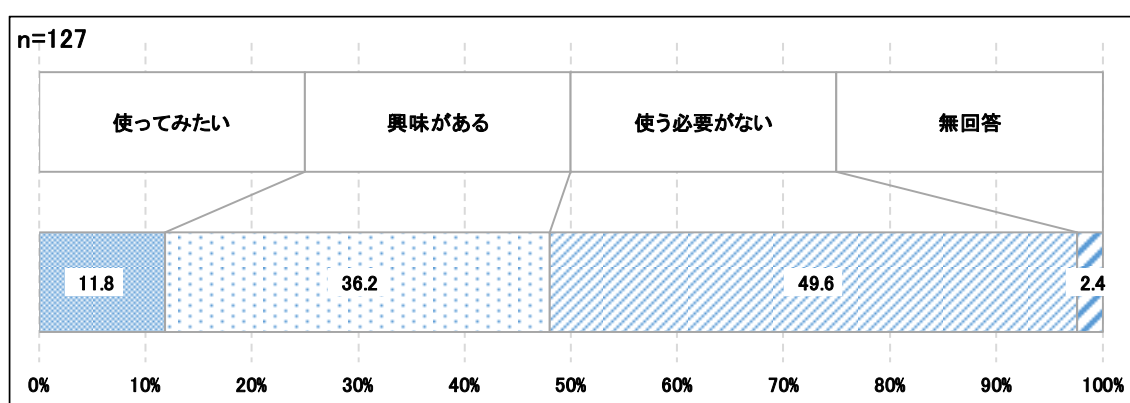
## ■ 年上の人が勉強を教えてくれる場所

「使う必要がない」が 52.8%、「興味がある」が 33.1%、「使ってみたい」が 11.8%となっています。



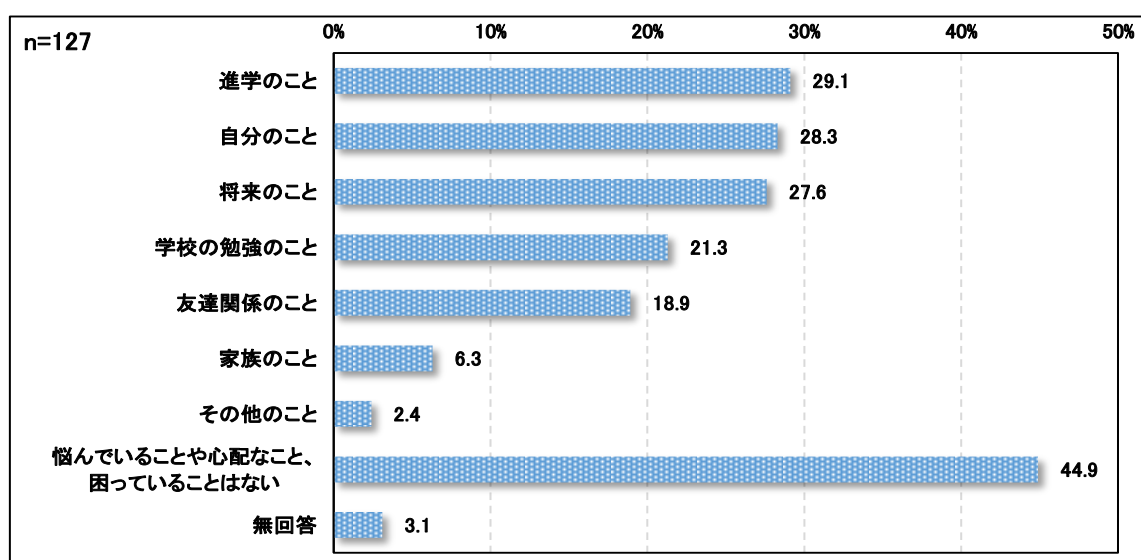
## ■ 何でも相談できる場所

「使う必要がない」が 49.6%、「興味がある」が 36.2%、「使ってみたい」が 11.8%となっています。



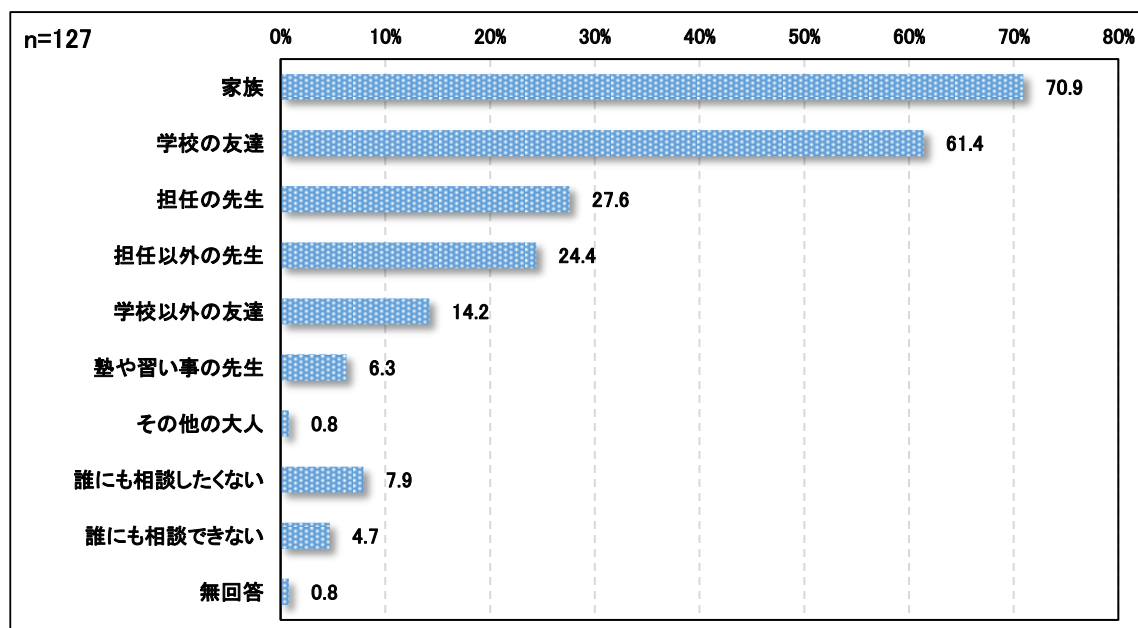
## 5 今悩んでいることや心配なこと

「進学のこと」が 29.1%と最も多く、次いで「自分のこと」(28.3%)、「将来のこと」(27.6%)と続いています。



## 6 悩んでいるときの相談相手

「家族」が 70.9%と最も多く、次いで「学校の友達」（61.4%）、「担任の先生」（27.6%）と続いています。



## 7 学校で楽しみに思っていること

どのくらい楽しみにしているかを度数にしたところ、「④友達に会うこと」「⑤休み時間」が高く、一方「①授業」「③先生に会うこと」は低い度数となっています。

上段：度数 下段：%

|              | 楽しみに<br>思っている | やや<br>楽しみに<br>思っている | あまり<br>楽しみに<br>思わない | 楽しみに<br>思わない | 無回答 | 合計  | 度数    |
|--------------|---------------|---------------------|---------------------|--------------|-----|-----|-------|
| ①授業          | 9             | 42                  | 42                  | 32           | 2   | 127 | -1.84 |
|              | 7.1           | 33.1                | 33.1                | 25.2         | 1.6 | 100 |       |
| ②部活          | 55            | 27                  | 17                  | 26           | 2   | 127 | 2.72  |
|              | 43.3          | 21.3                | 13.4                | 20.5         | 1.6 | 100 |       |
| ③先生に<br>会うこと | 23            | 50                  | 27                  | 25           | 2   | 127 | 0.76  |
|              | 18.1          | 39.4                | 21.3                | 19.7         | 1.6 | 100 |       |
| ④友達に<br>会うこと | 91            | 22                  | 4                   | 8            | 2   | 127 | 7.36  |
|              | 71.7          | 17.3                | 3.1                 | 6.3          | 1.6 | 100 |       |
| ⑤休み時間        | 79            | 29                  | 7                   | 10           | 2   | 127 | 6.40  |
|              | 62.2          | 22.8                | 5.5                 | 7.9          | 1.6 | 100 |       |
| ⑥給食          | 37            | 49                  | 25                  | 14           | 2   | 127 | 2.80  |
|              | 29.1          | 38.6                | 19.7                | 11           | 1.6 | 100 |       |

※各回答項目に対する重み付け（ウエート）は、「楽しみに思っている」は+10ポイント、「やや楽しみに思っている」は+5ポイント、「あまり楽しみに思わない」は-5ポイント、「楽しみに思わない」は-10ポイントのウエートを獲得票数に乘じ、回答数の合計で除した値を度数としています。

## 8 日常生活の中で感じていること

日常生活の中で感じていることに度数を付けて共感度としたところ、「③家族は自分を大切にしてくれる」「①努力すれば、できるようになる」「④毎日の生活が楽しい」が高く、一方「⑥さびしいと感ずることがある」「⑦不安に感ずることはない」が低い項目となっています。

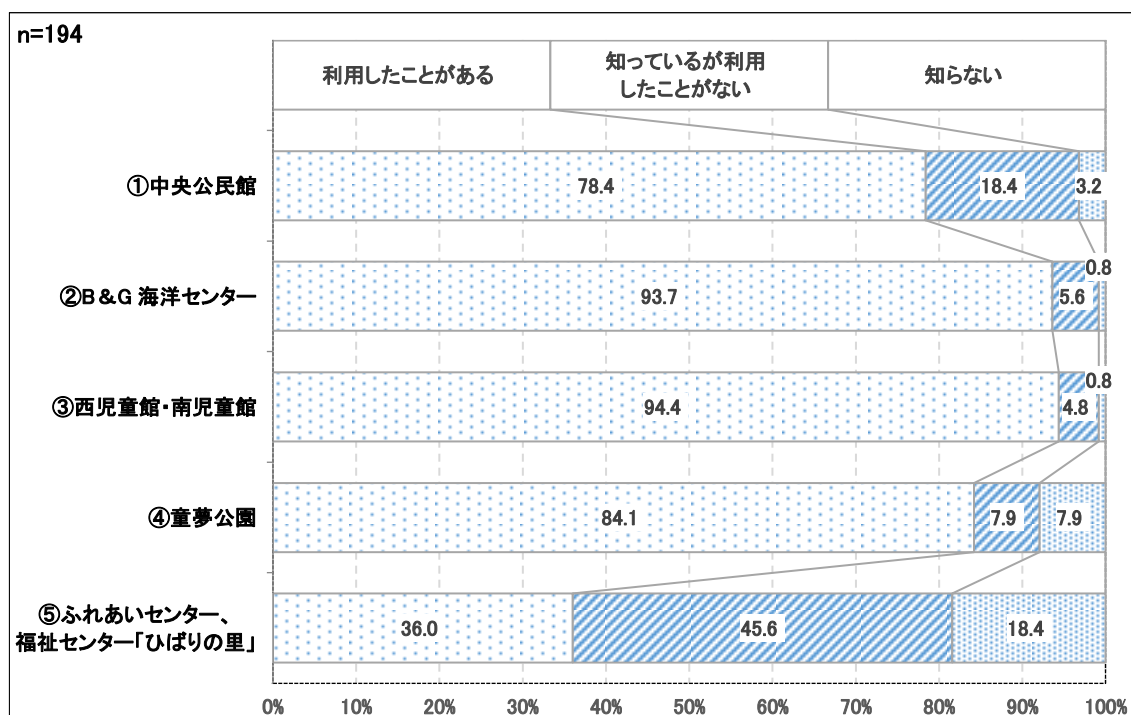
上段：度数 下段：%

|                       | そう思う | まあ<br>そう思う | あまり<br>そう<br>思わない | そう<br>思わない | 思わない | 無回答 | 合計  | 共感度   |
|-----------------------|------|------------|-------------------|------------|------|-----|-----|-------|
| ①努力すれば、<br>できるようになる   | 57   | 45         | 15                | 5          | 4    | 1   | 127 | 5.79  |
|                       | 44.9 | 35.4       | 11.8              | 3.9        | 3.1  | 0.8 | 100 |       |
| ②自分には将来の<br>夢や目標がある   | 51   | 26         | 25                | 9          | 15   | 1   | 127 | 3.53  |
|                       | 40.2 | 20.5       | 19.7              | 7.1        | 11.8 | 0.8 | 100 |       |
| ③家族は自分を<br>大切にしてくれる   | 82   | 33         | 9                 | 1          | -    | 2   | 127 | 7.84  |
|                       | 64.6 | 26         | 7.1               | 0.8        | -    | 1.6 | 100 |       |
| ④毎日の生活が<br>楽しい        | 52   | 43         | 19                | 7          | 5    | 1   | 127 | 5.16  |
|                       | 40.9 | 33.9       | 15                | 5.5        | 3.9  | 0.8 | 100 |       |
| ⑤自分は友達に<br>好かれている     | 26   | 54         | 30                | 9          | 7    | 1   | 127 | 3.29  |
|                       | 20.5 | 42.5       | 23.6              | 7.1        | 5.5  | 0.8 | 100 |       |
| ⑥さびしいと感ずる<br>ことがある    | 13   | 28         | 37                | 15         | 33   | 1   | 127 | -1.07 |
|                       | 10.2 | 22         | 29.1              | 11.8       | 26   | 0.8 | 100 |       |
| ⑦不安に感ずる<br>ことはない      | 19   | 29         | 32                | 13         | 32   | 2   | 127 | -0.40 |
|                       | 15   | 22.8       | 25.2              | 10.2       | 25.2 | 1.6 | 100 |       |
| ⑧自分は誰かの役に<br>立つことができる | 19   | 45         | 39                | 12         | 11   | 1   | 127 | 1.94  |
|                       | 15   | 35.4       | 30.7              | 9.4        | 8.7  | 0.8 | 100 |       |
| ⑨大人は信用できる             | 19   | 46         | 38                | 11         | 12   | 1   | 127 | 1.94  |
|                       | 15   | 36.2       | 29.9              | 8.7        | 9.4  | 0.8 | 100 |       |

※各回答項目に対する重み付け（ウエート）は、「そう思う」は+10ポイント、「まあそう思う」は+5ポイント、「あまりそう思わない」は0ポイント、「そう思わない」は-5ポイント、「思わない」は-10ポイントのウエートを獲得票数に乘じ、回答数の合計で除した値を共感度としています。

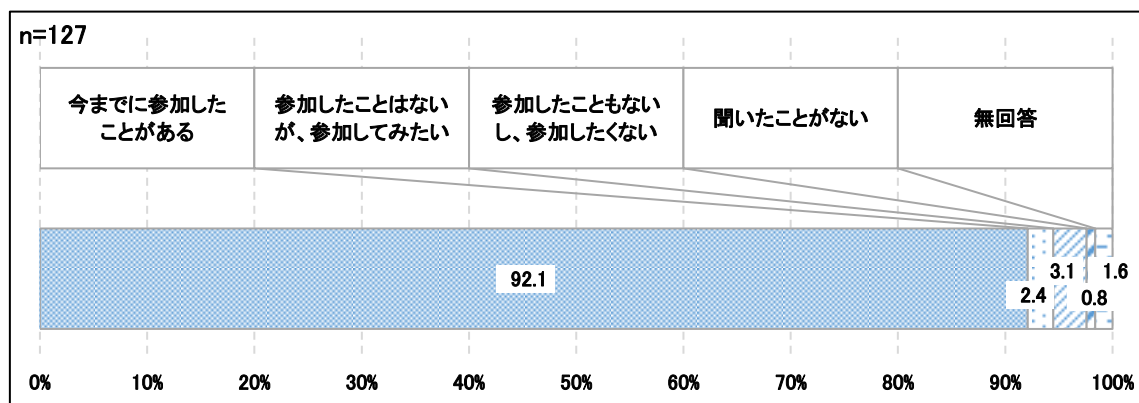
## 9 本町の施設をこれまでに利用

どの施設も認知率、利用率は高くなっていますが、「⑤ふれあいセンター、福祉センター「ひばりの里」」は認知率や利用率も他の施設と比べると低くなっています。



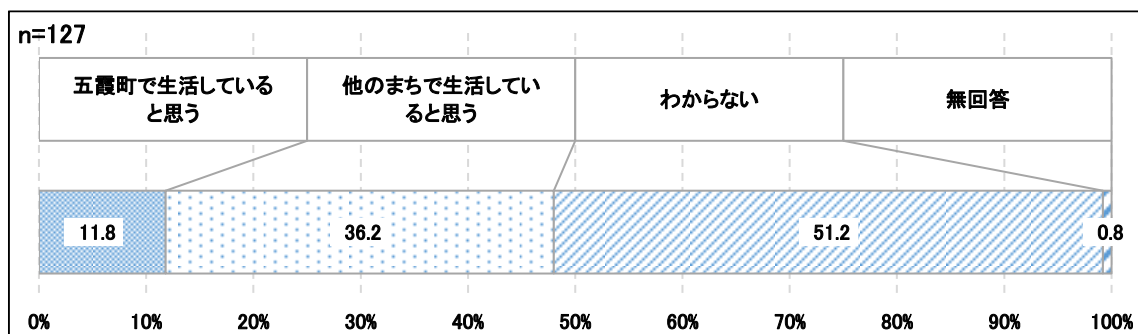
## 10 『五霞ふれあい祭り』への参加などについて

9割以上の回答者が「今までに参加したことがある」と答えています。

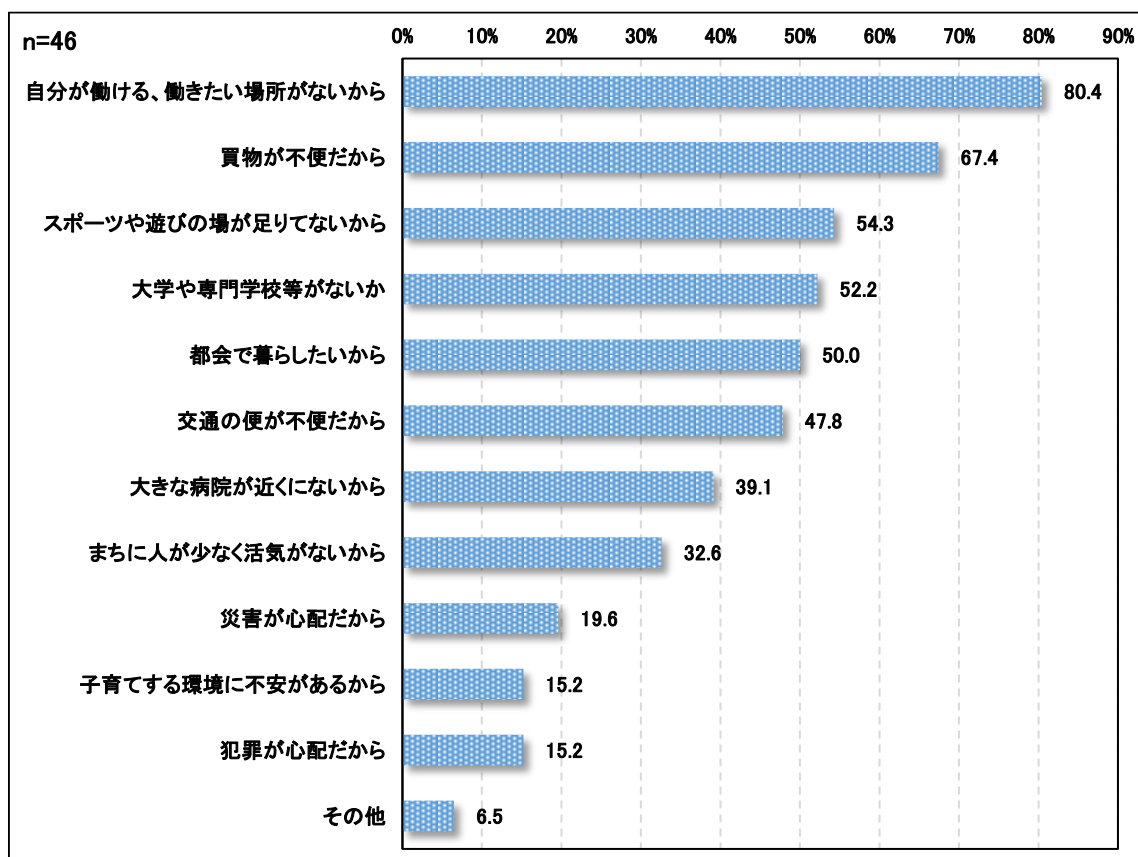


## 11 将来、本町で生活していると思うか

約半数の回答者が「わからない」と答えており、「他のまちで生活していると思う」が36.2%、「五霞町で生活していると思う」が11.8%となっています。



他のまちで生活していると思う理由は「自分が働ける、働きたい場所がないから」が80.4%と最も多く、次いで「買物が不便だから」(67.4%)、「スポーツや遊びの場が足りてないから」(54.3%)と続いています。

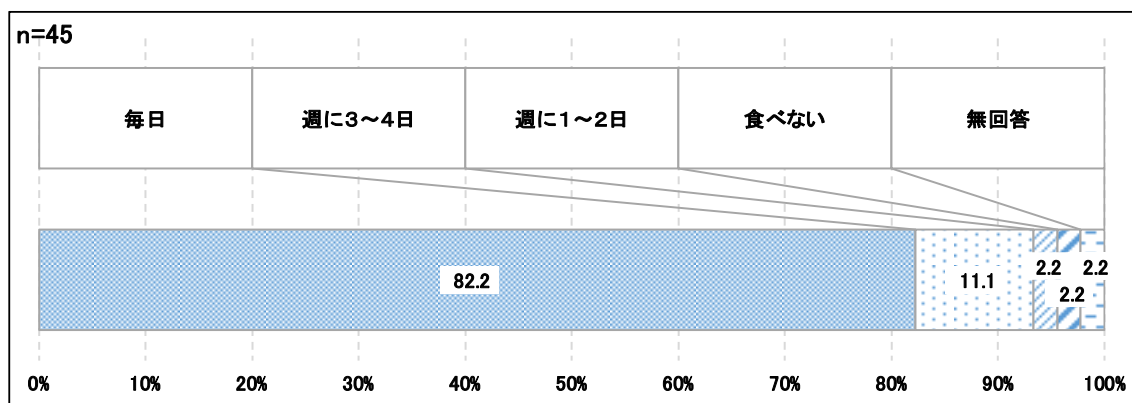


## 第5節 高校生調査結果

### 1 生活習慣について

#### ■ 朝食

「毎日」が82.2%と最も多く、次いで「週に3～4日」が11.1%、「週に1～2日」「食べない」が2.2%となっています。



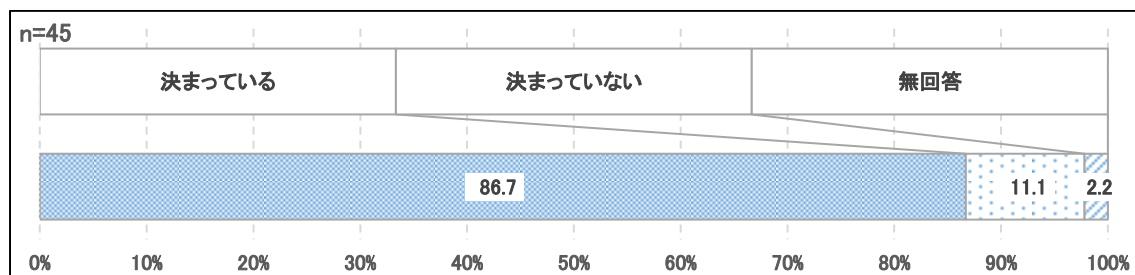
#### ■ 夕食

無回答を除くと「毎日」が100.0%となっています。

### 2 平日（学校や仕事に行く日）の起きる時刻と寝る時刻

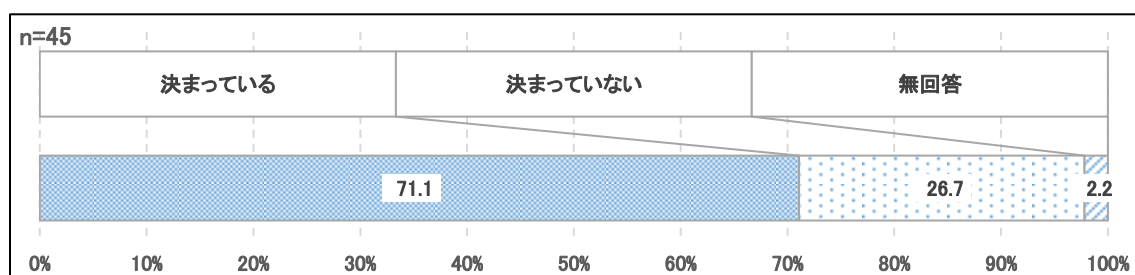
#### ■ 起きる時間

「決まっている」が86.7%、「決まっていない」が11.1%となっています。  
起きる時間の平均は約6時30分です。



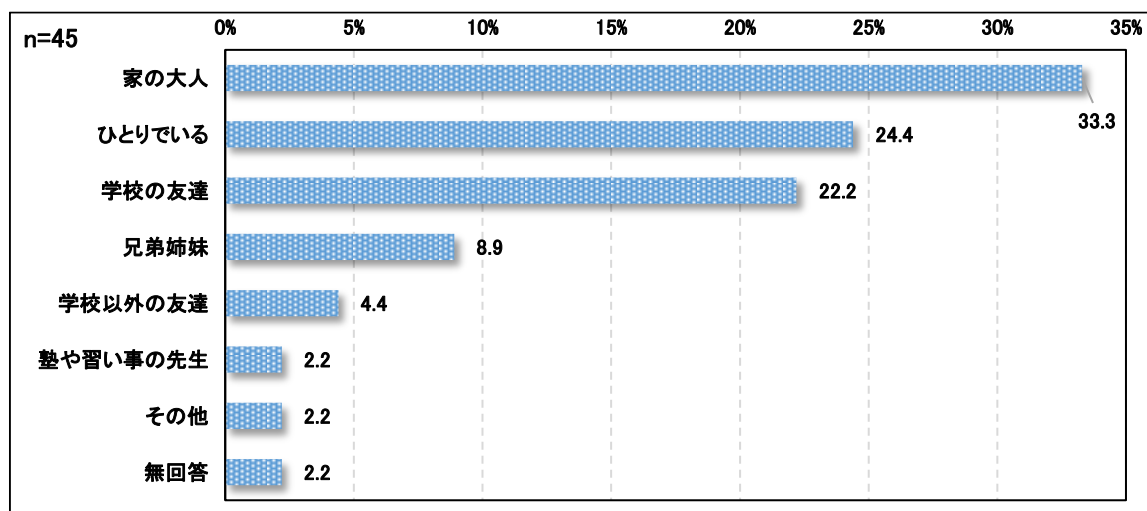
#### ■ 寝る時間

「決まっている」が71.1%、「決まっていない」が26.7%となっています。  
寝る時間の平均は約23時15分です。



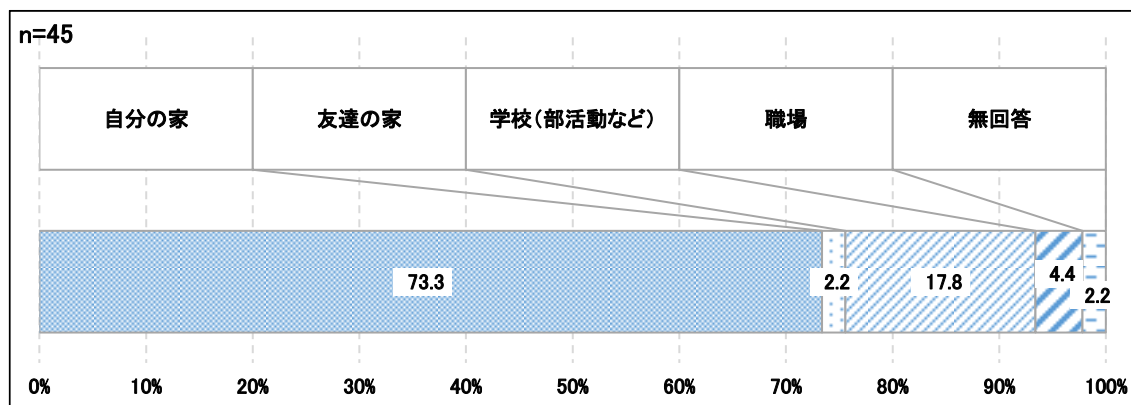
### 3 平日の自由時間（学校の放課後や仕事がないとき）の過ごし方

「家の大人」が 33.3%と最も多く、次いで「ひとりでのいる」（24.4%）、「学校の友達」（22.2%）と続いています。



### 4 平日の自由時間（学校の放課後や仕事がないとき）に過ごす場所

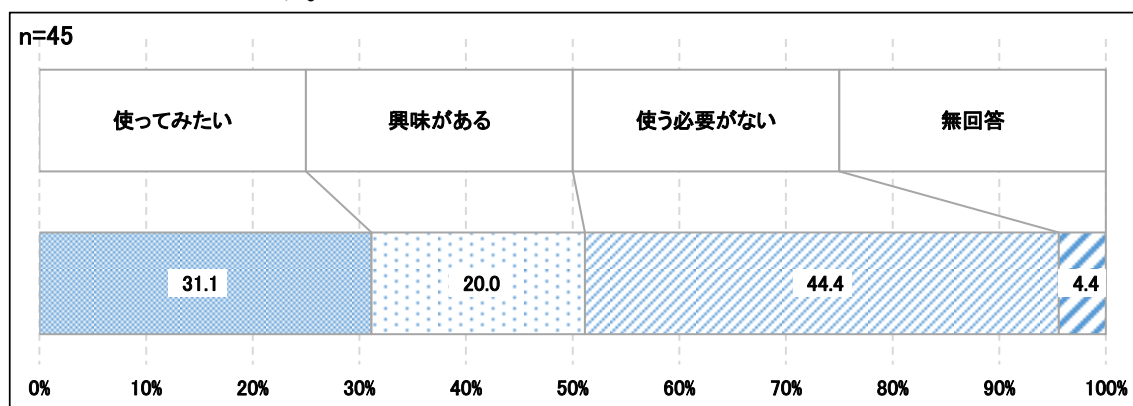
「自分の家」が 73.3%と最も多く、次いで「学校（部活動など）」（17.8%）、「職場」（4.4%）と続いています。



## 5 使ってみたいと思う場所

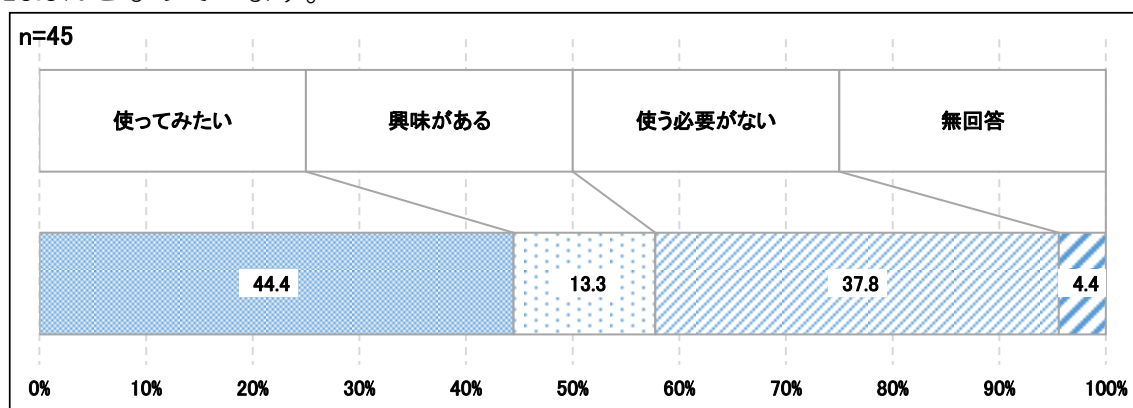
### ■（家以外で）平日の自由時間に夜までいることができる場所

「使う必要がない」が 44.4%、「使ってみたい」が 31.1%、「興味がある」が 20.0%となっています。



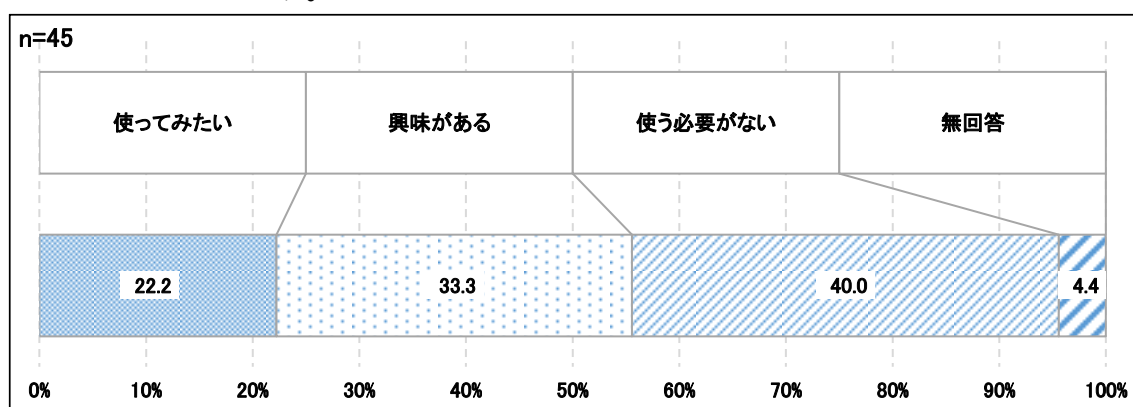
### ■（家以外で）休日にいることができる場所

「使ってみたい」が 44.4%、「使う必要がない」が 37.8%、「興味がある」が 13.3%となっています。



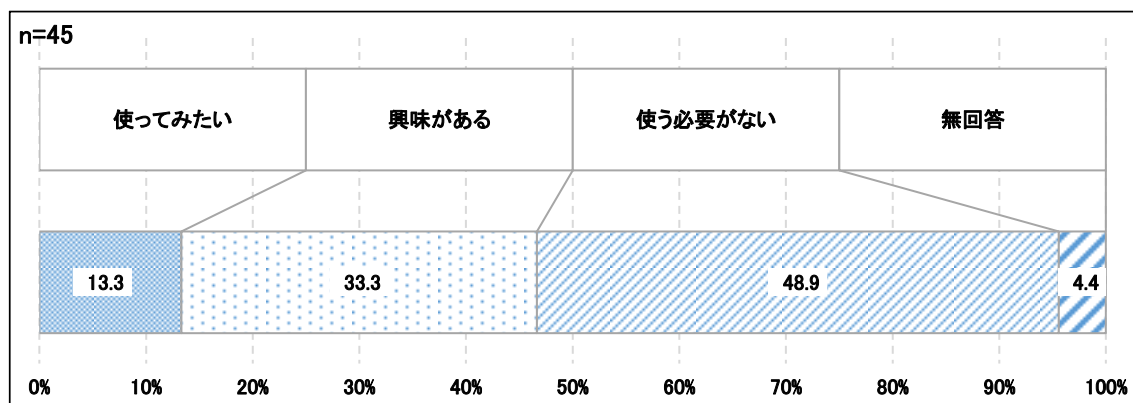
### ■ 勉強を教えてくれる場所

「使う必要がない」が 40.0%、「興味がある」が 33.3%、「使ってみたい」が 22.2%となっています。



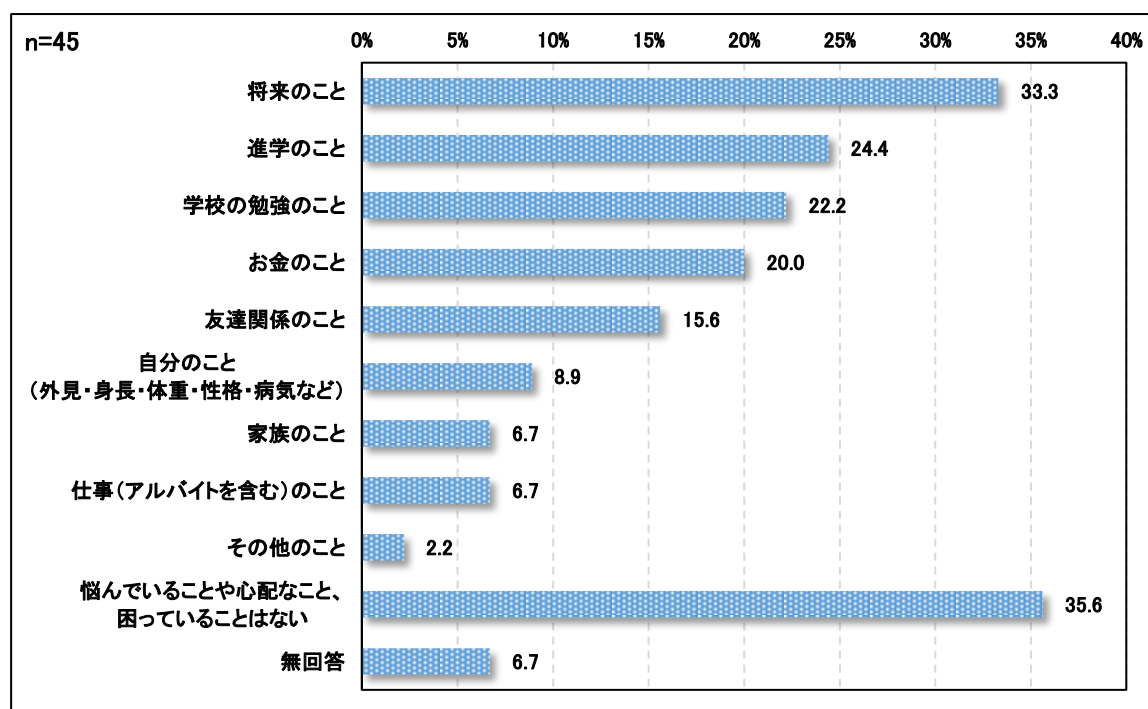
## ■（学校や職場以外で）何でも相談できる場所

「使う必要がない」が 48.9%、「興味がある」が 33.3%、「使ってみたい」が 13.3%となっています。



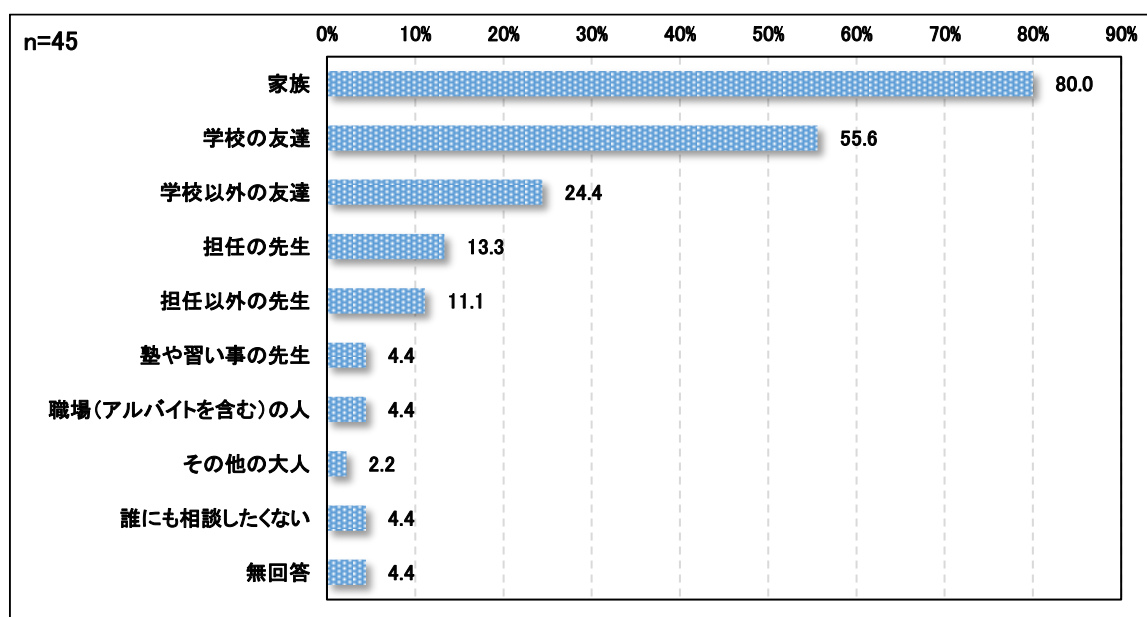
## 6 今悩んでいることや心配なこと

「悩んでいることや心配なこと、困っていることはない」が 35.6%と最も多く、次いで「将来のこと」（33.3%）、「進学のこと」（24.4%）と続いています。



## 7 相談できる人

「家族」が 80.0%と最も多く、次いで「学校の友達」（55.6%）、「学校以外の友達」（24.4%）と続いています。



## 8 日常生活の中で感じていること

「③家族は自分を大切にしてくれる」「④毎日の生活が楽しい」「⑤自分は友達に好かれている」が高く、一方「⑥さびしいと感じることがある」「⑦不安に感じる」とがある」が低い項目となっています。

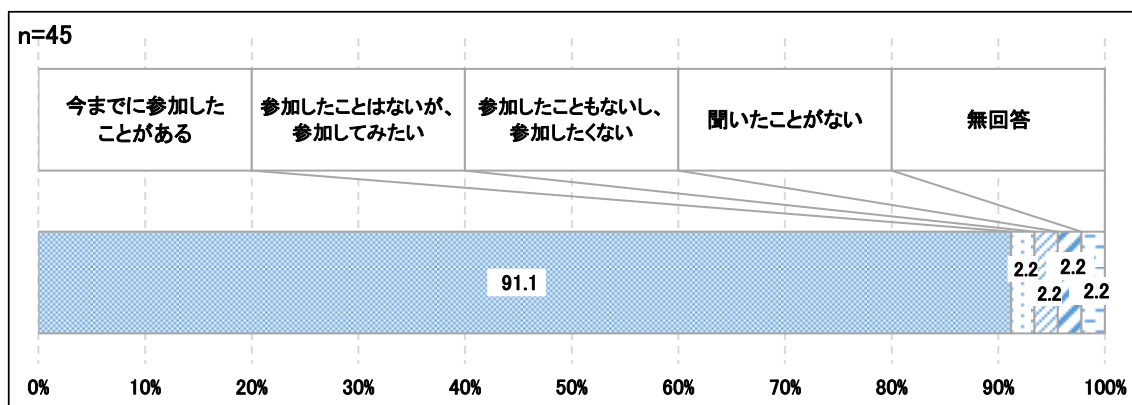
上段：度数 下段：%

|                       | 合計  | そう思う | まあ<br>そう思う | あまり<br>そう<br>思わない | そう<br>思わない | 思わない | 無回答 | 共感度   |
|-----------------------|-----|------|------------|-------------------|------------|------|-----|-------|
| ①努力すれば、<br>できるようになる   | 45  | 14   | 25         | 5                 | -          | -    | 1   | 6.02  |
|                       | 100 | 31.1 | 55.6       | 11.1              | -          | -    | 2.2 |       |
| ②自分には将来の<br>夢や目標がある   | 45  | 19   | 14         | 6                 | 2          | 3    | 1   | 5.00  |
|                       | 100 | 42.2 | 31.1       | 13.3              | 4.4        | 6.7  | 2.2 |       |
| ③家族は自分を<br>大切にしてくれる   | 45  | 32   | 12         | -                 | -          | -    | 1   | 8.64  |
|                       | 100 | 71.1 | 26.7       | -                 | -          | -    | 2.2 |       |
| ④毎日の生活が<br>楽しい        | 45  | 24   | 14         | 6                 | -          | -    | 1   | 7.05  |
|                       | 100 | 53.3 | 31.1       | 13.3              | -          | -    | 2.2 |       |
| ⑤自分は友達に<br>好かれている     | 45  | 22   | 17         | 3                 | 2          | -    | 1   | 6.70  |
|                       | 100 | 48.9 | 37.8       | 6.7               | 4.4        | -    | 2.2 |       |
| ⑥さびしいと感じる<br>ことがある    | 45  | 2    | 8          | 13                | 13         | 8    | 1   | -1.93 |
|                       | 100 | 4.4  | 17.8       | 28.9              | 28.9       | 17.8 | 2.2 |       |
| ⑦不安に感じるこ<br>とがある      | 45  | 3    | 13         | 11                | 10         | 7    | 1   | -0.57 |
|                       | 100 | 6.7  | 28.9       | 24.4              | 22.2       | 15.6 | 2.2 |       |
| ⑧自分は誰かの役に<br>立つことができる | 45  | 17   | 18         | 8                 | 1          | -    | 1   | 5.80  |
|                       | 100 | 37.8 | 40         | 17.8              | 2.2        | -    | 2.2 |       |
| ⑨大人は信用できる             | 45  | 4    | 28         | 7                 | 3          | 2    | 1   | 3.30  |
|                       | 100 | 8.9  | 62.2       | 15.6              | 6.7        | 4.4  | 2.2 |       |

※各回答項目に対する重み付け（ウェイト）は、「そう思う」は+10 ポイント、「まあそう思う」は +5 ポイント、「あまりそう思わない」は 0 ポイント、「そう思わない」は -5 ポイント、「思わない」は -10 ポイントのウェイトを獲得票数に乘じ、回答数の合計で除した値を共感度としています。

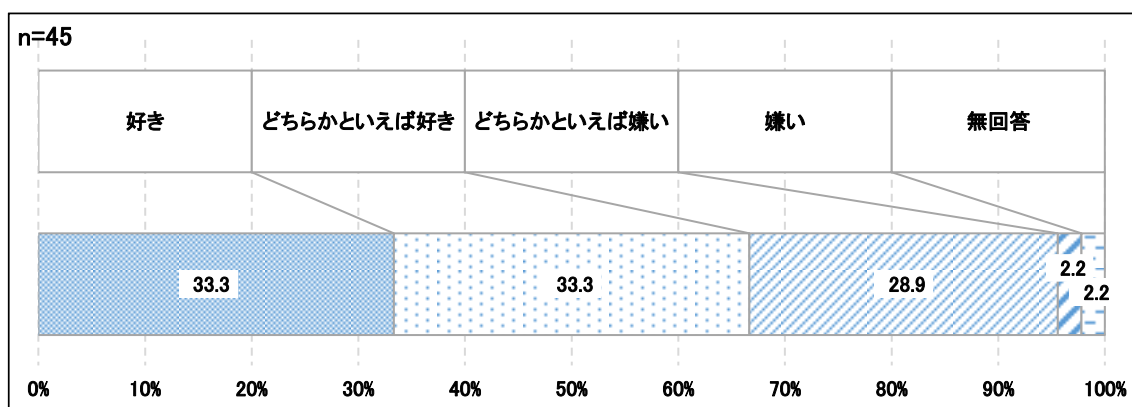
## 9 あなたの住む本町のこと

『五霞ふれあい祭り』への参加などについては、9割以上の回答者が「今まで参加したことがある」と回答しています。



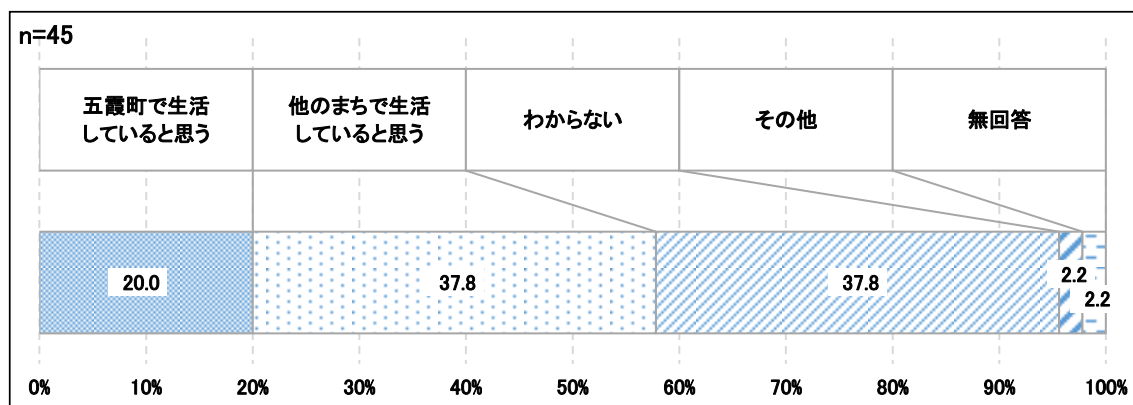
## 10 本町について

「好き」「どちらかといえば好き」が33.3%、「どちらかといえば嫌い」が28.9%、「嫌い」が2.2%となっています。

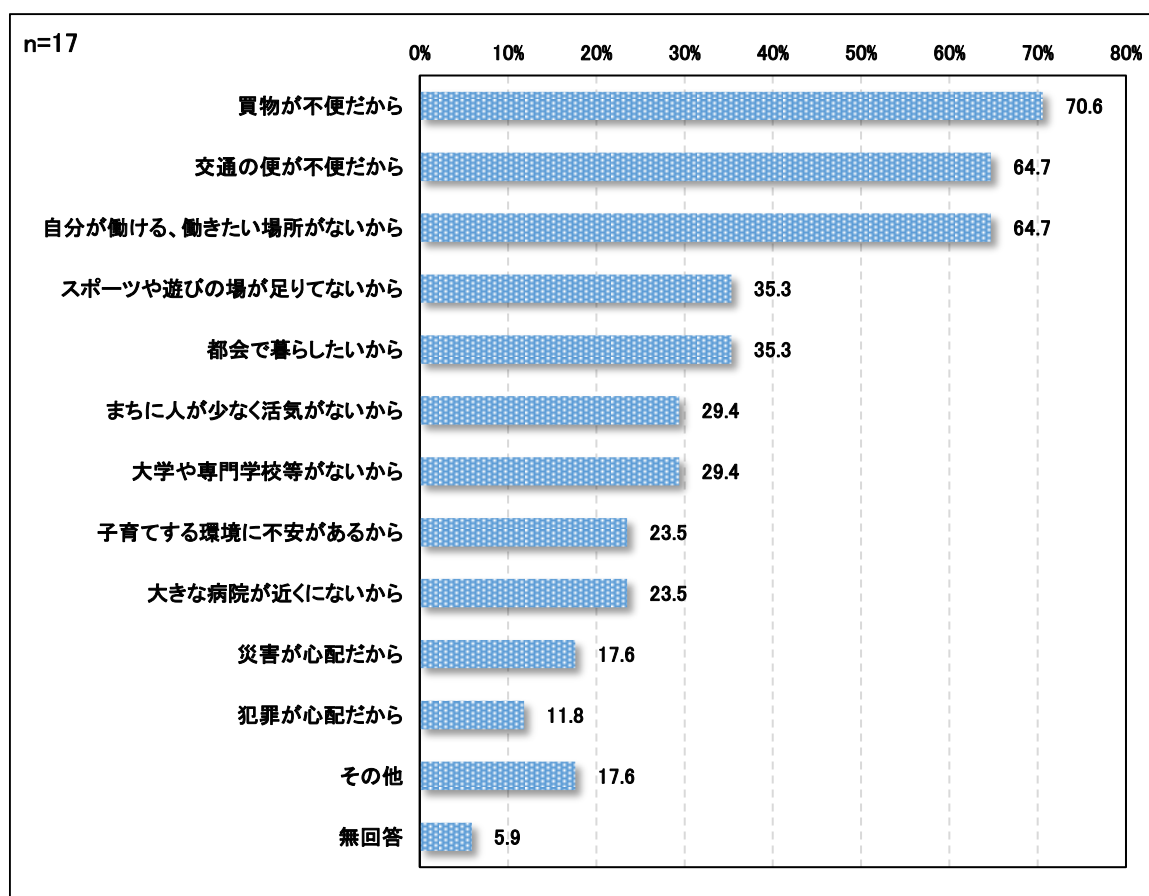


## 11 将来、本町で生活していると思うか

「他のまちで生活していると思う」「わからない」が 37.8%、「五霞町で生活していると思う」が 20.0%、「その他」が 2.2%となっています。



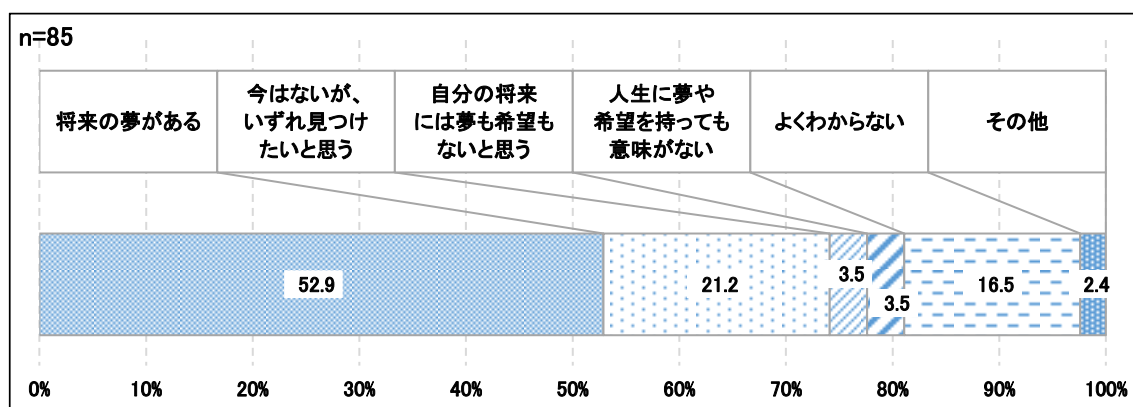
他のまちで生活していると思う理由としては、「買物が不便だから」が 70.6%と最も多く、次いで「交通の便が不便だから」「自分が働ける、働きたい場所がないから」(64.7%)、「スポーツや遊びの場が足りていないから」「都会で暮らしたいから」(35.3%)と続いています。



## 第6節 若者調査結果

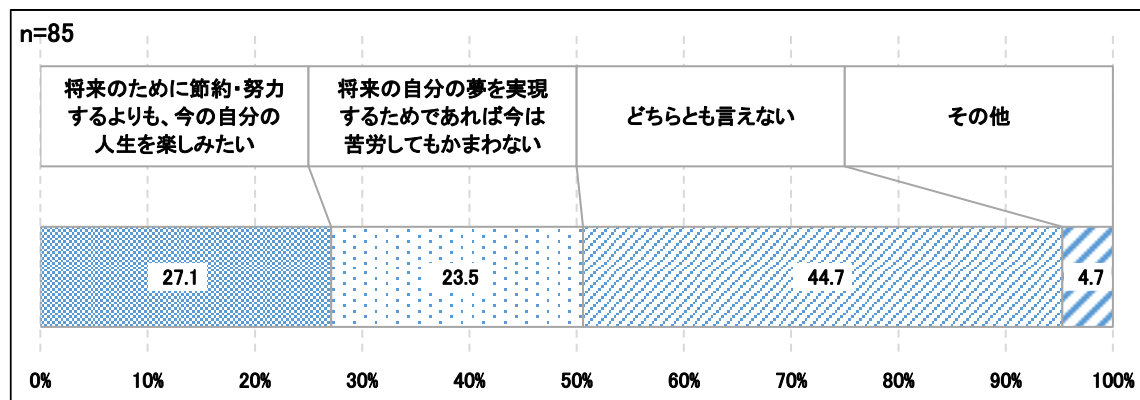
### 1 将来の夢や希望について

「将来の夢がある」が 52.9%と最も多く、次いで「今はないが、いずれ見つけたいと思う」（21.2%）、「よくわからない」（16.5%）と続いています。



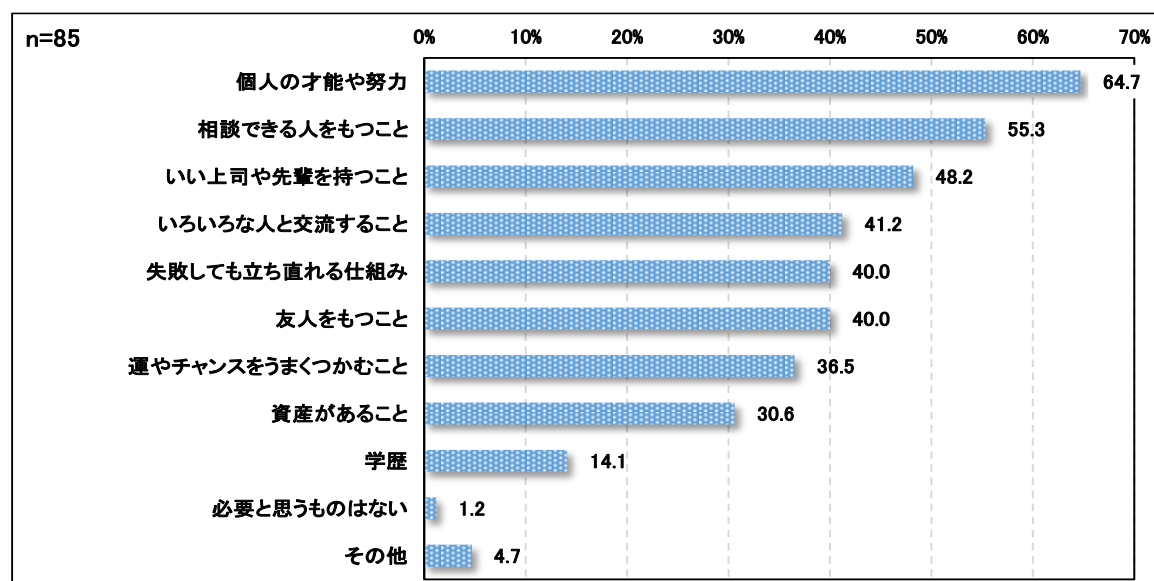
### 2 現在と将来の考えについて

「どちらとも言えない」が 44.7%、「将来のために節約・努力するよりも、今の自分の人生を楽しみたい」が 27.1%、「将来の自分の夢を実現するためであれば今は苦勞してもかまわない」が 23.5%となっています。



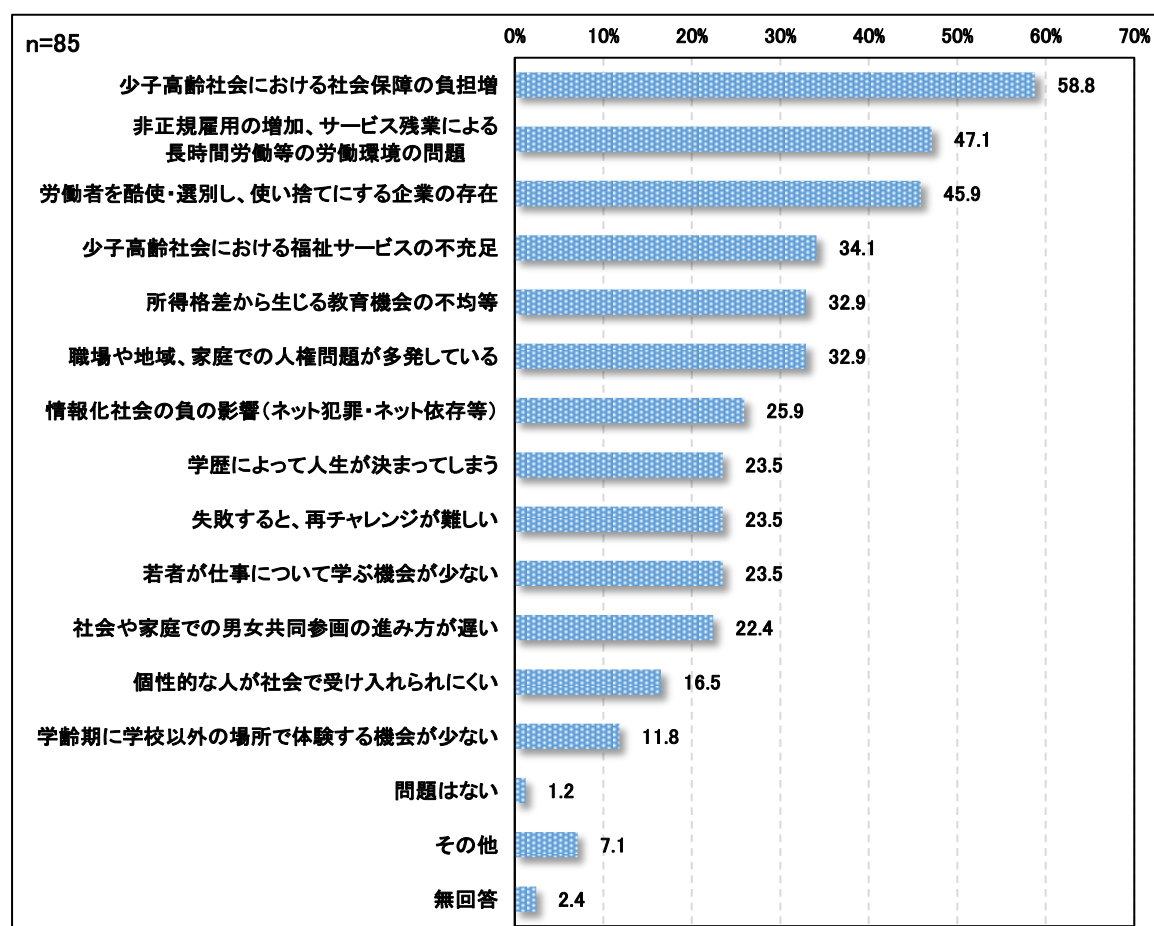
### 3 社会で生きていくために必要だと思うこと

「個人の才能や努力」が 64.7%と最も多く、次いで「相談できる人をもつこと」(55.3%)、「いい上司や先輩を持つこと」(48.2%)と続いています。



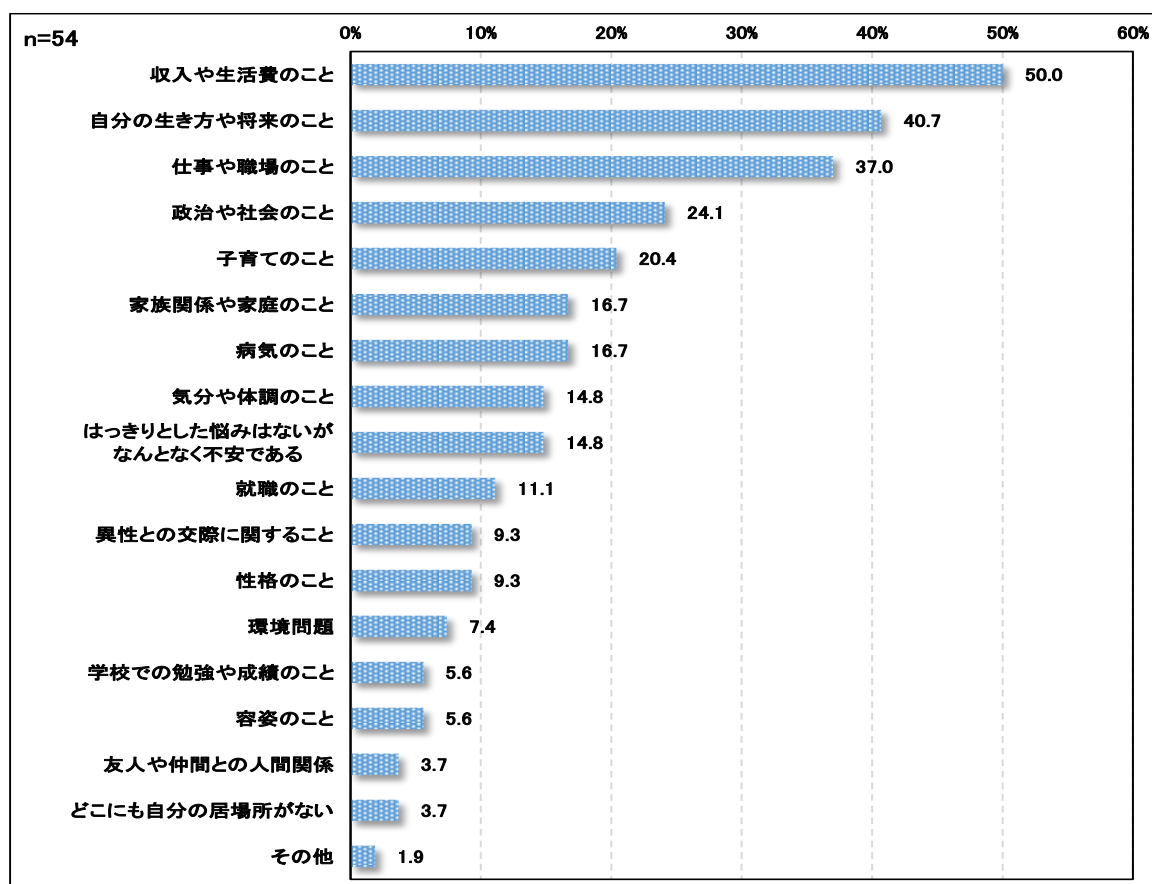
### 4 日本の社会における問題点

「少子高齢社会における社会保障の負担増」が 58.8%と最も多く、次いで「非正規雇用の増加、サービス残業による長時間労働等の労働環境の問題」(47.1%)、「労働者を酷使・選別し、使い捨てにする企業の存在」(45.9%)と続いています。



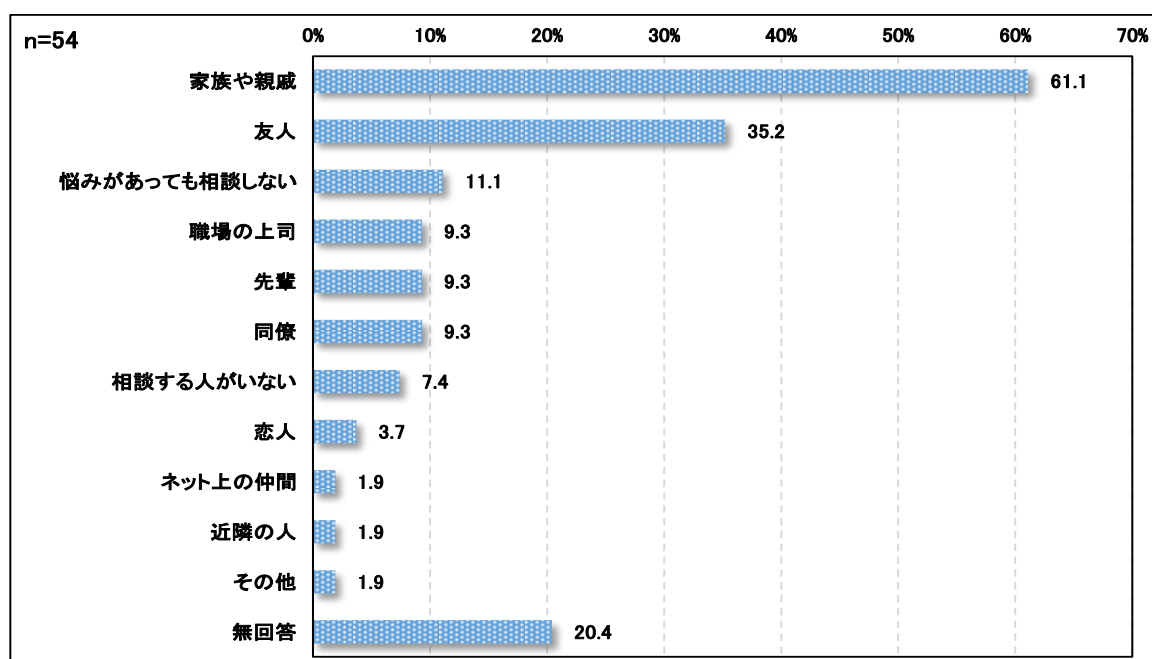
## 5 現在の悩みや心配ごと、困っていること

「収入や生活費のこと」が 50.0%と最も多く、次いで「自分の生き方や将来のこと」(40.7%)、「仕事や職場のこと」(37.0%)と続いています。



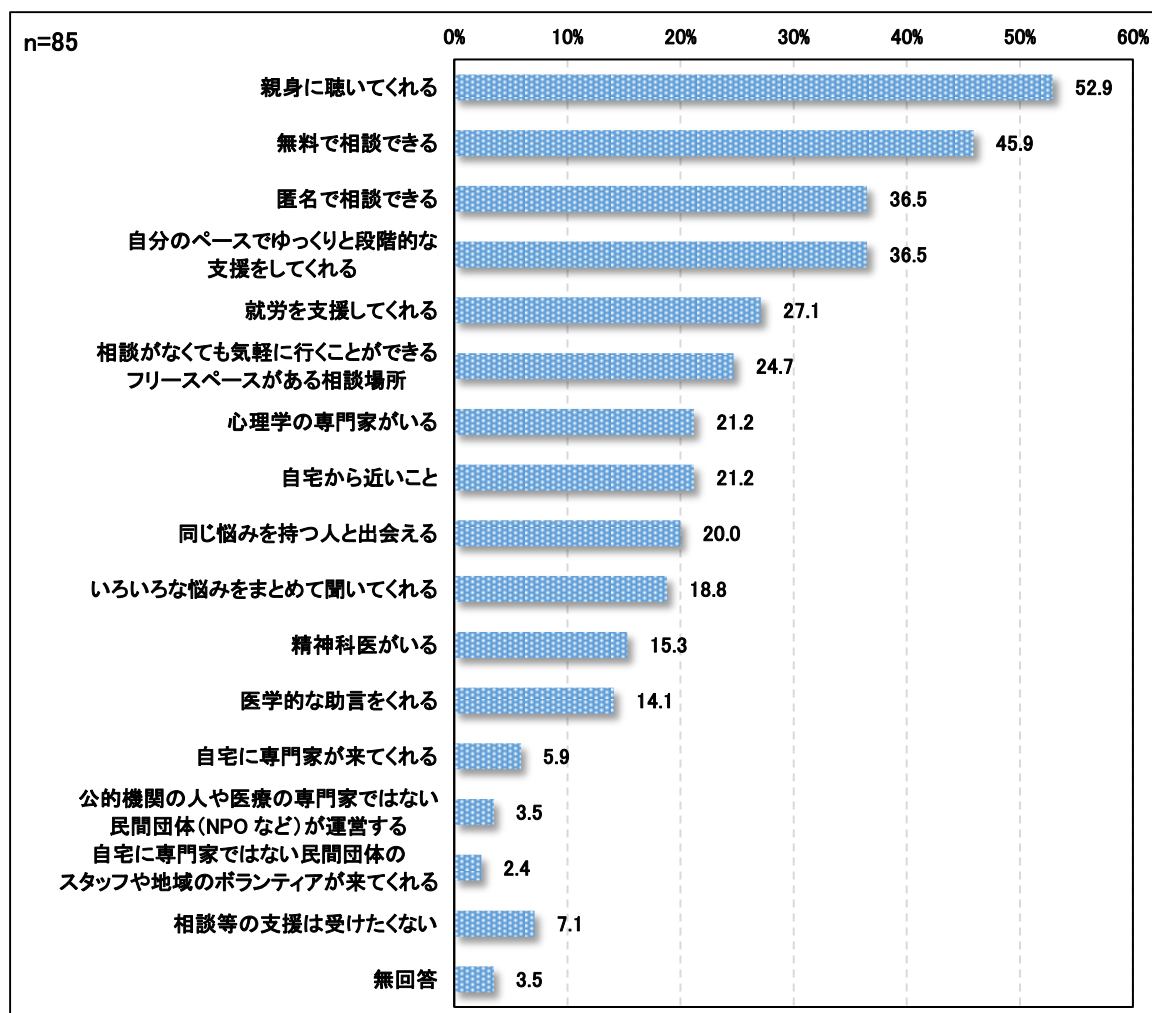
## 6 相談する相手

「家族や親戚」が 61.1%と最も多く、次いで「友人」(35.2%)、「悩みがあっても相談しない」(11.1%)と続いています。



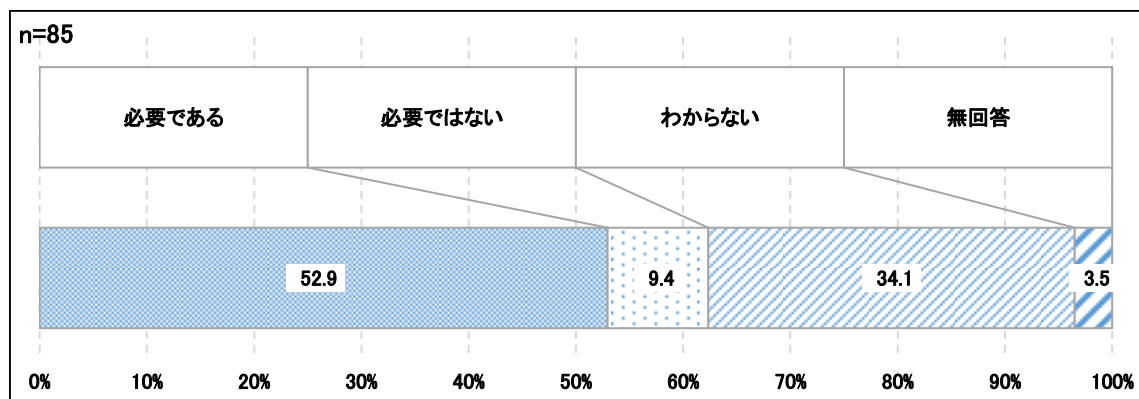
## 7 必要な相談体制

「親身に聴いてくれる」が 52.9%と最も多く、次いで「無料で相談できる」(45.9%)、「匿名で相談できる」「自分のペースでゆっくりと段階的な支援をしてくれる」(36.5%)と続いています。



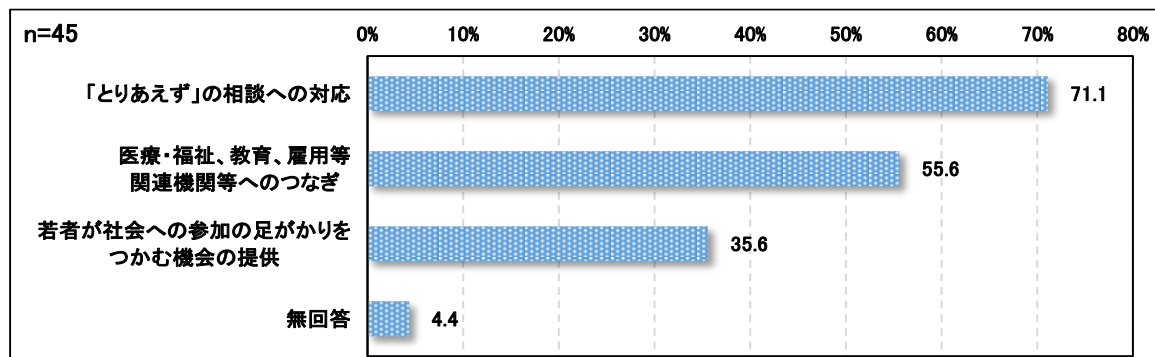
## 8 課題を解決するために、本町内で相談できる場所の必要性

「必要である」が 52.9%、「わからない」が 34.1%、「必要ではない」が 9.4%となっています。



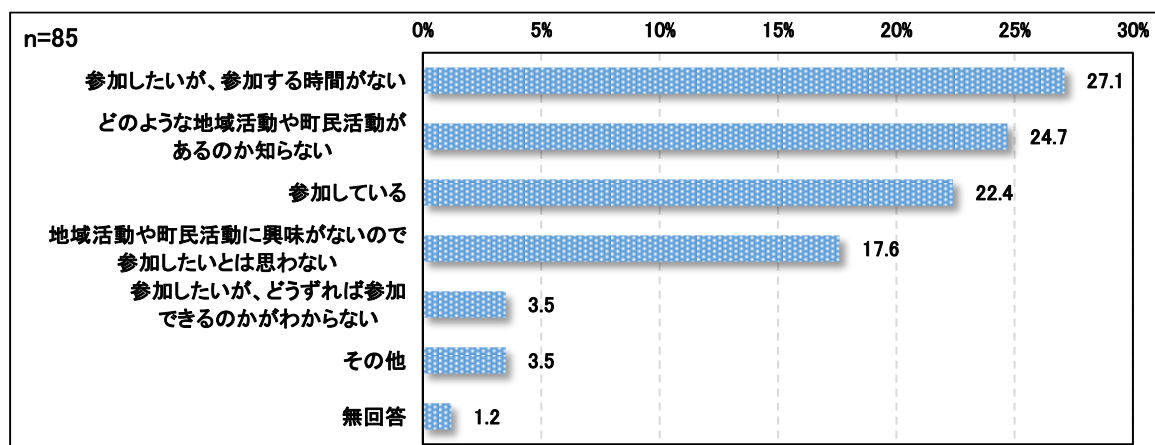
## 9 本町内で相談できる場所に必要な機能

「「とりあえず」の相談への対応」が 71.1%、「医療・福祉、教育、雇用等関連機関等へのつなぎ」が 55.6%、「若者が社会への参加の足がかりをつかむ機会の提供」が 35.6%となっています。



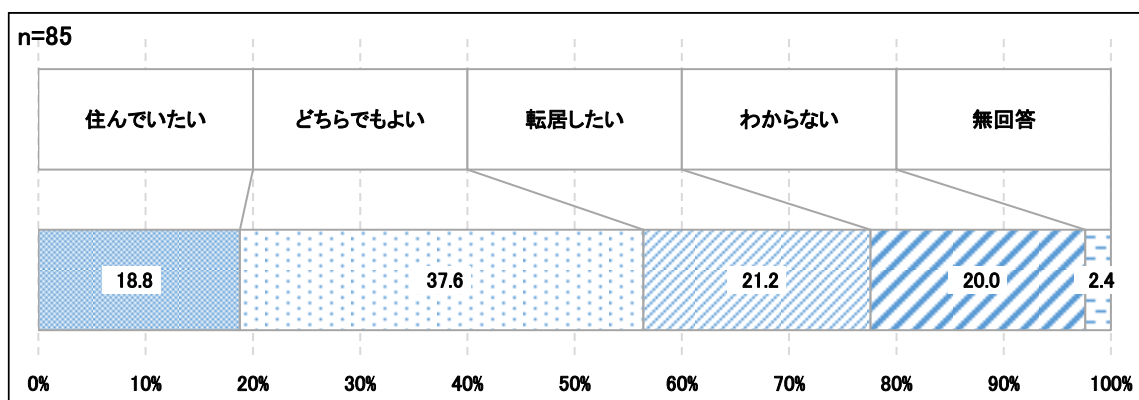
## 10 地域や町民活動との関わりについて

「参加したいが、参加する時間がない」が 27.1%と最も多く、次いで「どのような地域活動や町民活動があるのか知らない」(24.7%)、「参加している」(22.4%)と続いています。



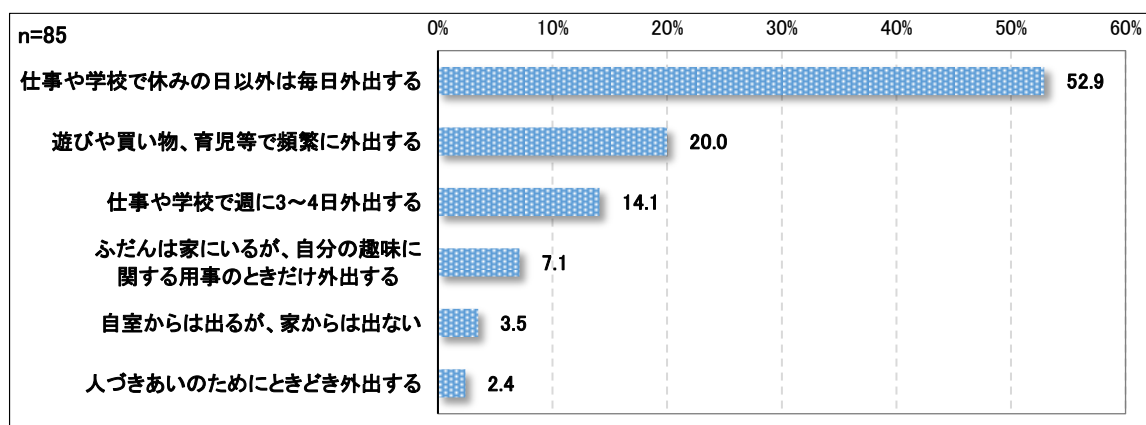
## 11 将来もずっと、現在住んでいるところに住んでいたい

「どちらでもよい」が 37.6%と最も多く、次いで「転居したい」(21.2%)、「わからない」(20.0%)と続いています。



## 12 ふだんの外出頻度について

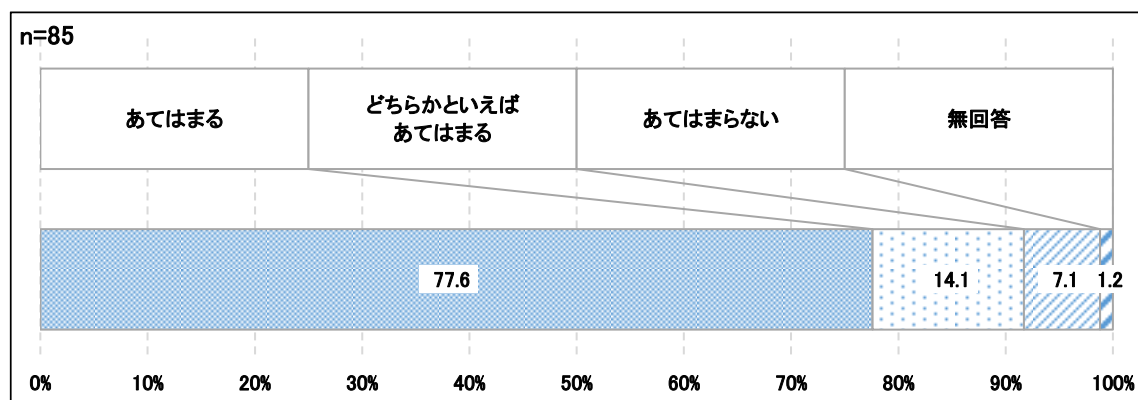
「仕事や学校で休みの日以外は毎日外出する」が 52.9%と最も多く、次いで「遊びや買い物、育児等で頻繁に外出する」（20.0%）、「仕事や学校で週に3～4日外出する」（14.1%）と続いています。



## 13 居場所について

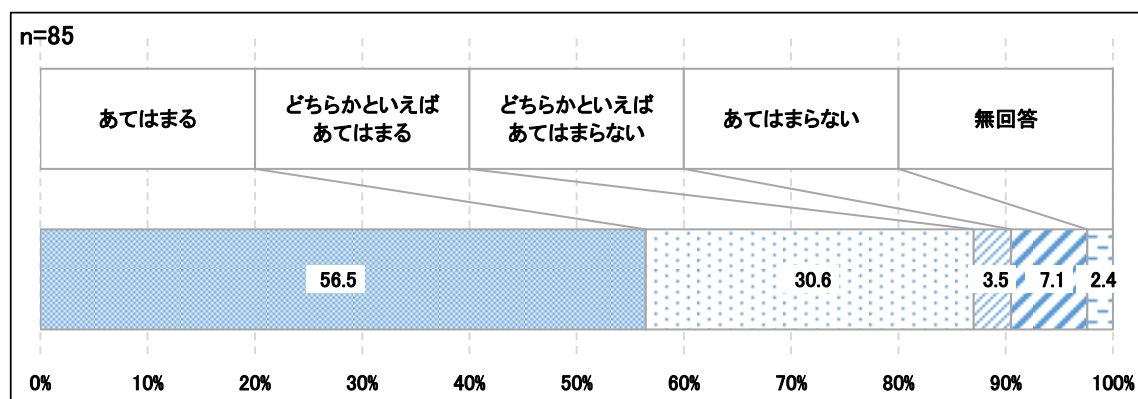
### ■ 自分の部屋

「あてはまる」が 77.6%、「どちらかといえばあてはまる」が 14.1%、「あてはまらない」が 7.1%となっています。



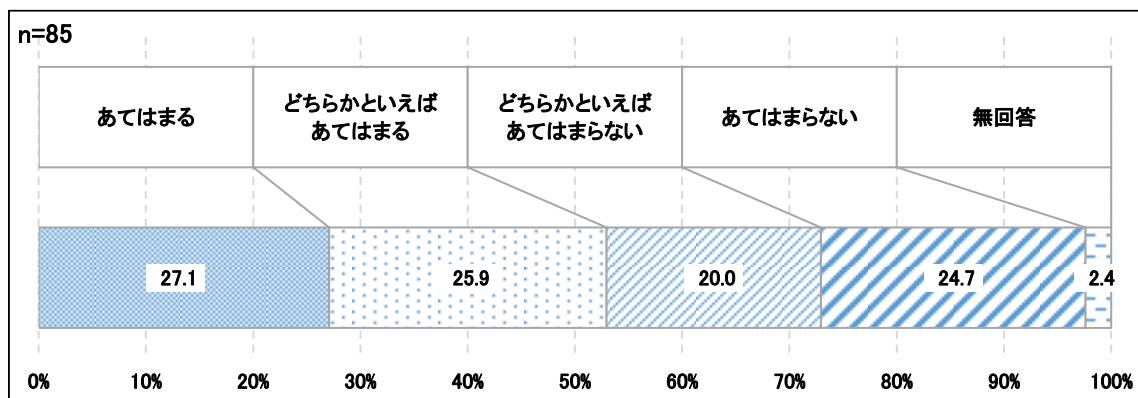
### ■ 家庭

「あてはまる」が 56.5%と最も多く、次いで「どちらかといえばあてはまる」（30.6%）、「あてはまらない」（7.1%）と続いています。



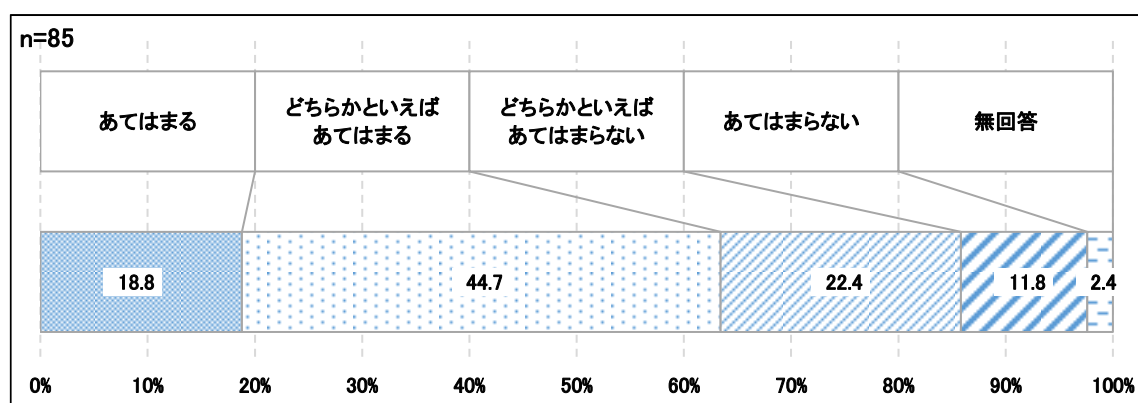
## ■ 学校・職場

「あてはまる」が 27.1%と最も多く、次いで「どちらかといえばあてはまる」(25.9%)、「あてはまらない」(24.7%)と続いています。



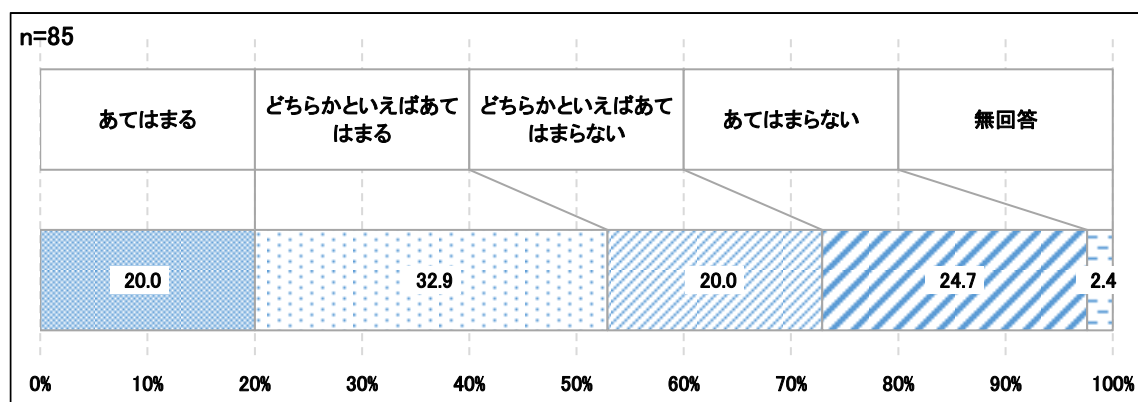
## ■ 地域

「どちらかといえばあてはまる」が 44.7%と最も多く、次いで「どちらかといえばあてはまらない」(22.4%)、「あてはまる」(18.8%)と続いています。



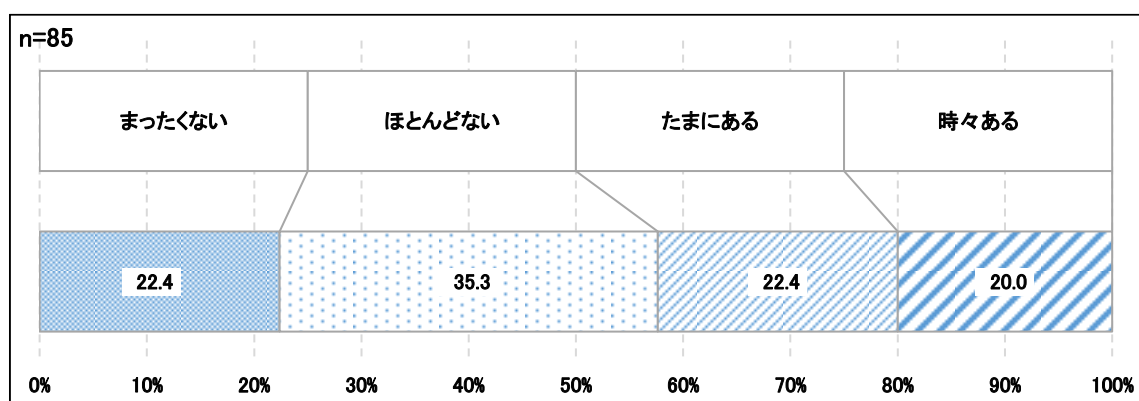
## ■ インターネット空間

「どちらかといえばあてはまる」が 32.9%と最も多く、次いで「あてはまらない」(24.7%)、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまらない」(20.0%)となっています。



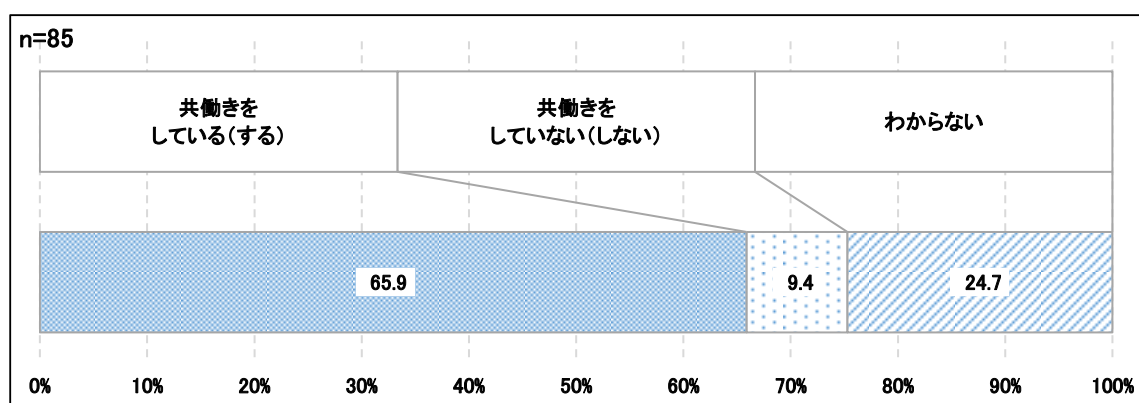
## 14 孤独であると感じること

「ほとんどない」が35.3%、「まったくない」「たまにある」が22.4%、「時々ある」が20.0%となっています。



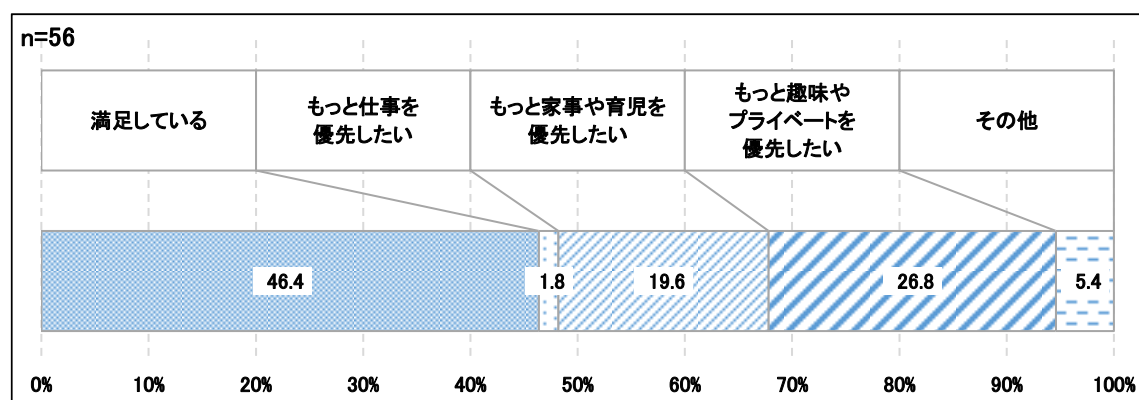
## 15 仕事と家庭、子育てについて

「共働きをしている（する）」が65.9%、「わからない」が24.7%、「共働きをしていない（しない）」が9.4%となっています。

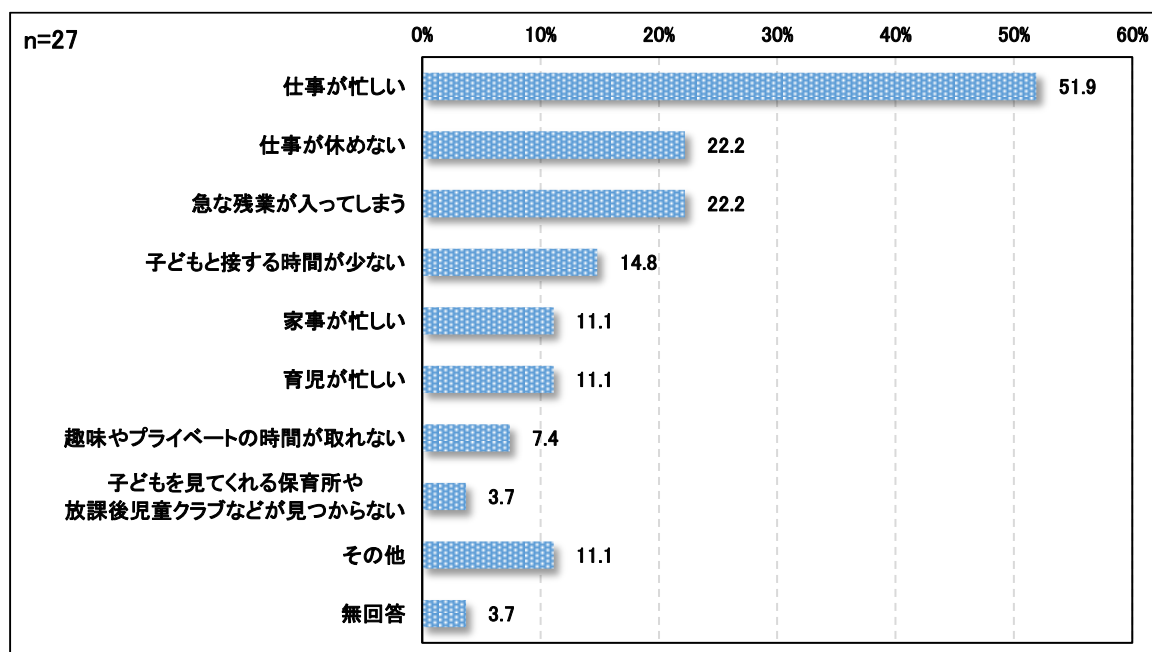


## 16 仕事と家庭のバランス（優先度）

「満足している」が46.4%と最も多く、次いで「もっと趣味やプライベートを優先したい」（26.8%）、「もっと家事や育児を優先したい」（19.6%）と続いています。

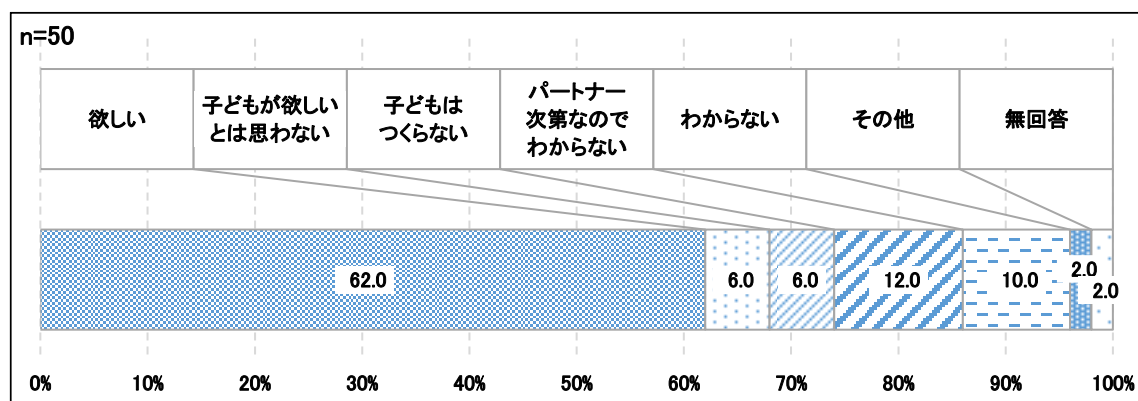


バランス（優先度）を崩す原因としては、「仕事が忙しい」が 51.9%と最も多く、「仕事が休めない」「急な残業が入ってしまう」（22.2%）、「子どもと接する時間が少ない」（14.8%）と続いています。



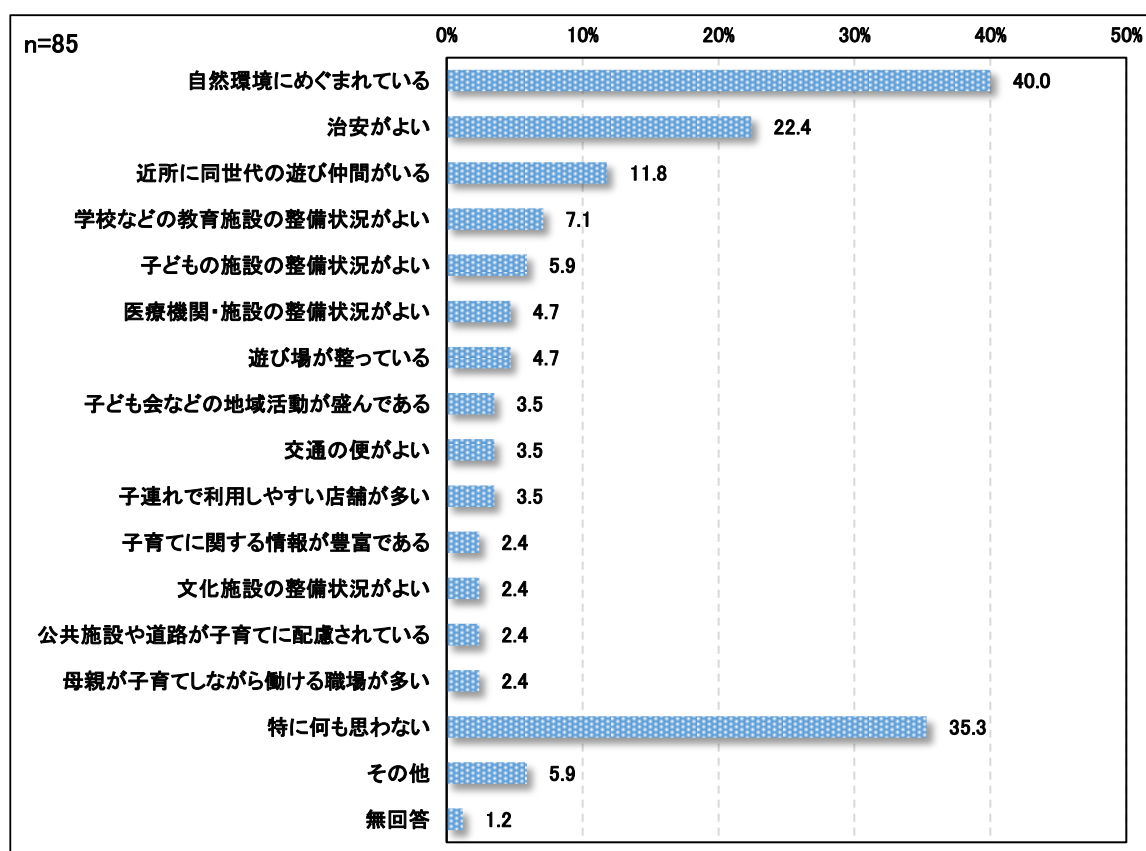
## 17 将来、子どもは欲しい

「欲しい」が 62.0%と最も多く、「パートナー次第なのでわからない」（12.0%）、「わからない」（10.0%）と続いています。



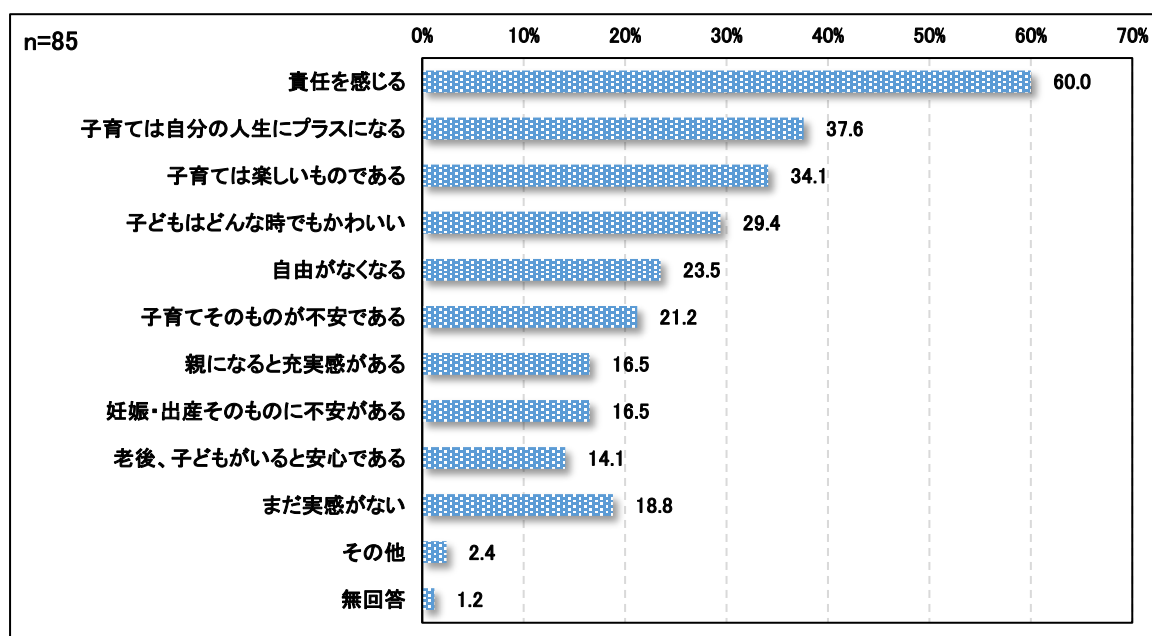
## 18 本町の子育て環境について

「自然環境にめぐまれている」が 40.0%と最も多く、「治安がよい」（22.4%）、「近所に同世代の遊び仲間がいる」（11.8%）と続いています。



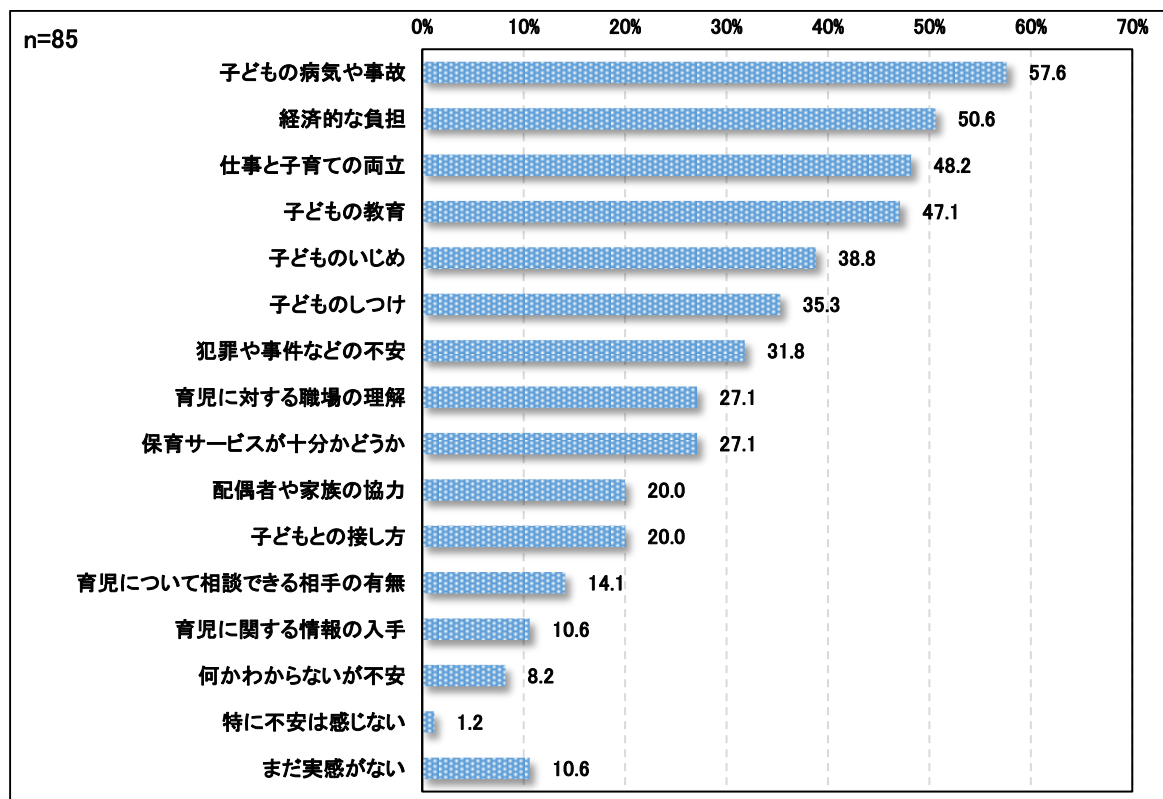
## 19 子どもや子育てのイメージ

「責任を感じる」が 60.0%と最も多く、「子育ては自分の人生にプラスになる」（37.6%）、「子育ては楽しいものである」（34.1%）と続いています。



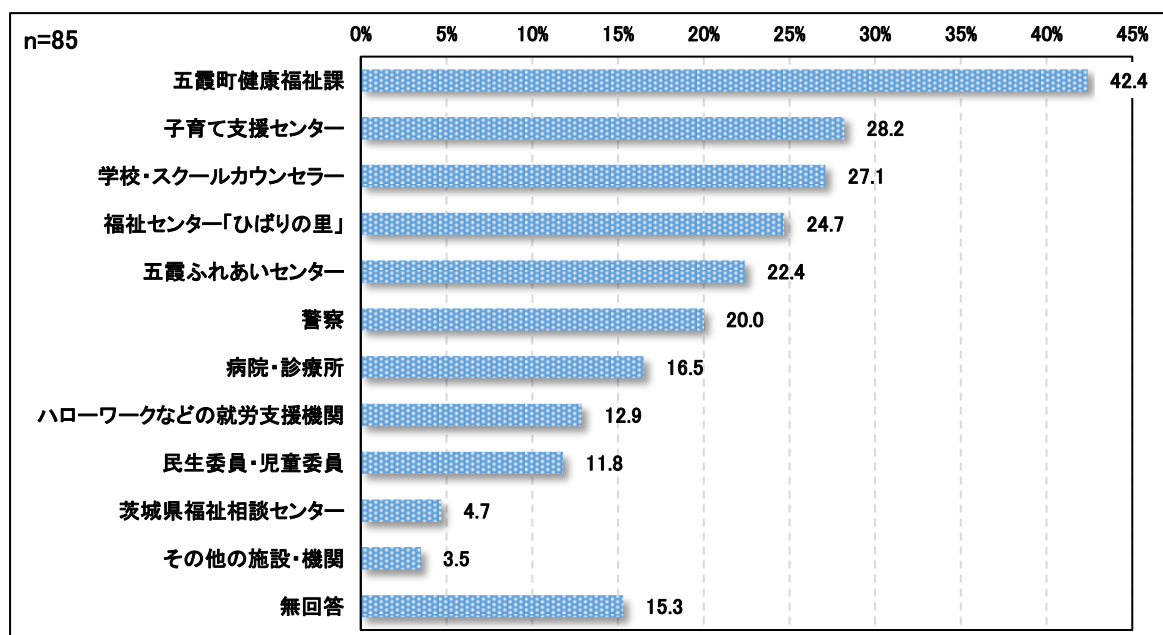
## 20 子どもや子育てについての不安

「子どもの病気や事故」が 57.6%と最も多く、「経済的な負担」（50.6%）、「仕事と子育ての両立」（48.2%）と続いています。



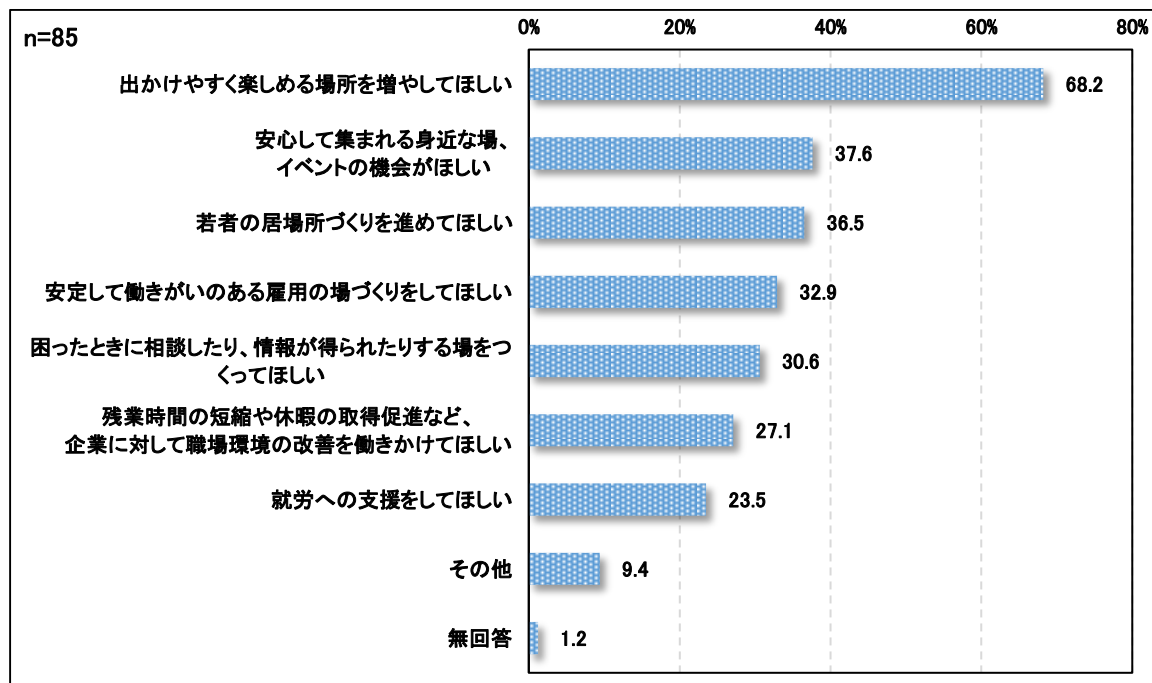
## 21 子ども・若者を対象とした相談・支援機関等の認知

「五霞町健康福祉課」が 42.4%と最も多く、「子育て支援センター」（28.2%）、「学校・スクールカウンセラー」（27.1%）と続いています。



## 22 本町に期待する若者支援について

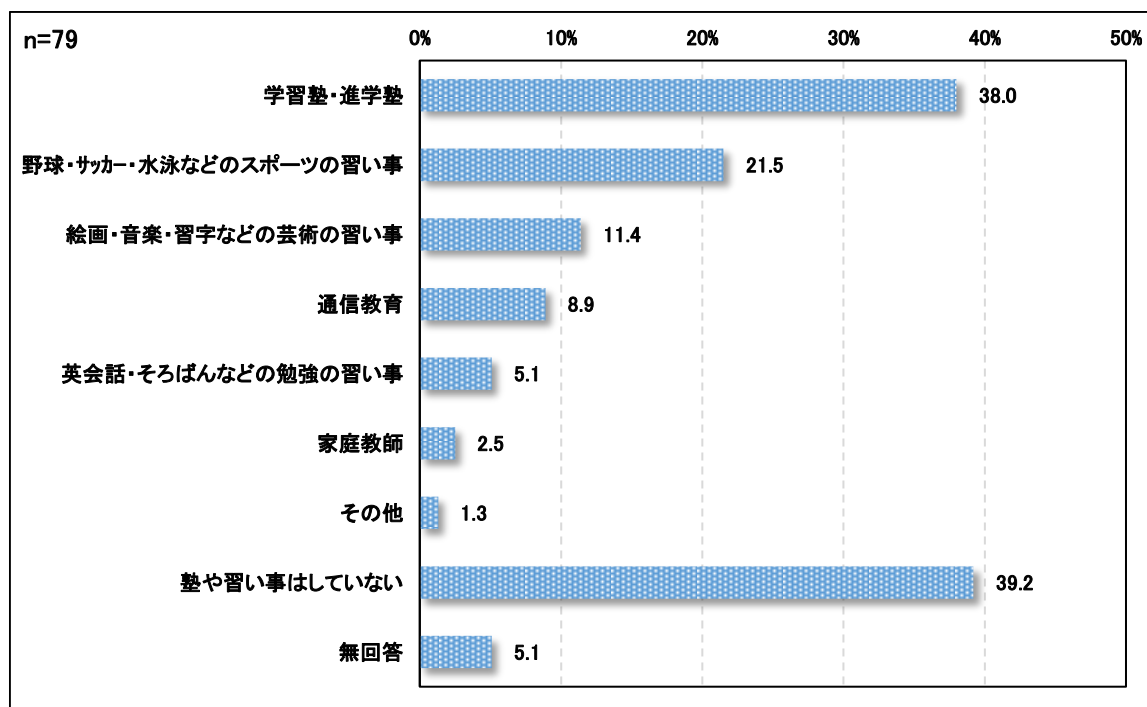
「出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 68.2%、「安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」が 37.6%、「若者の居場所づくりを進めてほしい」が 36.5%となっています。



## 第7節 子どもの生活に関する調査結果

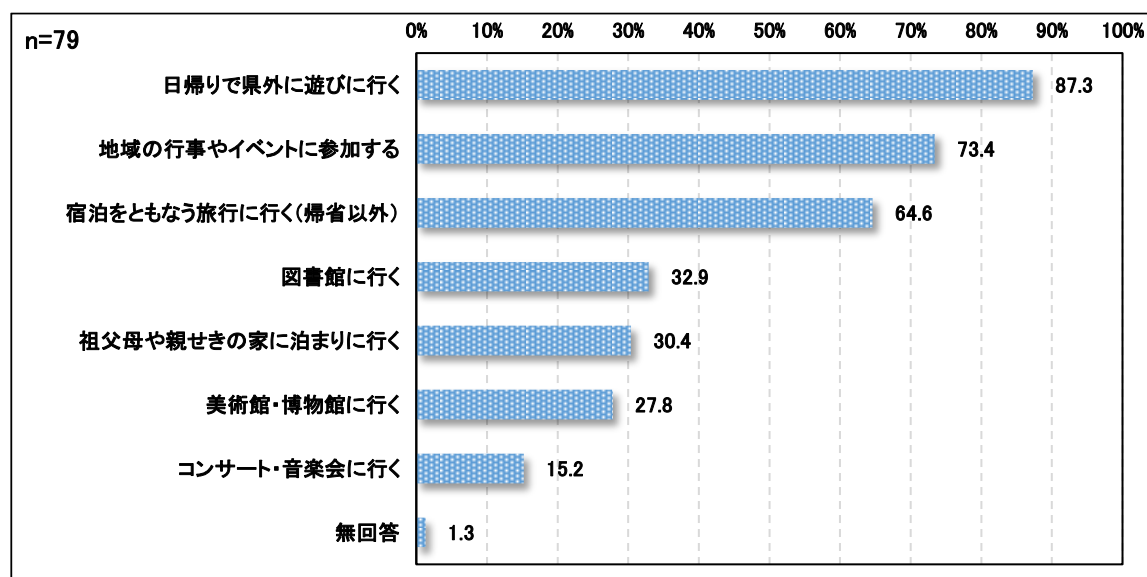
### 1 塾、習い事について

「塾や習い事はしていない」が 39.2%と最も多く、次いで「学習塾・進学塾」(38.0%)、「野球・サッカー・水泳などのスポーツの習い事」(21.5%)と続いています。



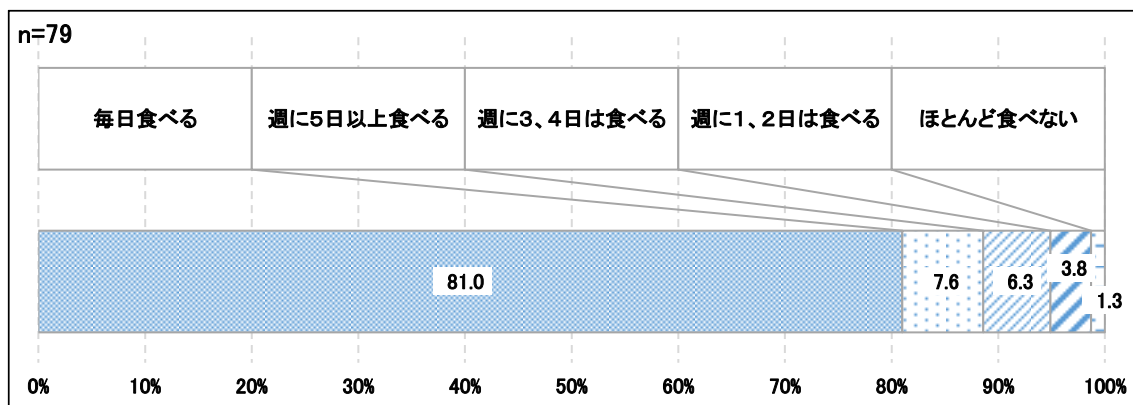
### 2 過去1年間にあった体験

「日帰りで県外に遊びに行く」が 87.3%と最も多く、次いで「地域の行事やイベントに参加する」(73.4%)、「宿泊をとまなう旅行に行く(帰省以外)」(64.6%)と続いています。



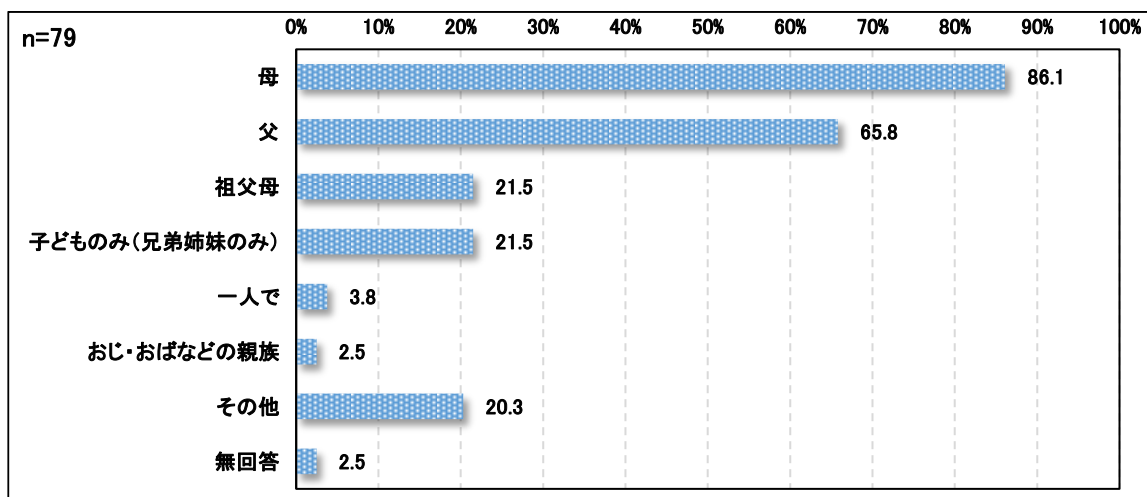
### 3 子どもの朝食について

「毎日食べる」が 81.0%、「週に 5 日以上食べる」が 7.6%、「週に 3、4 日は食べる」が 6.3%となっています。



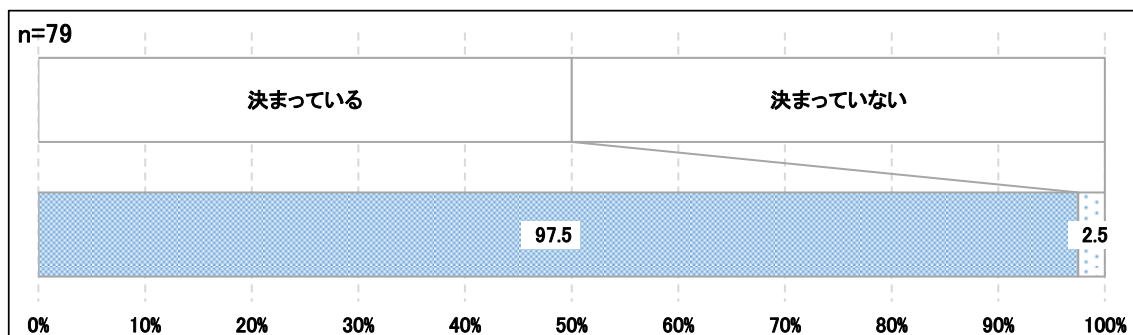
### 4 夕飯をともにする人

「母」が 86.1%と最も多く、次いで「父」（65.8%）、「祖父母」「子どものみ（兄弟姉妹のみ）」（21.5%）と続いています。



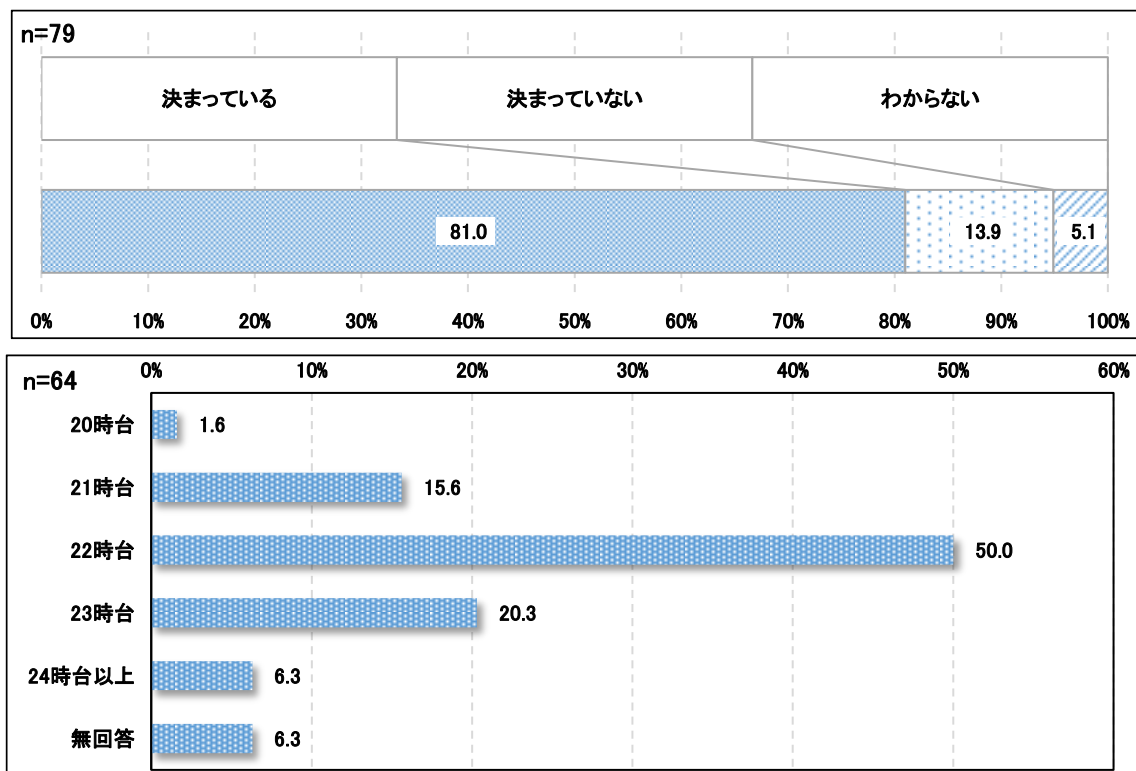
### 5 子どもの起床と就寝について

起きる時間は、「決まっている」が 97.5%、「決まっていない」が 2.5%となっています。



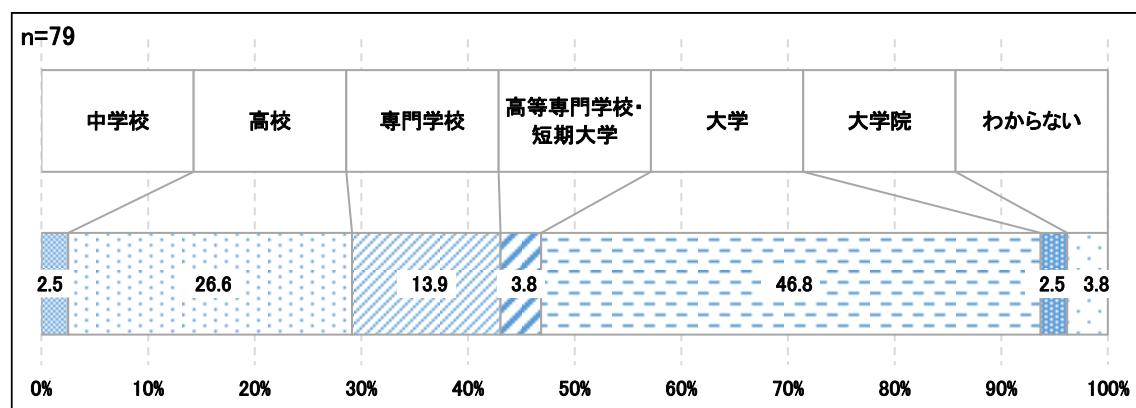
寝る時間は、「決まっている」が81.0%、「決まっていない」が13.9%、「わからない」が5.1%となっています。

「決まっている」と回答した方の寝る時刻は「22時台」が50.0%と最も多くなっています。



## 6 希望する子どもの最終学歴

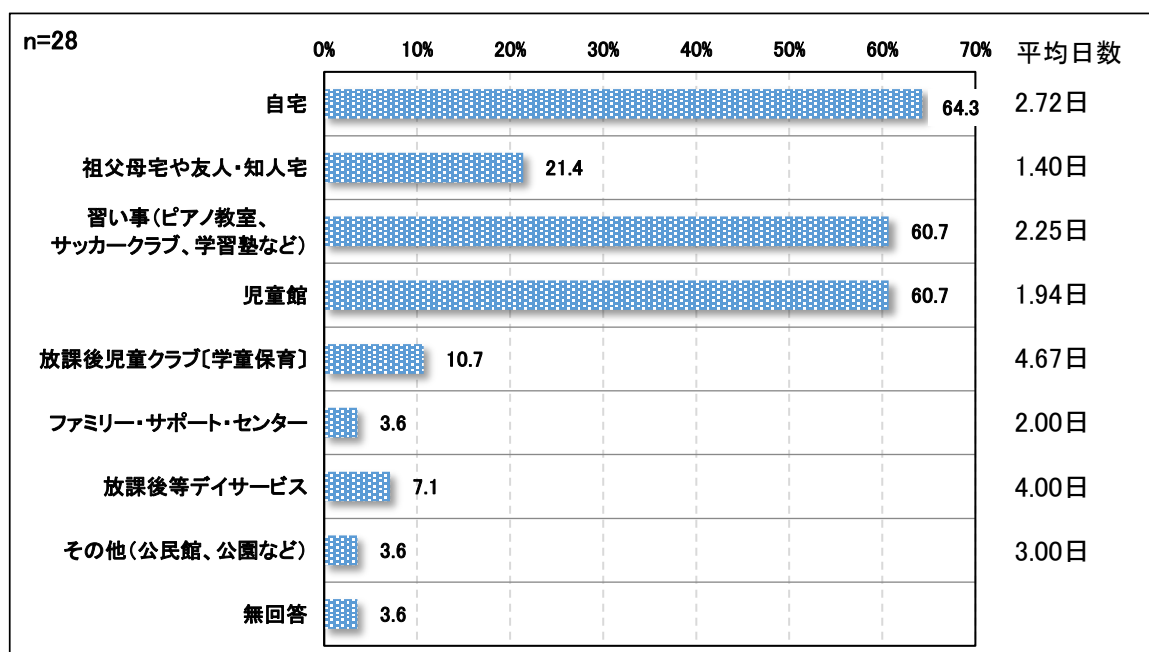
「大学」が46.8%と最も多く、次いで「高校」(26.6%)、「専門学校」(13.9%)と続いています。



## 7 放課後、子どもに過ごさせたい場所

「自宅」が 64.3%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「児童館」（60.7%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（21.4%）と続いています。

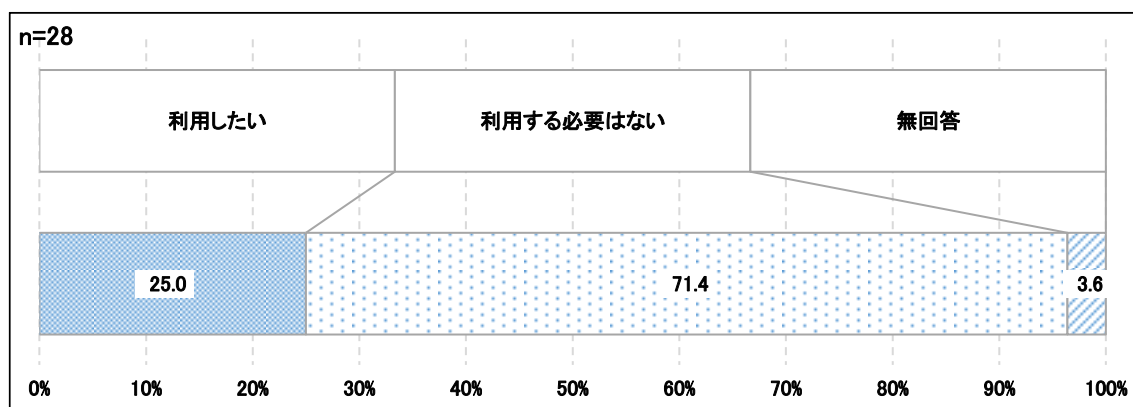
平均日数は「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が 4.67 日、「放課後等デイサービス」が 4.00 日と多くなっています。



## 8 放課後児童クラブの利用希望

### ■ 長期の休暇期間中

「利用したい」が 25.0%、「利用する必要はない」が 71.4%となっています。

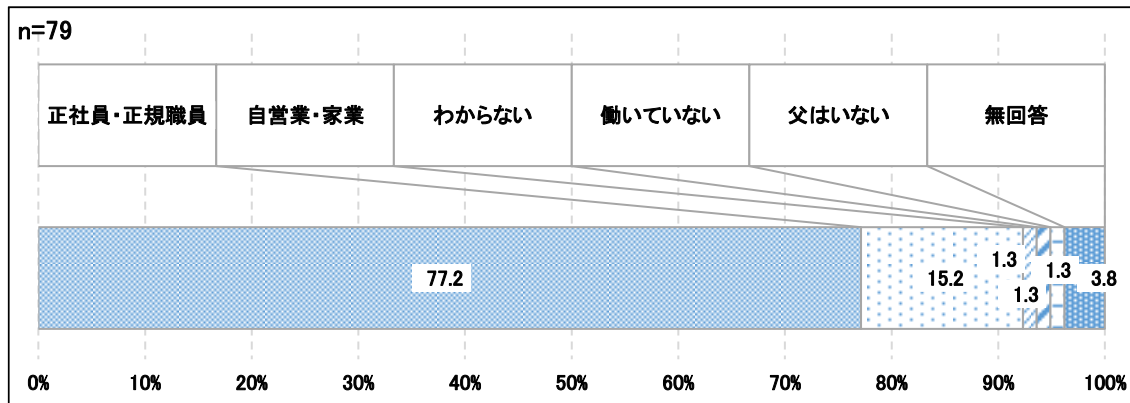


## 9 親の働き方

### ■ 父の働き方

「正社員・正規職員」が 77.2%、「自営業・家業」が 15.2%、「わからない」「働いていない」「父はいない」が 1.3%となっています。

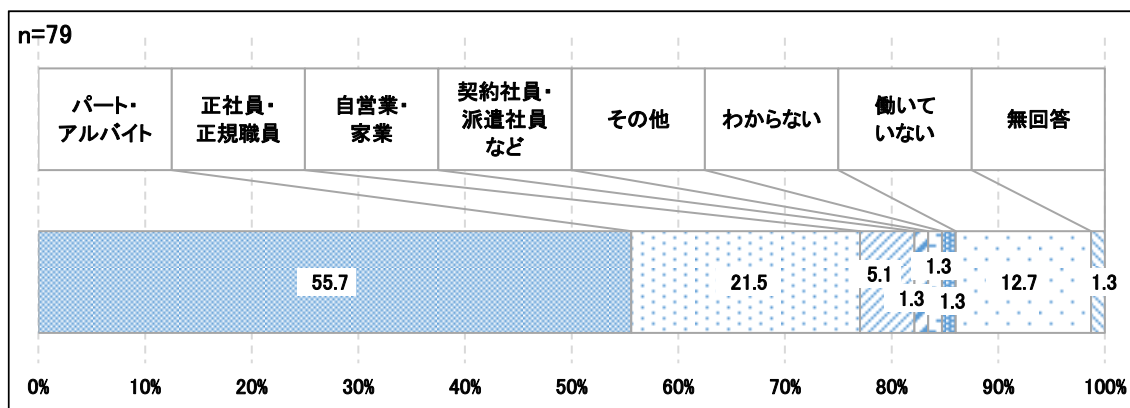
「働いていない」1名は「その他の理由で働けない」と回答しています。



### ■ 母の働き方

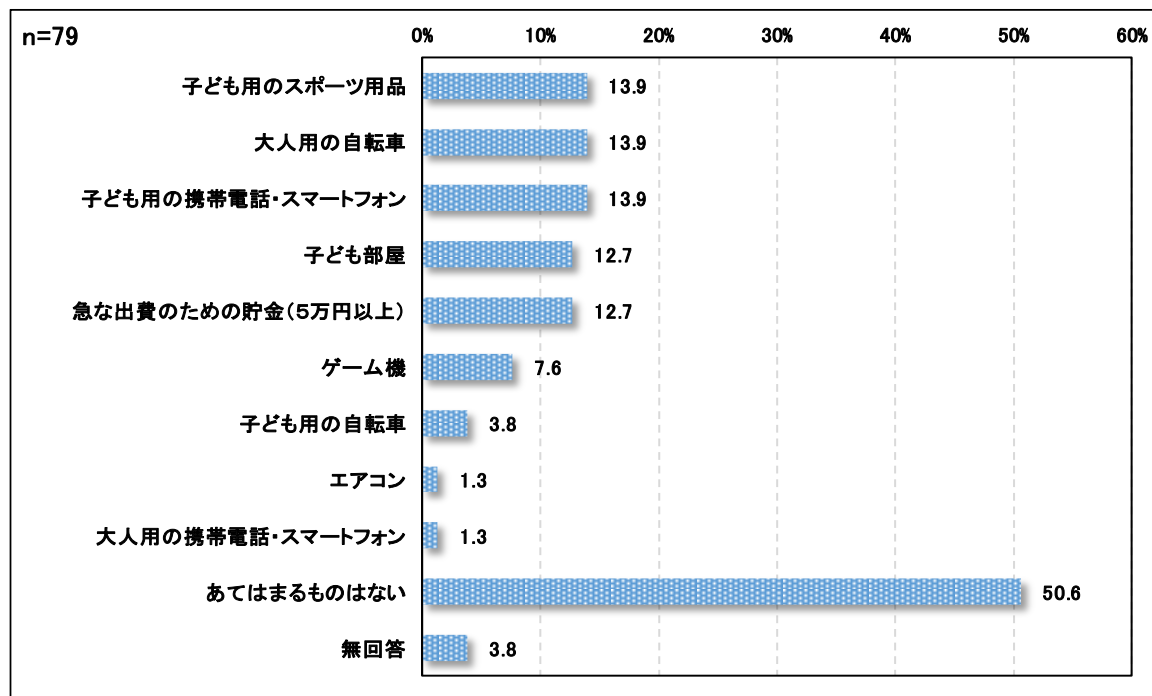
「パート・アルバイト」が 55.7%、「正社員・正規職員」が 21.5%、「自営業・家業」が 5.1%、「契約社員・派遣社員など」「その他」「わからない」が 1.3%となっています。

「働いていない」は 12.7%となっています。



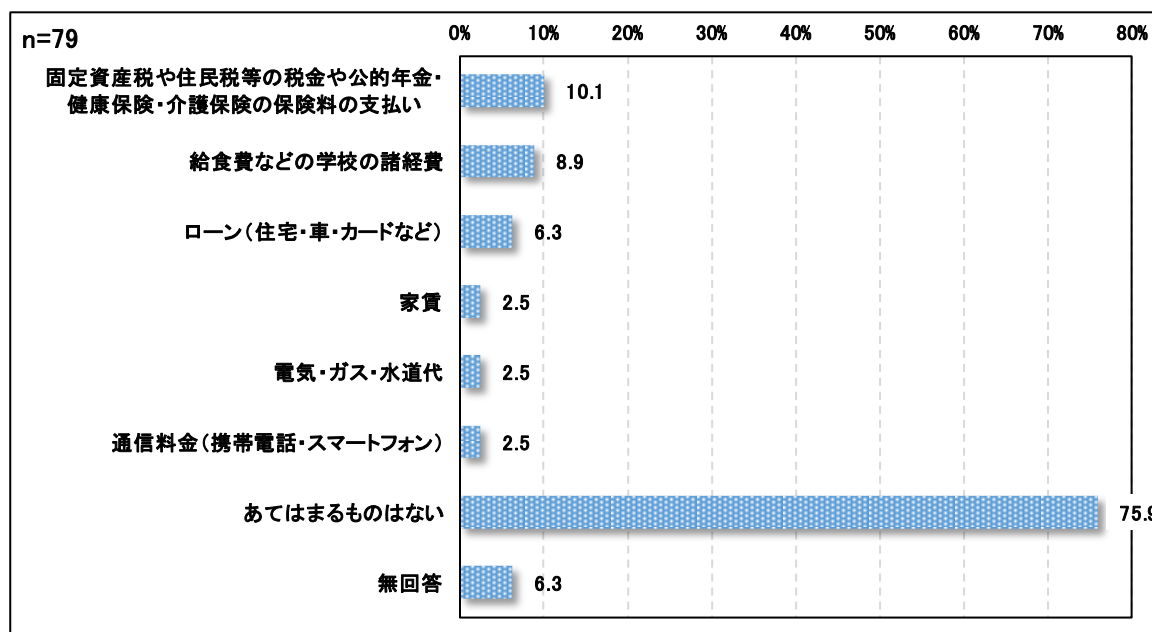
## 10 家庭にないもの

「あてはまるものはない」が50.6%と最も多く、「子ども用のスポーツ用品」「大人用の自転車」「子ども用の携帯電話・スマートフォン」(13.9%)、「子ども部屋」「急な出費のための貯金(5万円以上)」(12.7%)と続いています。



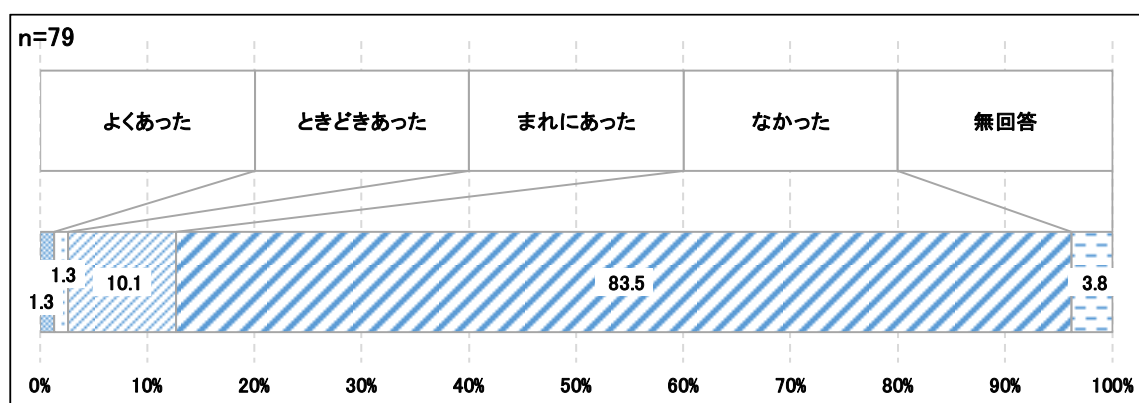
## 11 過去1年間に支払いが遅れたこと

「あてはまるものはない」が75.9%と最も多く、次いで「固定資産税や住民税等の税金や公的年金・健康保険・介護保険の保険料の支払い」(10.1%)、「給食費などの学校の諸経費」(8.9%)と続いています。



## 12 過去1年間に、金銭的に家族が必要とする食べ物や衣服を買えないこと

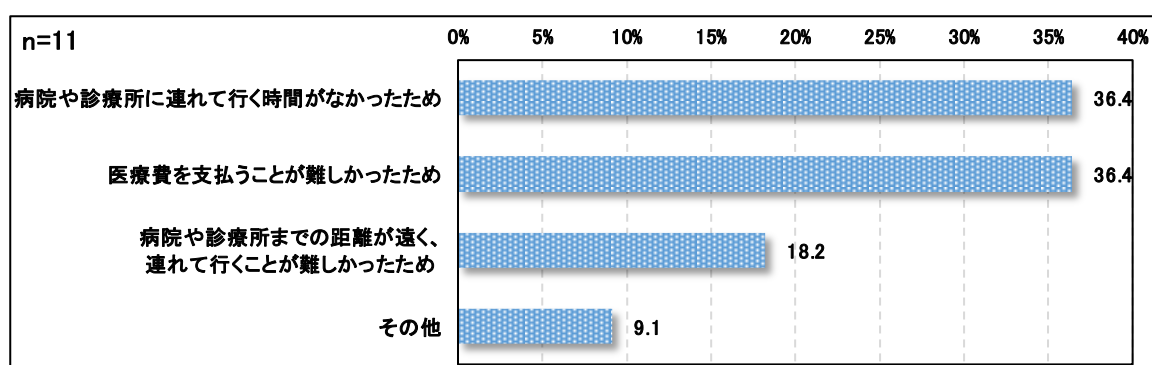
「なかった」が83.5%と最も多く、次いで「まれにあった」が10.1%となっています。



## 13 過去1年間に、子どもの病気やけがの治療のため、受診しなかったこと

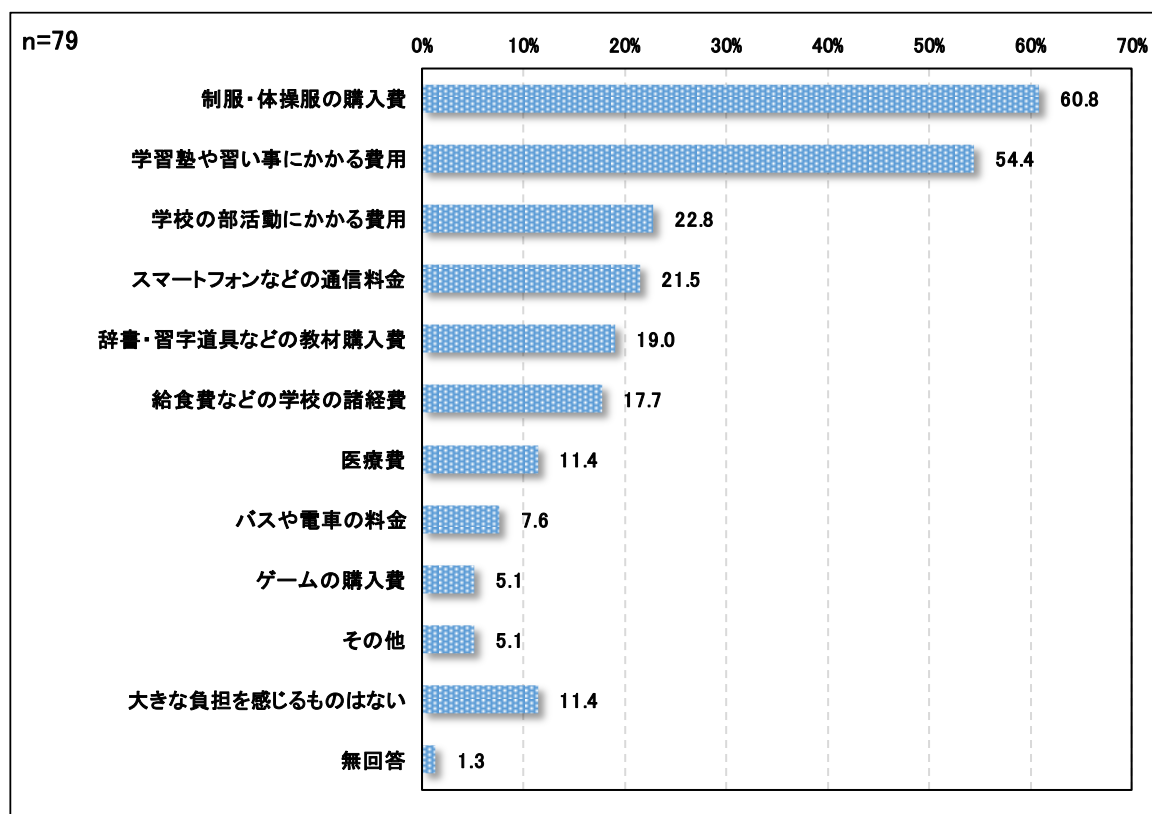
「ある」が13.9%、「ない」が84.8%となっています。

受診しなかった理由は、「病院や診療所に連れて行く時間がなかったため」「医療費を支払うことが難しかったため」が36.4%、「病院や診療所までの距離が遠く、連れていくことが難しかったため」が18.2%、「その他」が9.1%となっています。



## 14 子どもにかかる費用のうち、経済的に負担が大きいと感じるもの

「制服・体操服の購入費」が60.8%と最も多く、次いで「学習塾や習い事にかかる費用」（54.4%）、「学校の部活動にかかる費用」（22.8%）と続いています。



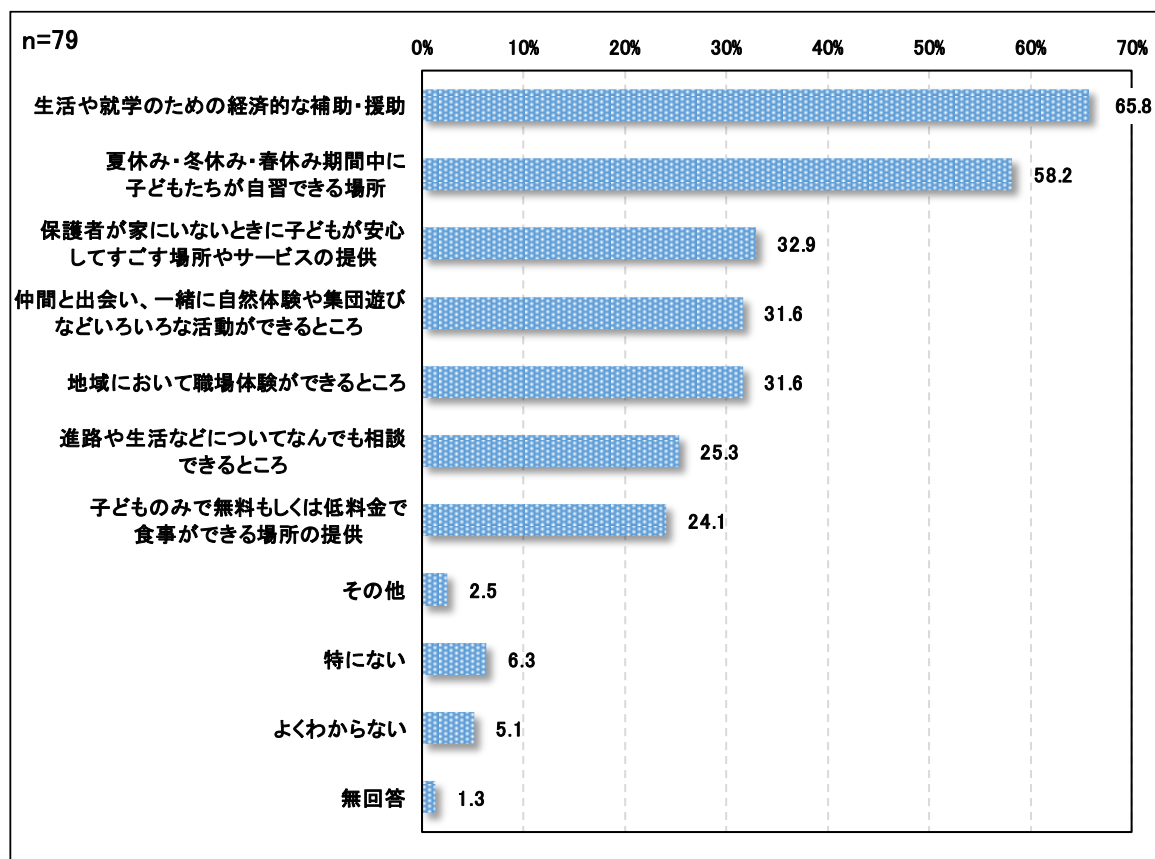
## 15 過去１年間に、次の手当や援助などを受けたこと

上段：度数 下段：％

|                         | 合計  | 受けている | 受けたことがある | 受けたことがない | わからない |
|-------------------------|-----|-------|----------|----------|-------|
| (1) 児童手当                | 77  | 68    | 2        | 4        | 3     |
|                         | 100 | 88.3  | 2.6      | 5.2      | 3.9   |
| (2) 就学援助                | 70  | 5     | 1        | 63       | 1     |
|                         | 100 | 7.1   | 1.4      | 90       | 1.4   |
| (3) 児童扶養手当              | 69  | 3     | 2        | 62       | 2     |
|                         | 100 | 4.3   | 2.9      | 89.9     | 2.9   |
| (4) 障害や難病の手当            | 68  | 4     | -        | 63       | 1     |
|                         | 100 | 5.9   | -        | 92.6     | 1.5   |
| (5) 生活保護                | 68  | -     | -        | 67       | 1     |
|                         | 100 | -     | -        | 98.5     | 1.5   |
| (6) 公的年金<br>(遺族年金・障害年金) | 68  | 2     | -        | 65       | 1     |
|                         | 100 | 2.9   | -        | 95.6     | 1.5   |
| (7) 公的年金<br>(老齢年金)      | 68  | -     | -        | 67       | 1     |
|                         | 100 | -     | -        | 98.5     | 1.5   |
| (8) 給付金                 | 69  | 3     | 13       | 47       | 6     |
|                         | 100 | 4.3   | 18.8     | 68.1     | 8.7   |

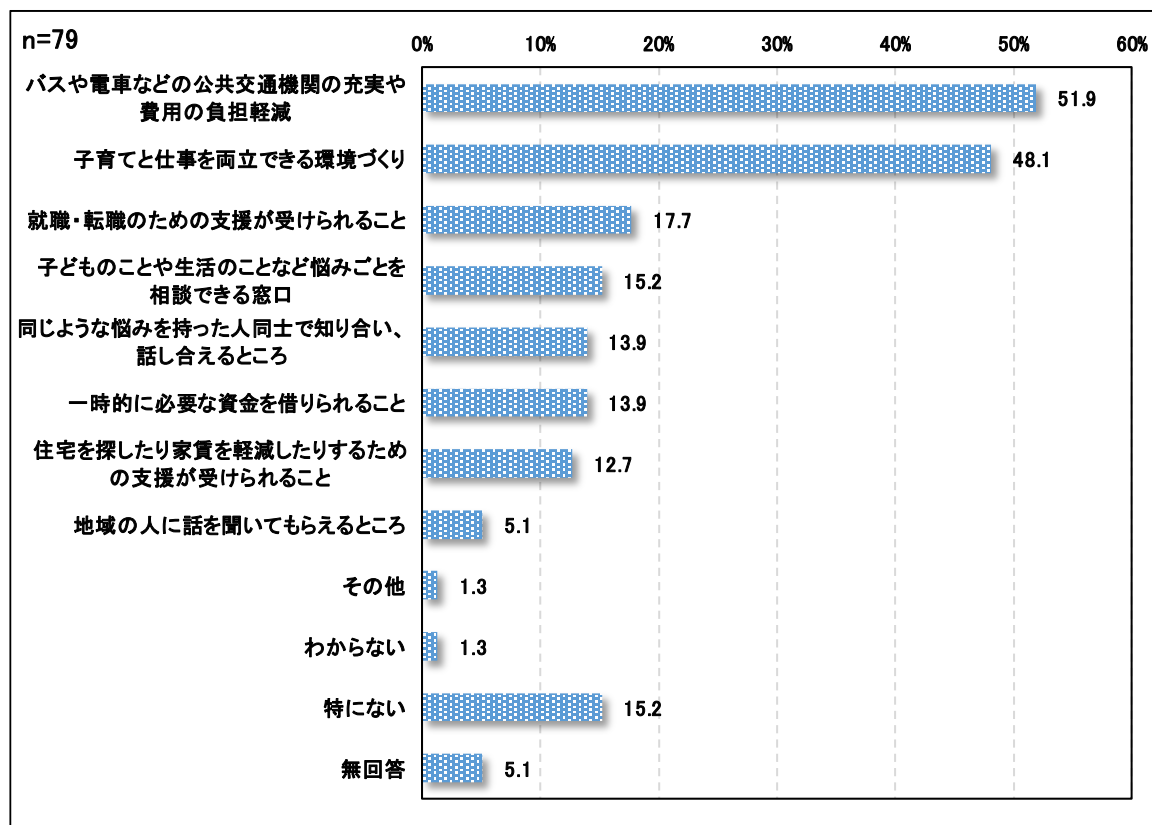
## 16 現在または将来的に、利用したい支援

「生活や就学のための経済的な補助・援助」が 65.8%と最も多く、次いで「夏休み・冬休み・春休み期間中に子どもたちが自習できる場所」（58.2%）、「保護者が家にいないときに子どもが安心してすごす場所やサービスの提供」（32.9%）と続いています。



## 17 現在必要としていること、重要だと思う支援

「バスや電車などの公共交通機関の充実や費用の負担軽減」が 51.9%と最も多く、次いで「子育てと仕事を両立できる環境づくり」（48.1%）、「就職・転職のための支援が受けられること」（17.7%）と続いています。



## 第8章 こどもワークショップ

### 第1節 こどもワークショップの目的と役割

#### 1 目的

「子ども・子育て支援」を進めていくうえで、こどもの立場から、“子育て”や“親の負担の軽減”、“こどもの自立”などに対しての課題や、必要な支援についての意見の表出を促すことが必要となっています。そして、地域に住むこども達のニーズや、必要としている支援をまとめ、政策へと反映していくことが求められています。

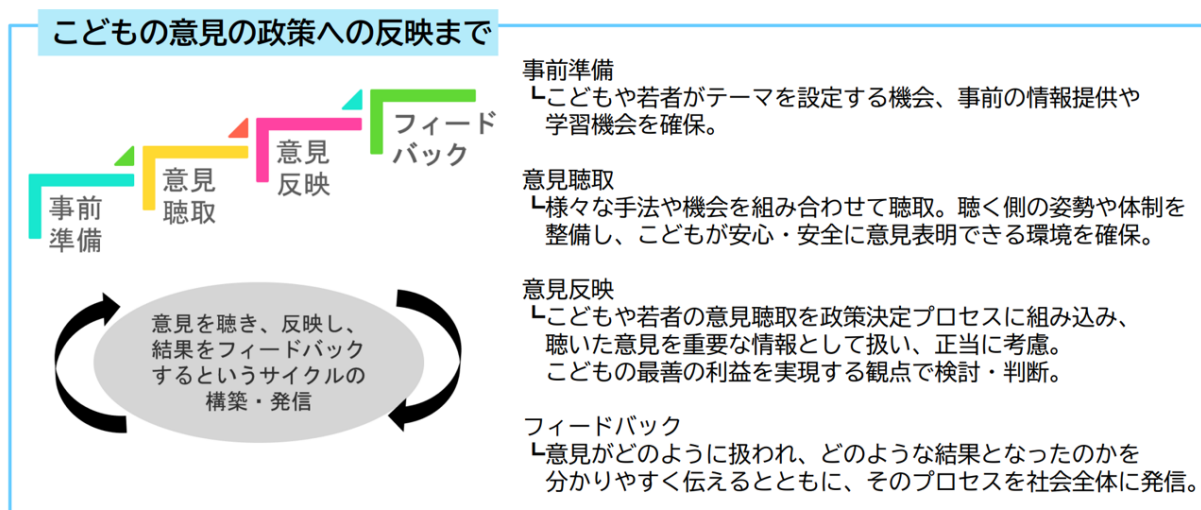
そのプロセスは、「こども法」に示されているように、こどもの基本的権利を尊重するとともに、こどもが安心して暮らすことのできる町環境の整備や、こどもの社会参加を促す大切な機会と言えます。

このワークショップは本町における、子ども・子育て支援について、こどもの視点から見た問題点や課題、必要な支援、解決策などを吸い上げることを目的としています。

#### 2 ワークショップの位置づけ

こども家庭庁の「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」に基づき、今回のワークショップの位置づけを確認しました。

同報告書では、以下のような図のサイクルで、こどもの意見を政策に反映していくことを提言しています。



### 3 ワークショップ設計の考え方

今回のワークショップでは、放課後児童クラブに通う小学1年生から4年生を対象に行いました。こども達からの意見の吸い上げを行ううえで、ワークショップ自体を「こども達が楽しめるように」ということを第一に目指し、設計を行いました。また、幅広い学年のこどもたちが参加するため、どの学年の子でも無理なく楽しめるようなワークショップを目指しました。

具体的な手法としては、「謎解き」をしながら放課後児童クラブ施設の中に設置したポイントを巡り、ポイント毎に本町での生活に関する質問に答えてもらうという形式でワークショップを作成しました。

### 4 テーマ

#### こどもが語る、ごかまちの子育ち支援

### 5 ワークショップの内容

ワークショップの内容を下図に要素を拾い整理します。

事前準備的・協調

#### ① 町を知る

グループ内で協力しながら、町を題材としたゲームやクイズに取り組むこととしました。

自分が住む「五霞町」を知り、町の良さや、同時に不便さなどに目を向けることに繋がる。

例)クイズ、なぞとき、すごろく作り、カードゲーム 等

#### ② 町で暮らすことを知り・考える

実際に、五霞町に住んで良かったのか、悪いと感じているのかを個々のこどもの視点から判断し、その要因を考えるようにしました。

様々な人の立場になって考えることで、人権感覚を養うとともに、自身の困りごとに目を向けることにも繋がっていく。

例)ロールプレイング、ケーススタディ 等

#### ③ 町で暮らす自分の意見を伝える

自分自身が五霞町に住む中で感じている困りごとや、その原因に対して、自由に意見を出し、ワークショップを体験した実感を振り返りとして感想にまとめる作業をおこないました。

例)リフレクション、グループディスカッション 等

意見聴取的・主体

以上のような①～③の各要素を踏まえ、本町の現状や参加するこどもたちの状況を反映したワークショップにしていくとともに、誰もが参加できる環境になるよう心掛けました。

## 第2節 ワークショップの実施

### 1 日程・場所

こどもワークショップは合計2回開催しました。

開催の日程・場所は以下のとおりです。

| 第 1 回 |                         |
|-------|-------------------------|
| 日 時   | 令和6年3月15日（金）13:00～14:00 |
| 場 所   | 五霞幼稚園・保育園 1年生から4年生      |
| 参加人数  | 20人                     |

| 第 2 回 |                         |
|-------|-------------------------|
| 日 時   | 令和6年3月15日（金）15:00～16:00 |
| 場 所   | 川妻認定こども園おひさま 1年生から3年生   |
| 参加人数  | 15人                     |



## 2 本町での生活に関する質問

### ① この町にずっと住んでいたいですか？（有効回答数：34）

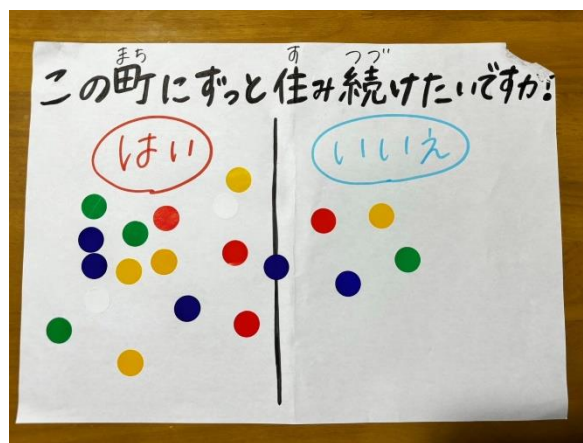
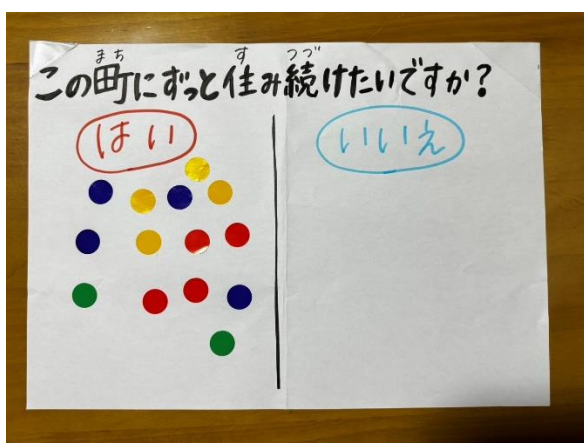
|           | 回答者数 |        |
|-----------|------|--------|
| はい        | 27   | 84.4%  |
| いいえ       | 4    | 12.5%  |
| どちらともいえない | 1    | 3.1%   |
| 合計        | 32   | 100.0% |

#### 「はい」と答えた理由

- ・自然がいっぱいある
- ・本町に住む家族と一緒に居たい
- ・生まれた町だから
- ・まだこの町の知らないところがたくさんある
- ・お年寄りが増えていて、若い人が少なくなると困ると学校で習った

#### 「いいえ」と答えた理由

- ・東京など、他のところにも住んでみたい
- ・お店や遊園地などがない



### 【まとめ】

「この町にずっと住んでいたいのか」という質問に対して、「はい」と答えたこどもは 85.3%と、かなりの割合を占めました。第2回目のワークショップでは、全てのこどもが「はい」を選ぶという、素晴らしい結果でした。

本町に住んでいたい理由として、自然が多いというような環境的な要因のほか、本町に住む家族や友達と一緒に居たいという人に関する意見も多くありました。中には少子高齢化が進む町に対しての課題感を書く子どもも見られました。

一方で、「いいえ」を選択したこども達の意見としては、他の場所に住みたい場所があるというものや、町の中でできることが少ないため、いろいろな機会や場所が豊富にある地に住んでみたいなどの意見も聞かれました。

## ② この町の好きなところは？（有効回答数：32）

### 1 位…気に入っている場所がある（回答者数：16 人、50.0%）

- ・ 学校や児童館が楽しい
- ・ 近くに神社がある
- ・ 土手でスケッチをするのが好き
- ・ 公園がたくさんある

### 2 位…自然が多い（回答者数：9 人、28.1%）

- ・ 自然がいっぱい
- ・ 緑がたくさんある
- ・ 畑とかいろいろあって、野菜も好き
- ・ 虫がいっぱいいる

### 3 位…人とのつながりがある（回答者数：7 人、21.9%）

- ・ 家族や友達がいる
- ・ 友達とのゲームが楽しい
- ・ みんなが笑って過ごしている

## 【まとめ】

こどもたちが考える本町の良いところに関しては「気に入っている場所がある」が 50.0%と、半分のこどもたちが考えているようでした。こども達が普段から本町に愛着を持っており、生活する場所として心地良さを感じていることが伺えます。

2 番目には「自然が多い」があげられ、こども達が本町の自然の豊かさを認識しており、同時にそれを「良さ」として感じていることが伺えます。

3 番目には「人とのつながりがある」という周りの人たちに焦点が当たった回答が多く、自分の住む環境の中で、主な構成要素である「人」という欠かすことができない要素をポジティブに捉えることができているこどもたちが多いと考えられます。

他には「近くに遊園地がある」「やりたいことが近くで何でもできる」というような、大都市である東京や、その近郊へのアクセスの良さを良いところとして認識しているような回答もありました。

③ 住んでいる近くに欲しい場所は？（有効回答数：33）

1位…アミューズメント施設（8人）

- ・遊園地（回答者数：5人）
- ・動物園（回答者数：2人）等

2位…カフェ・レストラン（回答者数：7人）

3位…専門店（回答者数：4人）

→本屋、おもちゃ屋、キャラクターグッズ等

4位…スーパー、コンビニエンスストア（回答者数：4人）

その他

…公園、温泉、プール、高いビル等

【まとめ】

近くに欲しい場所に関しては、こども達が遊べるアミューズメント施設をあげるこどもが最も多く、具体的には遊園地や動物園をあげていました。

カフェやレストランといった食事ができるところや、専門店やスーパー・コンビニエンスストアなど、買物ができるところも欲しいと回答するこどもが次いで多く、ある程度移動しないとそういった施設へのアクセスが難しい面もあるということをこども達も感じているようでした。



### 3 相談者に関する質問

#### ① あなたが一番相談できる人は？（有効回答数：49、多答式）

|       | 回答者数 |        |
|-------|------|--------|
| お父さん  | 8    | 16.3%  |
| お母さん  | 14   | 28.6%  |
| きょうだい | 2    | 4.1%   |
| 祖父母   | 1    | 2.0%   |
| 友達    | 16   | 32.7%  |
| 先生    | 8    | 16.3%  |
| 合計    | 49   | 100.0% |

#### 【まとめ】

「一番相談できる人」としてあげられたのは「友達」が 32.7%と最も多く、本町のこども達は友達とのつながりが深いことが見受けられました。また、家族を回答した人は 51.0%と全体の過半数であり、その中でも「お母さん」と回答した人が 28.6%と多くを占めました。

これらのことから、子ども・子育て支援を考える上で、子どもの悩みに対して適切に対処する方法を、相談先の紹介などを入れながら家族に周知していくことや、こども達に対して、友達から悩みを打ち明けられたときにどうするのが良いかというような内容の情報提供をしていくのも大切だと考えられます。

### 4 課外活動に関する質問

#### ① やってみたい課外活動は？（有効のべ回答数：113、多答式）

##### 1位…ものづくり体験（回答数：24人）

→伝統工芸、キーホルダー作り等

##### 2位…ボランティア体験（回答数：23人）

→ゴミ拾い、お年寄りのお手伝い等

##### 3位…自然の中での体験（回答数：22人）

→キャンプ、山登り等

##### 4位…生活体験（回答数：20人）

→お料理教室等

##### 5位…芸術・文化体験（回答数：18人）

→博物館見学、美術館見学等

## 【まとめ】

課外活動としてやってみたい活動は、伝統工芸やキーホルダー作りといった「ものづくり体験」が最も多くの支持を得ました。

「この町の好きなところは？」という質問に対し、自然が多いと答えたこどもたちが多かったように、キャンプや山登りといった「自然の中での体験」にも人気が集まりました。

上記二つのような、こどもたちが楽しめる活動だけではなく、「生活体験」「ボランティア活動」のような、社会性を身につける活動に関しても関心を持つこどもが多く見られました。



### 第3節 ワークショップの総括

今回のワークショップは、本町で「子ども・子育て支援」を実行していくにあたり、こどもたちの意見を政策に反映するための過程として、「事前準備」と「意見聴取」を重点に置いて行われました。多くの子どもが、「他の町に住んだことがある」という比較対象を持たないこと、また、「町についてどう感じているか」ということを表出化したことがないことを念頭に置き、

- ・ 町を知る
- ・ 町で暮らすことを知り・考える
- ・ 町で暮らす自分の意見を伝える

という要素をワークショップの中に盛り込みました。既に述べたように、こどもたちは比較対象を持っておらず、「今住んでいる町は自分にとってどういうものなのか」ということをこれまで考えたことがなかった側面もあり、「町が好きか」といった単純な質問にも頭を悩ませ、時間をかけて考えるこどもが多く見られました。

「謎解きをしながらアンケートに答える」というワークショップの性質上、こどもたちは、アンケートを神経質に捉えすぎることなく、笑顔を見せて楽しみながら、生の意見を提供してくれました。

当然ながら、自発的に意見を表明できるこどもばかりではなく、自分の意見を表明するのに抵抗のあるこどもも見られましたが、そうしたこどもたちにとっても「謎解き」というワークショップ形式がうまく作用しました。

一方で、上記に説明したワークショップの性質から、今回のワークショップにおいて吸い上げられた意見はこどもたちの本町に対する思いの1ステップ目と捉えられ、「どのような町になったら暮らしやすいか」というようなより深いアイデア等には至っていない部分があります。

これは、こどもたちが普段からそのような視点では生活しておらず、今回のような意見表出の機会を意識的に作っていくことで、徐々に形成されていくものであると考えられます。

以上のことを踏まえ、「子ども・子育て支援」においては、今後も継続的にこどもの意見聴取を行うことが重要だと考えます。

今回のワークショップにおいて自分の住む町について意識し始めたこどもたちは、普段の生活の中で町の良さ、そして不便さに目を向けることができるようになり、課題意識を持ってさらなる意見を表出することが期待できると考えられます。

## 第9章 こども・子育てのためのワークショップ

### 第1節 こども・子育てのためのワークショップの概要

#### 1 目的

アンケート調査によって把握する町民の傾向を補足するものとして、子育て当事者、子どもに深く関わる人の現状に対する気づきや意見（困りごと）、ニーズを把握し、施策の検討材料とすることを目的としています。

#### 2 ワークショップの考え方

今回のワークショップでは、本計画の策定にあたり、現在子育てをしている 20～30 代の母親を対象に、五霞町で子育てをしているうえで感じていることや困っていること、今後の要望等を直接お聞きする場として、グループインタビューを実施しました。

#### 3 テーマ

- ① 子育てにおける悩みごと
- ② こどもの居場所づくり

#### 4 実施日程

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 日 時  | 令和6年11月5日（火）10：30～11：30 |
| 場 所  | ごか西児童館                  |
| 参加人数 | 5人                      |



## 第2節 こども・子育てのためのワークショップの総括

### 1 子育てにおける悩みごと

子育てに関する金銭面・経済面での支援を求める意見があり、他自治体の出産奨励金支給制度などを例に町への対応を求める声がありました。

一方、妊婦の医療福祉制度（マル福）制度や子どものインフルエンザワクチンの全額助成など、町が実施する医療的支援に対する評価があり、これらの継続的な実施とさらなる充実が必要であると思われます。

また、情報ネットワークの充実についての検討は、ここで出産育児をする親にとっては、重要な課題であると感じました。

さらに、給食費の無償化を求める意見もあり、子育て支援に関する悩み事については、概ね経済面に関する意見が中心でした。

### 2 こどもの居場所づくり

こどもの居場所づくりについては、幅広い年齢のこどもたちが遊び、スポーツ、勉強などを一つの施設でできる環境があると良いといった意見があるほか、児童館の利用方法（多くのこどもたちの利用を考慮した対応）の検討が求められています。

宿題の丸付けなど親の負担が大きいことなどから、これらを含めた自主学習の場を要望する声もありました。

また、習い事の本町への送迎がないことなどを考慮し、こどもたちの多様な活動の場を利用する手段を検討し、提供していくことが重要であるとの認識を得ました。幼稚園のこどもの習い事は集団送迎をしてもらえるとうれしいとの声もありました。

このほか、長期休みのお弁当対策として、本町でも親の希望で選択できるような長期休暇時の給食システムへの要請がありました。

以上のことを総括するとこどもの居場所づくりは、親が安心してこども達を遊ばせ、活動させ、自らが学習できる環境づくりを求めており、隣接自治体等で活動する団体などの協力体制を進め、広域的な観点からこどもの居場所づくりを検討していくことが必要です。県境に位置する立地条件などから、隣接市町との連携も取りにくい環境を踏まえたうえで、連携と独自の対策を幅広く住民ニーズを拾い上げて、子育てしやすいまちづくりを進めていくことが求められる課題です。

---

# 五霞町こども計画

(令和7年度～令和11年度)

発行年月：令和7年3月

発行：五霞町役場 健康福祉課

住所：〒306-0392

茨城県猿島郡五霞町小福田 1162 番地 1

T E L : 0280-84-1111 (代表)

---